

1. 議事日程(第2日目)

(平成17年度安芸高田市予算審査特別委員会)

平成17年3月16日
午後1時30分開議
於本庁3階議場

開 会
議 題

- (1) 議案第40号 平成17年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第41号 平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第42号 平成17年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- (4) 議案第43号 平成17年度安芸高田市介護保険特別会計予算

散 会

2. 出席委員は次のとおりである。(21名)

委員	今 村 義 照	委員	塚 本 近
委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	田 中 常 洋	委員	加 藤 英 伸
委員	小 野 剛 世	委員	川 角 一 郎
委員	赤 川 三 郎	委員	松 村 二 三 三
委員	熊 高 昌 三	委員	青 原 敏 治
委員	金 行 哲 昭	委員	杉 原 洋
委員	入 本 和 男	委員	山 本 三 郎
委員	玉 川 祐 光	委員	岡 田 正 信
委員	渡 辺 義 則	委員	亀 岡 等
委員	藤 井 昌 之		

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(23名)

市 長	児 玉 更 太 郎	助 役	増 元 正 信
収 入 役	藤 川 幸 典	参 事	小 野 豊
総 務 部 長	新 川 文 雄	八千代支所長	平 下 和 夫
美土里支所長	立 川 堯 彦	向原支所長	益 田 博 志
高宮支所長	猪 掛 智 則	甲田支所長	武 添 吉 丸
財 政 課 長	垣 野 内 壯	総 務 課 長	高 杉 和 義
市 民 部 長	廣 政 克 行	市 民 生 活 課 長	佐 々 木 亮

税務課長	山本数博	人権推進課長	毛利宣生
福祉保健部長	福田美恵子	社会福祉課長	重本邦明
高齢者福祉課長	沖野和明	保健医療課長	川井清登
社会福祉係主幹	信川敏之	介護保険係主幹	花尾智恵夫
国保医療課長	田村政司		

5. 職務のため出席した事務局職員の職氏名(5名)

事務局長	増本義宣	次長兼総務係長	光下正則
議事調査係長	児玉竹丸	書記	国岡浩祐
書記	倉田英治		

~~~~~○~~~~~

午後1時30分 開会

○今村委員長 前日に引き続き、会議を再開いたします。  
ただ今の出席委員は21名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会を  
いたします。

本日の審査日程は、お手元に配布したとおりでございます。

まず、議案第40号、平成17年度安芸高田市一般会計予算の内、市民部  
に関わる部分を議題といたします。

市民部長から要点の説明を求めます。

廣政市民部長 委員長。

○今村委員長 廣政市民部長。

廣政市民部長 はい、それでは私の方から市民部にかかります歳入歳出の概要を申し  
上げまして、詳細の説明にわたりましては、三課長の方からご説明いた  
しますんで、よろしくをお願いします。

まず、予算書の2ページでございますが、主なる歳入でございますが、  
1款の市税で全体の5税の中で32億2,797万円、歳入をみておりまして、  
対前年度としましては2.8%の伸びでございます。

3ページに参りまして、13款の使用料及び手数料、1項の使用料につき  
ましては4施設の火葬場の使用料として1,321万5,000円、同じく2項の手  
数料に戸籍事務また調整事務の手数料としまして2,787万7,000円計上し  
ておるところでございます。

4ページに参りまして、20款の諸収入の3項の貸付金元利収入、新築住  
宅貸付金元利収入といたしまして4,610万1,000円計上しておるところで  
ございます。

次に主なる歳出としましては、5ページの税務課としましての2款総務  
費、2項の徴税費として1億9,357万9,000円、固定資産の土地評価の統一  
事務も含めておりまして1億9,357万9,000円、対前年度1.7%の減でござ  
います。同款の3項戸籍住民基本台帳費としまして2億7,213万7,000円計  
上しまして、対前年度4.4%の増でございます。

次に人権推進課としましては、3款の民生費、1項の社会福祉費に人権  
推進事業、また消費者行政推進費、男女共同参画プラン策定等の費目と  
して4,891万3,000円計上しておりまして、対前年度11.6%の減額でござ  
います。また、5施設の人権会館、隣保館運営費として7,968万2,000円  
計上しまして10.7%の減額でございます。

次に衛生関係費でございますが、4款の衛生費、1項保健衛生費中に環  
境衛生費としまして2,475万6,000円計上しております。対前年度17.5%  
の増額でございます。また、同項におきましては4施設の火葬場管理運  
営費としまして3,124万円計上しておるところでございます。

芸北広域環境施設組合管理運営費負担金としまして、同款の2項清掃  
費に塵芥処理費3億6,000万計上しております。

以上、主なる歳入歳出を申し上げましたが、それぞれ各課長の方から詳細を申し上げますので、よろしく申し上げます。

○今村委員長  
佐々木市民生活課

続いて、佐々木市民生活課長。

はい、委員長。それでは、市民生活課関係の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書より説明させていただきます。まず、歳入からでございますが、19ページをお願いします。13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、その火葬場使用料が1,321万5,000円でございます。市内4カ所、蓬萊苑、光台苑、甲田火葬場、流雲閣の使用料を計上させていただいております。

続きまして20ページをお願いいたします。20ページの使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料の内、1節総務手数料の説明の2段目でございますが、臨時ナンバー手数料37万5,000円、1件750円の500件を見積もっております。それから同じ目の3節戸籍住民基本台帳手数料でございますが、これは各支所等の見積によりまして、戸籍手数料1,213万3,000円、住民票手数料541万8,000円、印鑑登録手数料444万1,000円、その他証明手数料173万5,000円、計2,372万7,000円でございます。

続きましてその下の2目衛生手数料ですが、保健衛生手数料の内、狂犬病予防事務手数料、登録の頭数が今年の2月1日現在で2,862頭ございます。それかけ単価の550円、157万4,000円の見積を行っております。

続きましてですが、23ページをお願いいたします。14款国庫支出金、3項委託金、1目総務委託金の内、2節戸籍住民基本台帳費委託料、外国人登録事務費委託金としまして80万円でございます。

それでは次は28ページをお願いいたします。28ページ、29ページ。15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、1節の総務管理費委託金の内、2番目の構成統計調査委託金、これは人口移動の統計調査でございます。3万7,000円を計上しております。

29ページで前のページからの続きですが、3款衛生費委託金でございますが、騒音規制事務委任交付金といたしまして県支出金6万3,000円を計上しております。

以上が歳入の市民生活課の歳入でございます。

続きまして歳出の説明に移らせていただきます。歳出におきましては、47ページをお開き下さい。47ページ、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。一般職員人件費が2億6,091万1,000円、36人分。支所、5支所、それから本庁を含めまして36人分の人件費を計上しております。事業費的な戸籍住民基本台帳費といたしましては1,122万6,000円でございます。主なものといたしましては、7節の賃金226万8,000円、この内容といたしましては、高宮支所及び向原支所市民生活課職員の産休職員がいらっしゃいます。その代替としての臨時職の方の賃金を計上しております。需用費345万4,000円、主なものとしましては、消耗品及び追録図書費が主なものでございます。委託料

225万1,000円、これは人的業務委託費でございます。下の使用料及び賃借料の221万1,000円でございます。これは本庁及び支所のコピー機及びレジスターのリース料でございます。

続きまして52ページ、53ページでございますが、国民年金費51万円でございます。年金の資格喪失等の受付等の事務が主な内容でございます。

続きまして61ページをお願いいたします。61ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、7目環境衛生費でございます。本年度3億8,765万9,000円ありますが、その内、環境衛生費としまして環境衛生総務管理費2,475万6,000円、1節から19節の内訳まででございます。主なものといたしまして、委託料でございますが、この委託料の主なものとしましては、市内の河川水質調査委託料でございます。それから負担金及び交付金でございますが、これは主に家庭用の生ごみ処理機購入補助金が530万円、1台あたり上限が2万円ございまして、今年度各支所からの見積をいただいております。約265台で計上しております。その他それからリサイクル推進補助料でございますが、古紙、アルミ缶、スチール缶の団体の収入に対する活動に対する補助金で224万7,000円、公衆衛生推進協議会で98万円、それからごみステーションの設置等に関しまして市内全体で36万円を計上しております。その他24節、28節におきましては、右側の説明にありますように、飲料水供給事業特別会計繰出金等を計上してあります。

62ページをお願いいたします。62ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、9目火葬場費でございますが、市内4カ所の火葬場の運営費でございます。各施設につきましては説明に書いてあるとおりでございます。主な内容といたしましては、各施設ともですね、燃料費及び火葬等の業務委託料でございます。その下にあります4款衛生費、2項清掃費、1目の塵芥処理費3億6,000万円でございますが、芸北広域環境施設組合負担金として事務局よりの金額を計上しております。

以上で、市民生活課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○今村委員長  
山本税務課長

続いて、山本税務課長。

税務課の歳入歳出の説明をさせていただきます。12ページをご覧くださいんですが。12ページの1款市税、1項市民税、個人市民税ですが8億4,875万円、これは節を見ていただきたいんですが、1現年課税分8億4,130万円、滞納繰越分745万円。以上であります。

増額の原因は、現年分の均等割の部分が配偶者の均等割が、本年度から課税をするようになりました。3,000円が均等割なんですが、とりあえず本年度のみ1,500円ほど配偶者の課税をしていくと。270人程度おられるということをお考えとるんですが、その分が増額の大きな原因であります。所得割退職分は、昨年並みというふうにしております。滞納繰越分ですが、今から説明する滞納分については、16年度予算並みは確保せにゃあいけんということで、16年度予算並みでやらせていただいております。

次に法人税ですが、2億7,725万円で現年分が2億7,615万円で滞納繰越分が110万円。増額の原因は法人税のですね、法人税割が16年中の動向を見ようりましたら、市内の企業自体はさほどでもないんですが、本支店の会計で景気の動向が良いというところで、決算の状況が良くなりまして、所得割、法人税割が増えてきております。そういう観点から17年度も同じような状況が続くだろうと、こういうことで増額に、16年の状況を見ながら、16年の金額の伸び具合で予算をさせていただきました。

次に固定資産税の方の説明をさせていただきます。目1の固定資産税、本年度17億8,610万円、現年分17億7,030万円、滞納繰越分1,580万円。これも増額になっておりますが、増額の原因は現年分の家屋の新築の増と、償却資産の増額であります。償却資産はベスト電器、デオデオ、コンビニ等が昨年市内に入ってきて来られまして、それらの償却資産の増を見込んでおります。

次に、2目の国有資産等所在市町村交付金ですが2,146万円、これは16年並みの予算とさせていただいております。

次に軽自動車税であります。本年度8,561万円。現年分8,470万円、滞納繰越分91万円。これは減額になっておりますが、現年分の額が減額になっておりまして、軽4乗用車、軽4貨物自動車、これらが230台あまり16年と比較しまして台数が減っております。そういう加減で減額にさせていただきました。

次に市町村たばこ税ですが、本年度1億8,000万円。節で現年分1億8,000万円、これは16年度の予算の時にですね、禁煙がかなり叫ばれまして、公共機関ではもうたばこを吸うちゃあいけんと。どっか指定して吸うようにというようなことも出てきだしまして、減るだろうと見込んでいたんですが、さほど減らんかったんですね。今年もたばこを見てもらやあ分かりますように、たばこの吸い過ぎに注意しましょう、ガンになりますよというのが書くようになりましたんで、あれでも下がるかと思うんですが、若干は下がるだろうというふうに見とるんですが、16年度の動向を見まして、月1,600万円前後で入ってきてようりました。いうても今、だんだん厳しくなりますんで、今年は月に1,500万円ぐらいを見ていかしてもらおうということで、1億8,000万円の予算にさせていただきました。

次に入湯税ですが、本年度2,880万円。これも現年分のみ2,880万円あります。これも16年度の状況を見させていただきまして、主に高宮の湯の森と美土里の神楽門前湯治村の入湯税であります。いずれも16年度の若干予算よりですね、伸びとりましたんで、16年度の状況にあわせて予算をさせていただきました。180万円ほど増額ということで、本年度の予算をさせてもらっております。

次に、20ページをお願いしたいと思います。20ページ、13款使用料及び手数料、2手数料、目の1総務手数料、節の2徴税手数料220万1,000円、これは諸証明手数料及び公簿閲覧手数料を5支所と本庁、併せたものを

予算させていただいております。督促手数料は存目で上げさせていただいております。

次に、25ページをお願いいたします。款項目は25ページの一番下にあるんですが、款15の県支出金、2県補助金、目の1総務費県補助金、節の1の総務管理費補助金、説明中25ページになるんですが、下から3番目ぐらいになるんですが、自然保護協力奨励金20万6,000円であります。

次に28ページをお願いいたします。県支出金の3項の委託金であります。1目の総務費委託金、節の2徴税费委託金2,650万円、これは個人県民税の賦課徴収事務を市でやっておりますので、その委託料でございます。

次に33ページをお願いいたします。33ページ下の段ですが、20款の諸収入、1項の延滞金加算金及び過料、1目の本年度50万円。節で延滞金50万円、これは一応昨年並みの予算とさせていただきます。2の加算金、3の過料については、存目とさせていただきます。

次に36ページをお願いいたします。36ページ、20款の諸収入。5項の雑入、1目の滞納処分費1,000円ほど存目で上げさせていただきます。2目の弁償金、これも存目で上げさせていただきます。4目の雑入中ですね、説明欄で節の3の雑入の上から7番目に税務課関係雑入として存目で上げさせていただきますが、コピーをして欲しいという方が来られます。それらの収入が入ってきたらここに入れさせていただくというふうになっております。

以上、歳入について説明を終わらせていただきます。

次に歳出について説明させていただきます。43ページをお願いいたします。2款の総務費、1項の総務管理費の10目諸費、一番下の表ですが、23節の償還金利子及び割引料1,300万円、これは市税の還付金でありまして主に法人税の還付が中心であります。

次に45ページをお願いいたします。2款の総務費、2項の徴税费、1目の税務総務費1億3,180万円、これは監査室の方と一緒にございまして、内、23万3,000円は監査室の費用であります。節の説明をさせていただきますが、人件費は省略させていただきます。ここの主なものは、46ページの賃金282万6,000円組ませてもらっております。これは5支所及び本庁の申告事務の補助の臨時の方をお願いしたいということで、上げさせていただきます。

次に、需用費が94万7,000円ですが、法律の追録など図書の購入などが主なものであります。

次に委託料ですが、149万7,000円、これは公図をコピーしたりするコピー機があるんですが、これらの管理委託とか保守点検委託料とかいうものが主なものであります。

次に、2目の賦課徴収費であります。6,177万9,000円組ませてもらっております。説明欄に書いてあるんですが、賦課徴収費で2,787万8,000円で、本年度から新たに事業をいうことで上げさせていただきます。

固定資産税適正化事業費ということで3,390万1,000円上げさせてもらっております。賦課徴収費の方は滞納整理で、納付書の発送関係の方が主であります。ちょっと節の説明をさせていただきますが、8番の報償費ですが1,875万円、これらの賦課徴収費なんですけど、納税組合の奨励金が875万円で全納奨励金が1,000万、旅費も賦課徴収が滞納整理の関係が主なんですけど、職員の出張で70万を賦課徴収費の方で組んでおります。需用費ですが、227万円の内217万円が賦課徴収の方で納付書の印刷等が主なものであります。委託料でありますけど、賦課徴収の方で市民税の源泉徴収票が来るんですけど、これはかなりの数がありまして、4万件ぐらいあります。これを電算へ打ち込んでですね、パンチ入力いうんで民間へ委託したりして入力してもらいます。それやら、公図の分筆なんかで修正がありますが、これらの修正業務の委託を見ております。これらが賦課徴収の方で550万円あまり委託をするようにしております。それで、固定資産税適正化事業の方なんですけど、これは一般的には3年に1回評価替えというのがありまして、社会情勢の動向を見ながら標準値の評価を決めてですね、それを関連する地域へ波及させて評価額を決めていくという一連の事務があるんですけど、合併いたしましてですね、特に埋め立て地の見方が各町考え方が若干違う面があります。具体的に言いますと、あるまちは宅地の9割でみたり、あるまちは宅地の7割でみたり、まだまだ詳細にわたってですね、基準を決められとったりいうことで、そのまちの時代がそれが統一されとったんで良かったんでありますが、それが市内で一つになったということで、そこへ公平性に欠くような現象が出てきたということで、単年度で一遍に6町分やれということと人数も要りますし、時間も要りますし、とてもじゃないができませんというところで、5年かけてですね、21年度の評価替えにはもう是正をするんじゃないということ、まず吉田町から埋立地の現況調査をしようという、各地見直しということなんですけど、評価替えの業務を含めてですね、是正をしていく事業をこの中でやっていこうということで、予算をさせていただきました。主なものは委託料が主なものでありまして、固定資産の異動の評価処理の業務。評価替えの鑑定評価業務、これは吉田町の路線価でやっておられますんで、吉田町の部分を本年度やるように、これは通常でもやる分ですが、他の5町村は昨年度やらせていただきました。18年度の評価替えに併せてやります。各地見直し業務、これがですね、本年度は吉田町、来年は向原、再来年は甲田・八千代、その次は高宮・美土里というかたちでやらせてもらおうと思っております。固定資産税適正化事業については以上であります。

以上、支出の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○今村委員長  
毛利人権推進課長

続いて、毛利人権推進課長。

委員長。それでは、人権推進課関係の予算説明をさせていただきます。まず歳入からご説明申し上げます。19ページをお開き下さい。13款の使用料・手数料、それから1項の使用料、それから2目の民生費使用料の内、



社会福祉施設使用料、2人権会館等使用料ということで、5館分の使用料2万2,000円を計上しております。

それから続いて25ページをお開き下さい。25ページの15款の県支出金、2項の県補助金、2目の民生費県補助金、それから1節の社会福祉補助金の内、4段目の隣保館運営費補助金、これも5館分ですね、隣保館の運営補助金2,912万3,000円を計上しております。それからその下の住宅新築資金等貸付助成費補助金725万2,000円でございますけれども、これは昭和51年から61年の間にですね、起債の借上比率と、住宅資金の借受者の借受利息の差額分を国から県を経由で補填してくれるということで、予算計上しております。それから続いて住宅新築資金等の貸付助成事業償還推進助成費104万4,000円ですけれども、これは住宅資金の保管推進費ということで事務費の補助金でございます。

それから26ページをお開き下さい。中ほどにあります消費生活センター設置費事業費補助金64万4,000円でございます。これは新年度におきまして非常に現在ですね、架空請求とかあるいはオレオレ詐欺とかですね、非常に安芸高田市におきましてもですね、苦情の相談が増えております。それらを勘案いたしましてですね、相談員を設置するということで、新年度から1名の方を設置し、週1回ですね、今では水曜日ぐらいに来ていただいて、そして相談業務にあたるということで、県の補助金をいただいて64万4,000円を計上しております。

それから続いて34ページをお開き下さい。20款の諸収入、3項の貸付金元利収入、1目の住宅新築資金貸付元利収入4,610万1,000円、昨年対比136万2,000円の減でございますけれども、1節では現年度分の元利収入3,110万円を計上しております。それから2節につきましては、滞納繰越分管理収入として1,500万円を計上しております。それから3節では繰上償還金として存目で上げております。昨年対比136万2,000円の減でございますけれども、現年度分収入の調定費が5,100万円ぐらいからですね、4,400万程度に落ちます。見込みとしては70%をですねそれぞれ各昨年と同じ比率をかけておりますけれども、そこらでですね、金額がかなり下がっております。それと、次のですね、滞納繰越分の元利収入、これは現年度分とですね、反対にですね、3億3,500万円から3億4,300万円が調定費になりますけれども、昨年は3.5%のですね、見込みでしたけれども、新年度では4.4%のですね、比率で見込んでおります。しかしながら、現年度分が下がったということでですね、昨年対比のですね、減になっているということでございます。それから2目の結婚支度資金貸付元利収入67万3,000円、20万6,000円の前年対比の増ですけども、1節の37万3,000円を新年度は計上しております。続いて2節では結婚支度資金の滞納繰越金分を30万円計上しております。昨年の実績を踏まえてですね、予算計上しております。それから3目の世帯厚生資金貸付元利収入、1節の現年度分の元利収入でございますけれども5万5,000円、それから滞納繰越分の元利収入として2節8万2,000円を計上しております。これらも

16年度分の歳入をですね参考に、予算計上しております。

それでは、歳入の説明を終わらせていただきまして、次に歳出の説明を申し上げます。

53ページをお開き下さい。3款の民生費、項の社会福祉費、7目の人権推進費でございます。4,891万3,000円、昨年対比642万6,000円の減でございます。まず、人権推進費として人権推進事業費としまして啓発を中心としたですね、予算計上ですけども4,750万9,000円を見込んでおります。それから新たな事業でございます消費者行政推進費といたしまして140万4,000円、これにつきましては報酬の関係、それから需用費といたしまして1階のですね、保健福祉関係のですね、相談室があります。そこを改造するという事で需用費の修繕費を予算化しております。それから備品購入費として20万円ばかり予算化しております。それから今年度男女共同参画の推進プランを作成いたします。その予算として500万円、13節のですね、委託費の中に686万5,000円の中にですね、業務委託費、印刷製本費も含んだですね、400万円を計上しておりますし、策定委員の報酬とか、あるいはまた懇話会のですね、委員さんの報償費、1目なりですね、それから旧の報償費にですね、併せて100万円ばかりを予算化しております。それから減額の主なものでございますけれども、各種団体のですね、助成金を17年度の予算計画書並びにですね、本市の行財政改革にご理解をいただいたということでですね、684万円ばかり減額しているのが全体のですね、予算の減になっております。

それから、次のページ、54ページをお開き下さい。20節の扶助費でございますけども、これも昨年対比562万3,000円ばかり減額となっております。これは職業訓練とか就業支度金、技能習得、自動車の運転免許、それから高齢者の援護資金等を給付しておりますけども、16年度の実績見込みということでですね、本年度減額してですね、計上しております。

次に、8目の隣保館費、隣保館運営費でございます。5館分の一般職員の人件費5名分の常勤の職員人件費を4,161万7,000円、それから5館の人権会館の人権啓発を中心とした予算ということでですね、吉田の人権会館995万6,000円から美土里教育集会所401万2,000円、6館分の合計としてですね、3,806万5,000円をそれぞれの費目に分けてですね、予算化しております。減額の主なるものは、高宮町さんのですね、人権会館の下水道の連結をですね、工事請負費が150万ばかり、本年度は工事請負費がないということや、また報償費とかあるいは旅費、また需用費等々、非常に節約予算をさせていただいたということで、減額となっております。

以上で、人権推進課の説明を終わらせていただきます。

今村委員長  
明木委員  
今村委員長  
明木委員

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員長。

明木一悦君。

一問一答ということなんで、少しずつ行かせていただこうと思いま

すけども、今回、住民基本台帳費がですね、増えてるわけですけど、これは現在ですね、こういう住民基本カードっていうのがありますけど、これはどれくらいの使用率があって、今後どのようなふうにならぬ利用されようとしているのか、お聞きしたいと思います。

佐々木市民生活課長

委員長。

○今村委員長

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長

住民基本台帳カードについての今の発行件数と、それから将来の利用についてということで、お答えさせていただきますが、現在、住民基本台帳カードは、48枚出ております。それによりまして公的個人認証をされとる方が2件か3件だと思います。それは市全体でございます。市全体で話させていただきます。それで、その他その住民基本台帳カードを持ってその他の税務申告に使われる場合が、多分今の公的個人認証、所得税の申告が国税の場合はその公的個人の認証を使ってですね、申告ができるというシステムになりましたので、そのために今公的個人のが2、3件だと思います。その他、諸々の使い方によることがあります。いろんな条件が、例えばそれを持って印鑑証明の登録カードとしてそれをもって申請すると。申請書を書いていただくということとかなですね、いろんな使い道があるんではございますが、いろんな県の国の住基に関するもの以外にやる場合につきましては、まず議会の承諾が要ることになっております。現在におきましては、まだ若干48枚での発効件数ということでございまして、それがまだいかなるものにも使えるかというのは、今からの社会が進んでいく中での利便性において発生してくるものだと思いますんで、今はそれ以上の利用に関しての考えはございません。以上です。

明木委員

委員長。

今村委員長

明木一悦君。

明木委員

48枚というのは非常に少ないと思うんですよね。既にこれが出て3年ぐらいになるんじゃないかと思うんですけど、実際にですね、この普及活動というのは、今回どれくらいやられているのか、実際に今後ですね、こういうものが今市長がどんどんどんどん進められてます、電子自治体の方にでもですね、つながってくるものではないかなというふうにも考えられるんですが、そのあたり、どのようにこれからこれを進められようとしているのか。今回の予算計上の中に、そういうものが入ってるのか、お伺いします。

佐々木市民生活課長

委員長。

○今村委員長

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長

先ほどの質問でちょっと1点落ちておったんですが、予算がちょっと増えとるということでございますが、前年度ですね、16年度の戸籍住民基本台帳費は1,117万3,000円でございます。ですから今年度は住民基本台帳費の増としましては5万3,000円ぐらいだと思います。それが大きな住民基本台帳費の増と。増というのは人件費の増ということになるかと

思います。それで今言われたように、電子自治体が進んでくるということにつきましては、今、広島県広島市、福山市、呉市というかたちで、広島県全体の中で共通的な使えるもので、電子自治体という考え方で、申告等、一緒の様式というのが研究されておりますが、今、安芸高田市としてはまだそこまでの一緒に歩みを乗せてやっていくことがちょっとまだ無理でございますので、また何年か後につきましては、落ち着いたところでそういう電子自治体、広島県内の電子自治体というものに関して参加をするようになろうと思います。が、今現在の私どもの方の考え方であり、その住基カードの運用につきましては、住基カードが始まる以降、まったく普及活動等につきましては、してはおりません。以上でございます。

明木委員 委員長。

今村委員長 明木一悦君。

明木委員 違う質問で、先ほど税務課長の方からの滞納の件について、ちょっとあったんですけど、滞納繰越分をですね、16年度分並みということで説明をいただいたんですけど、16年度並みということは、今年ですね、滞納を徴収していくのですね、今より以上は無理なのか、それで16年度並みにされたのか、17年はもう少し上げてみようとかというようなことは考えられてないのか、その辺をお伺いします。

○今村委員長 山本税務課長。

山本税務課長 16年中に約3,000万ばかり徴収を、総額ですよ、国保も含めて。3,000万ばかり集めとるんですが、16年度の予算は14年度の各町の徴収額を調べまして、16年度の滞納徴収額をはじき出していったという経緯があるんです。過年度をそういうように徴収してきておりますんで、減ります。現年度がそれに加わってくるんですが、一番いいのは滞納額の90%を集めるとかいう目標を持ってですね、空にしていくという方向を持った方がいいんですが、いろいろ手を尽くしてみたりしてやっていきようんですが、可能な範囲で努力の分を含めてですね、目標数値としてあげるべきだろうということで、基本的には14年度中に各町が集めた額は下回らんようにしようと、こういうことであります。対象になる滞納額ですが、集めておりますんで減っておりますので、収納率からすれば昨年は15%でしたが本年は17%になるとかというようなかたちで予算をさせてもらっております。以上です。

今村委員長 他に質疑はありませんか。

小野委員 委員長。

今村委員長 5番、小野剛世君。

小野委員 はい。この税のみならず未納金等々、市全体で併せて金額を出しますとかなりのものになってくるわけでありまして、今回は税のことでご質問申し上げますけども、やっぱり市民感情としましては、100万、200万でない金を、億に近い金が未納になっておるということでありますから、やっぱり税を払わなくていいのかというような感情も多くあるわけ

ですが、これは合併前に6町の中でそれぞれ対応されてきたことが、ここへ積み上げてきてこういう結果になったんだらうと思っておりまして、聞くところによりますと、旧町時代に督促も催促もしないまま、税の时效は短うございますから、ほったらかしになっとったようなところが結構あったのではなかろうかというような話しも聞いております。今さら旧6町の責任を云々することは、なかなか難しいんだらうと思いますけれども、どこかでやっぱり市民に分かりやすいスタイルを取るべきだらうと思うわけでございます。

お伺いしますけれども、税の督促等々につきましては、きっちりと過年度分はどの程度に分までおやりになっているのか。とんと今お話しを聞きますと14年度の云々というような話しが出ておりましたけれども、これから先手が付かないのか。そうであるならばまとめていくくらいあって、これは収入として見込めないよと。いつまでも残すのではなく、どっかで切らなくてはならないだらうというような思いがいたしております。といいますのも、1万円徴収するのに3万円の経費がかかるといったような実態も実は出てくるのではなかろうかと。特に合併前のことに遡ってやる場合には、私は基本的に非常に苦言でありますけれども、やっぱり時の最高責任者である執行部の方がですが、6町とも大いに反省してもらわなければならないだらうと、そういう思いがいたしておるんであります。そういう意味におきまして、何かどこかではっきりと筋道を立てるとい方向で一方では進んでいき、一方では当然これは徴収するのが当たり前でありますから、その努力をしていただきたい。いつまでもですね、17年も18年も、19年もですね、そういう経費ばかりがかかって、これがそのままになって、あるべき数億の金がですね、収入のなんというんですか、バブルのようなかたちの中で昨日も審議しましたように、300万の資産を買うのがどうだこうだと言ってるような現状の中でですね、そういう数千万、数億の金がですね、どうなっとるかというような感じがしております。ですから昨年の本会議でもそういう質問等がありましたけれども、やっぱりプロジェクトをつくっておやりになっとるんだと思いますから、けじめのある、折り目正しいかたちでですね、だめなものはだめと。これは法的なものがありますから、一概に感覚的にものが言えないと思うんでありますけれども、そういったようなことがないですね、いつまでたってもダラダラとなってくるだらうと。ただ、市民感情としましたら、先ほど申しましたように、ある人が私に言いました。実は請求が来ないんだと。旧町時代にですよ。そういうようなことも現実にあったようでございますので、そこらへんの責任を今取るというもおかしの話しではありますけれども、新しい市ではそういうことはないだらうと思うんでありますけれども、膨大な経費もかかるだらうと思います。市民に対する親切ということも併せて、今後はそういうことは的確にやっていただきたいし、そういうものをいつまでも放っておくということは、私は経費がかかるということもありますので、こう

ということもありますので、そこらへんの私の思いと執行部の方の考え方の、ちょっとお示しをいただきたいと思うんであります。

○今村委員長 山本税務課長。

山本税務課長 ただ今の質問は過年度分についての請求手続き、そういうことをどうしとるんかということと、過年度分についての精査を試みたらどうかということだったと思うんですが、去年は持ち寄った滞納額に対してです、滞納者に対して催告状を送らせていただきました。ほぼ全員に送ったつもりではありますが、なんぼか問題をかかえとるようなものは外しましたですが、それに対して面接を行なって、状況の把握に努めて参りました。随分把握もできましたんで、市としての姿勢というのをいかにやあいけませんので、かなりひどい人はですね、差し押さえを始めさせていただいております。市としての姿勢の確立を16年からすぐやりやあえかったんですが、やっぱり状況の把握、経過いうのも把握せんやあいけませんので、17年度中にはもう目に見えた姿勢を示していきたいというふうに思っております。そういうようなのを含めながら今の滞納の予算を14年度やとった分には最低でも集めて、市の姿勢としては滞納になったら、もう差し押さえになるんじゃないというような、1つのルールというようなものを確立していきたいというように思っております。その中でですね、今の持ち寄った滞納金については、問題のあるものもあります。指を折ってみりやあ、時効になつとるようなものもあります。そういうようなんで、ゴネ得というようになってやあいけませんので、それらも含めて考えながら整理をさせていただこうと、こういうように考えております。以上であります。

入本委員 委員長。

○今村委員長 入本和男君。

入本委員 これは滞納整理本部長は助役がなつとられるわけでございます。それで、税務課だけにかかわらずですね、全般に関してですね、税務課も含めてですね、本部長としてのこの度の予算に反映される数字も、ある程度指令を出されたんじゃないかと思うわけです。その点についてできれば今回は税務課が対象ですが、その意気込みがこの数字に表れとるんだと思うんですが、担当課だけではないと思うんです。その辺りを助役の方から答弁をお願いしたいと思います。

増元助役 委員長。

○今村委員長 増元助役。

増元助役 昨年来、本会議でもいろいろと議論をしていただいておりますけれども、先ほど課長が申しましたとおり、市としての姿勢、全体としての姿勢を示す必要があると。旧6町の取り組みはいろいろありまして、滞納整理組合等も組織してやってきたと。それはそれとして評価をいたしまして、市としての姿勢を示す必要があるんじゃないかということでのことでありまして、去年の7月に税だけではなく、他の使用料あるいはし尿等も含めたですね、上下水道等々、

様々な滞納があるわけでごさいます、その全体のまず把握をしていただくということでの全町的な組織としての滞納整理を、対策本部をとということでごさいます。昨年の7月であったと思いますが、組織化をさせていただきました。まずは全体の把握をと、あるいは分析をと。そしてそれに基づいて面接あるいは催告状を出すというふうなことを、昨年の16年度の重点項目としてやらせていただいたと。各部署、努力をしてくれまして、それなりの実績を上げることができたというふうに思います。総額では約1億円近いものをですね、現年分、過年分、徴収をさせていただいております。上下水道におきまして、給水停止でありますとか、あるいは債権の差し押さえ等々もですね、最終的にはその部分についてはさせていただいております。そういったことで、17年度はさらにそういった取り組みをですね、強化をしていくといいでしょうか、各部署職員の法的な知識も含めましてですね、研修を深めて、やっぱり法律に基づいて行なうというふうなかたちでいかなきゃいけないというふうに思います。そういう意味では、研修等も行いながらやっていくと、

滞納処分といいましょうか、時効の成立でありますとか、不納欠損でありますとか、こういった手法につきましてもですね、これは法令に基づいて、実態に則した公平性を保ちながらということで作らせていただきたいというふうに思います。そういうことで、17年度もですね、そういった意味での努力目標も含めながらのですね、予算計上をさせていただいております。ただ、現状としましたら、現年分がかなりやはり発生をしておるということは、やはり景気の低迷等ありまして、非常に厳しい部分もあるのかなというふうに思っております。

公平性の確保というふうなことの中からですね、やっぱりゴネ得というんじゃないしに、やはり支払能力のある方には国民の義務としての納税に努めていただくと。使う方もきちっと公開をしながら効率よく使わせていただくということを併せてですね、やっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

小野委員 委員長。

今村委員長 5番、小野剛世君。

小野委員 ただ今お聞かせいただいて、非常に心強く感じております。正にそのとおりだと思うんであります。したがって、一般市民としましてはですね、やっぱりゴネ得というか、何かを、例えば道路の舗装をお願いするというような話があった時があったときでも、お金がないというのが先に来て、我々もそういうような説明をするわけでごさいますけども、一方において、数億の金ですね、こういう状況になっとるのはどうなんかなといったようなご指摘もだんだんとあるわけでごさいます、やっぱり市民として国民として、義務を果たさなければならんのだという意識を啓蒙するということも併せてですね、また手当とか補助金は逆にそういう人も要求しておるわけでごさいます、そこら辺のところのですね、今おやりになってることは非常にいいことだと思いますんで、

市の側から市の姿勢というものをですね、どっかで、何かの機会にですね、こういう厳しい態度でいっておるんだと。三次のように職員全部がお金を払うといったような、そういったようなケースもあるわけがございますし、そうでないとするならば、やっぱり市の姿勢というものをはっきりとどこかで示して、市民にもですね、納得していただきながら、今の考えのことを推進していただけたらありがたいと、このように要望しておきます。以上です。

- 入本委員 委員長。  
○今村委員長 入本和男君。  
入本委員 先ほど本部長の方の答弁があったわけですが、税について、滞納については非常に住民の方が関心を持っておられてですね、滞納する気はないんですが、我々議員に対してもですね、滞納について聞かれることが多いんです。それで、せっかくですから、全員協というのが月1回ありますんで、毎月とはいいませんけど、年に1回か2回はですね、プライバシーの範囲内ですね、成果表をですね、報告いただければと。ありがたいと。例えば市税の滞納が何件で、何件成果があったと。歳入はなんぼあったというような報告書は出せると思うんです。そういう点をひとつ本部長として、ちょっとここで報告を求めたいと思うんですが。
- 増元助役 委員長。  
○今村委員長 増元助役。  
増元助役 はい。昨年からの懸案でもあったというふうに思います。議会等へも報告させていただくということを申し上げておりましたし、決算等では当然でてるわけでございますが、期中におきまして半期でありますとか、四半期でありますとか、そういった節目にはですね、やっぱり報告をさせていただき、また広報等もですね、やはり情報の公開ということでしょうか、そういったことも市民の皆さんからはですね、そういったご意見もお聞きしておりますので、適切なる判断のもとに、また議会の方にも当然、報告をさせていただきたい。そして一緒に取り組んでいきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。
- 今村委員長 他に質疑はありませんか。  
明木委員 委員長。  
今村委員長 明木一悦君。  
明木委員 はい。違うんですけど、62ページ。衛生費、し尿処理費の方がですね、これ16年度から減ってるわけなんですけど、減になってるわけですね。それで、以前に清流園の方ではですね、2割ばかりのオーバ的な処理があるという問題があったと思うんですけど...し尿は建設ですか。わかりました。じゃあ60ページ。保健センター運営費の...
- 今村委員長 これは福祉保健部ですね。  
明木委員 はい、わかりました。じゃあいいです。  
今村委員長 暫時休憩といたします。2時50分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~


午後2時38分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~○~~~~~

今村委員長 休憩を閉じて再開いたします。  
他に質疑はありませんか。

山本委員 委員長。

今村委員長 15番、山本三郎君。

山本委員 はい。54ページをお願いします。まず最初、目の隣保館費という目ですが、これは平成9年からね社会福祉法上ではこういう福祉施設としては一般対策事業に位置づけを国がしとられるんですがね。そして皆さんもご承知のように平成13年の後半にこの地対財特法が切れて、14年度から一般財源へ移すということになっております。そして、この隣保館費という目をです、私はこれはどうしてもそういうので残さにゃあいけん理由がどういふものであるんかいうところをまず聞かせていただきたいのが1点とです、そして、私が先ほど説明を聞き逃したのかもしれないんですが、この各5町の吉田・八千代・高宮・甲田・美土里、これらに対しての人権福祉、人権会館に対します中ですね、団体の助成金というものがこの17年度では昨年は吉田町が400万とか、八千代町が315万とかいうように助成金を出しておりますがね、このものが今年度ではどういふような状況になつとるかいうことをひとつお聞かせ願いたいと思います。

毛利人権推進課長 委員長。

○今村委員長 毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 はい。目のですね、隣保館費あるいは隣保館運営費等ですね、名称の関係でございますけども、国の事業といたしましては隣保館の運営費事業ということでですね、補助金をお金をもらっておるわけでございます。それで、国の要綱そのものもですね、隣保館という名称を使用しております、それに従いましてですね、目あるいはまた名称につきましても隣保館運営費というかたちで、そういう名称ですね、国に従いましてから使用させていただいているというところでございます。

それから、隣保館費にかかります各市民会議といいますが、町民組織での補助金でございますけども、吉田人権会館にあってはですね、153万9,000円、それから高宮町においてはですね、同企連とか、あるいはまた宗教団体の人権推進、また世界人権宣言というかたちでですね、22万2,000円出ております。それから甲田町におきましてはですね、世界人権宣言の甲田実行委員会の29万7,000円、それからそれが一応隣保館費で組まれている人権推進団体への助成金は以上でございます。

山本委員 委員長。

今村委員長 15番、山本三郎君。

山本委員 はい。今の目の隣保館費というのを国の隣保館費という名目で来とるといふご説明でしたが、平成14年度からこういう一般対策事業にもつ

ていくように国のあれがあるんですから、私はこれは人権会館費ですっきりした方がいいんじゃないかということは、まだできんですか。やっぱり国から制度上きとるということになれば、そういうように持って行かなくてはならないというものがあるんですかね。

私は、これみな説明欄には人権会館という名目になっとるんですから、そういう目に切り替えをされた方がすっきりすると思いますが、どういうように考えておられますかね。

○今村委員長 廣政市民部長。

廣政市民部長 お説のようにですね、国の補助金の方にも隣保館運営費としての補助金というかたちでいただいとるわけですよ。運営としてはこの人権の啓発の拠点としてのこの会館の運営というかたちになると。今運用しているということでございまして、この件につきましてですね、ちょっと協議をさせていただきまして、また来年度以降ですね、反映をさせてもらおうということで、今年度につきましては、一応国の制度上のかたちがありますんで、その補助金をいただく中での存目というかたちでお願いしたいと、このように思います。

山本委員 委員長。

今村委員長 15番、山本三郎君。

山本委員 検討を今後してみるというお返事でございます。是非、検討して、すっきりした予算編成の目にした方がいいと思いますんで、よろしくお願ひします。

藤井委員 関連で。

今村委員長 21番、藤井昌之君。

藤井委員 今の説明の中で宗教法人に対する部分があったと思うんですけど、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

毛利人権推進課長 委員長。

○今村委員長 毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 高宮町でございますけれども、町内ですね、10か寺の寺院における人権学習の普及推進ということで、高宮町真宗寺院連絡協議会での補助金でございます。町内ですね、10か寺がですね、寺院内における人権思想の普及をですね、推進しているということで、助成金として2万円補助しているということでございます。

岡田委員 委員長。

今村委員長 18番、岡田正信君。

岡田委員 今のにも関連しますけど、この上の7の人権推進費の中に、各種団体の補助金が付いとるわけですよ。区分の19の1,718万3,000円、これは去年のよりは減したと。実績はあって減したと。去年の実績はどういうようだったから減したのか、ひとつお伺いすると、それから区分の20で、去年もここね、ちょっと分からんようになっとるんよね。この予算書では、これ1枚はぐらにゃあわからんのよ。あこで終わりがいのと思うて、今年はないんか思うとったらここへあったよね。それで、これも

16年度の実績で5項目による援助資金の支給、5項目について実績がどうやったんか、お尋ねします。

毛利人権推進課長  
○今村委員長  
毛利人権推進課長

委員長。

毛利人権推進課長。

はい。19節の負担金補助及び交付金の1,718万3,000円でございますけれども、昨年対比684万円の減額をしております。その主なる減額のものは、運動体の助成金ということで1,500万円昨年度計上したものを980万円というかたちです。16年度の決算見込み並びに17年度のです。予算の計画書、また本市が進めております行財政計画にもですね、協力するということで、減額をしていただいたものでございます。それから扶助費に関わる1,940万6,000円、昨年対比562万3,000円の減でございますが、職業訓練校の援護資金が17年度2月末現在で1件、それから就業支度資金が4件、それから技能習得資金が7件、それから自動車の運転免許の資金が7件、それから高齢者の援護資金が158件でございます。それらを勘案してですね、今年度は件数をですね、職業訓練校については2件、それから就業支度金につきましては4件、それから技能習得につきましては8件、それから自動車運転免許については11件、それから高齢者の援護資金が170件を計上させていただき、これを減額計上したものでございます。

岡田委員  
今村委員長  
岡田委員

委員長。

18番、岡田正信君。

団体助成金の問題ではそういう計画書に基づいてという、それから行政改革の一環ということで減額したということでしたが、団体の計画書はどんな計画書があるんですか。主なんでもいいです。

それと、今の扶助費の問題では、昨年の実績と今年の予算編成においての数値を言われました。高齢者の方は高齢者になりますから増える傾向じゃないのは制度がある以上、増えますね。それで、この規則に基づいて家族の市税の18万円ですか、税金を18万円以下の所帯に対して支給するという条項がありますよね。それにはこれに出ない場合に、どういようなことで申請があった場合に、所得税が、市税が納められんような状況の中で、例えばサラリーマンでなしに勤めてない場合は、出ん場合がありますよね。その点はどのように調整されたんか。その点をお伺いします。2つ。

毛利人権推進課長  
○今村委員長  
毛利人権推進課長

委員長。

毛利人権推進課長。

17年度のです。新年度の団体活動事業ということで、運動団体への計画書でございますが、大項目でご説明申し上げます。事務費として350万、それから研修費として200万、報道費として150万、同じく啓発費として150万、負担金といたしまして80万、予備費として70万、しめて1,000万円でございます。その内、自己負担金といいますが、会費の納入分が20万ございまして、支出といたしましては980万円を予算化し

たものでございます。

それから扶助費の件でございますけれども、該当者へのですね、支給の範囲といえますか、制限がございますけど、18万円以下の所得課税額というかたちになっておりますんで、その中でその範囲にあるものは支給しております。以上でございます。

○今村委員長 他に質疑はありませんか。

金行委員 委員長。

○今村委員長 12番、金行哲昭君。

金行委員 予算書の61ページの環境衛生総務管理費がございますよね、あの中に環境衛生いうんが、各町に環境衛生いうんがありますが、あれは6町環境衛生いうのは設立されとるんですかね。公衛協ですが、あれも含まれとるんでしょ。あの中へ環境衛生の公衛協の分が含まれとるんでしょ。補助金等々。じゃけ、あれは6町それは設立されとるんですか。

佐々木市民生活課 委員長。

○今村委員長 佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課 はい。失礼します。公衛協で、公衆衛生推進協議会であろうと思えます。これは合併前の6町ありますが、5町でございます。現在は一緒になられまして安芸高田市公衆衛生推進協議会ということであります。

金行委員 委員長。

○今村委員長 12番、金行哲昭君。

金行委員 合併しまして、じゃけえ6町が1つになって活動されとるということで補助金が出とるということですよ。これから。

佐々木市民生活課 はい。

金行委員 はい、了解。

松村委員 委員長。

○今村委員長 9番、松村ユキミさん。

松村委員 60ページ環境衛生費の中を、大変詳しく河川の水質検査とカリサイクル循環型社会を目指していろいろ細やかに説明いただいたわけですが、思い起こして見ますと昨年は本当に台風の襲来とか、中越地震等々で災いという年の名前が付くぐらいに自然災害があったわけですが、このことが即温暖化現象と結びつくかどうかということは私も分かりませんが、いずれにいたしましても今、先だって京都議定書で発表がございましたように、エネルギーの消費量、そういうふうなことが大変21世紀の大きな課題ともなっております。そうした中で、本市におきまして、そこらあたりのエネルギー消費、これはもう国民一人ひとりが家庭の内でも気を付けてやることは自覚するわけですが、これをやはり何かのかたちでアピールしながら国民一人ひとりの行動へ移して行くことが大事じゃないかと思えますが、そこらあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

佐々木市民生活課 委員長。

今村委員長 佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長

はい、失礼いたします。テレビ等では言っております地球温暖化に対する京都議定書の基準等におきまして、日本国内におきましても事業所の二酸化炭素の温暖化に対する排出の努力が出されるところだと思えます。その後、各地方自治体、それから各家庭でどういうふうに地球温暖化に対してみんなが法人、個人とも同じ意識を持ち、また同じ責任を持ち合いながら、どういうふうに行動していくかということが問題でありますし、地球温暖化対策の推進に関する法律という面におきましても、地方自治体、要するに県、市町村がその実行計画をつくり、それをまた、自治体におかれましてはその自治体が発する温暖化に対する、どういうふうに対応して、その計画を策定して実行し、また公表していくか。それをまた、各住民、世帯に関しては、どういうふうなアピールをして働きかけていくか、これはしなければならないというのが、今の先ほど言いました地球温暖化対策の推進に関する法律であろうと思われまます。それで、それは法律というのはかなり前に、合併前に施行されて、なかなかこれができてなかったということでございますので、その後につきましては、私どもの方といたしましては、市役所のですね、関係の部署に、こういう働きかけをしなくちゃいけないというかたちで提起させていただき、その今いろんな計画書等をつくっていくのに難しい中ですね、やはりこの市役所という事業所がどういうふうに温暖化に対する取り組みをしていきようかというような、アピールの仕方というのをですね、働きかけていかねばならないとは、私は今思っております。以上でございます。

熊高委員 委員長、関連。

今村委員長 10番、熊高昌三君。

熊高委員 はい。環境問題については非常に安芸高田市は遅れておるといのが実態だというふうに思います。対策をすといながら、具体的なものがほとんど見あたらないといのが実態じゃないかなという気がします。ですから長期計画でもいろいろ環境については企画的には申しておりますけども、具体的には何ら出てきたような状況がないんですね。この間も、市長も一緒に見たんですが、川根の小学校のちょうどお祭りに、小学生が芝居をやったんですけどね。環境問題ということで、先生方も当然加わってやったことだと思えますけど、日常生活の中で電気の使い方をどうするとか、ごみを出さないようにするとかですね、子どもたちもそういった方面に目を向けて、具体的な日常生活の中での活動というのをどうしようかということを考える時代になってきてるんですね。やはりそういうものを行政がやっぱりリードしていくといのがですね、特に市民部は市民と直結をした部ですから、具体的なそういった方策というのを出していく時期じゃないかという気がしますんで、今の答弁ではあまり具体性のない答弁なんで、しっかり具体的な対策等をですね、市民部長を中心に関係部署とも連携してやっていただきたいというふうに思います。

具体的にもう1点申し上げておきますと、野焼きあたりがですね、かなり減ってはきておりますけども、まだまだやっておられると。これはね、お年寄りの人がどうしても多いんですよね。というのは、焼くな、焼くなといっても、環境を整えてあげないといけないと思うんですよね。やはりお年寄りというのは、お金に対してすごく几帳面ですから、例えばごみ処理の関係で言えば新聞ひとつにしても、ごみで出せば処理費が要るわけですからですね、だからそういうものを使いたくないということもありますし、そういう出すステーションの関係もありますし、いろいろ環境を整えてあげないとできないと思うんですね。ですから、もっと言えば、新聞紙とかはリサイクルができるんですね、今は。ですからリサイクルできるものは無料で回収をできるようなシステムをつくるかですね、そういった住民の実態に合ったような対策をする必要があるんじゃないかなという気がしますんで、その辺の今後の考え方について、お伺いします。

廣政市民部長  
○今村委員長  
廣政市民部長

委員長。  
廣政市民部長。

はい。先ほどからずっとご質問いただいておりますけども、先日来の京都議定の中でもありますように、地球の温暖化という対策というのは非常に国民の全国に対しても、世界の中でも取り上げた大きな問題であろうと、このように認識をしております。公共的な施設の中には高宮の湯の森にしても、今の温水プールにしても、今のひとつの環境にやさしい地下熱の対策と、これ等は少々コストが高くなりますが、そういう面では対応して、公共事業では対策としてある程度対応しておるのかなと。当然今からの対応についても十分頭に入れた、視野に入れた議員さんの皆さんにもご協力いただきながら、考えていくことも必要だろうと思っております。具体的な野焼き等についても、いろいろ市民部の方にも苦情等も入ってきておりますし、正直に言って、6時か7時頃家庭内のごみ等も燃やされば通報が入ってきまして、当然職員も駆けつけて指示等もしているところもあります。それぞれこうした行政の方も、ある程度そういう野焼き、またごみの今言われますように、一緒にすればごみになりますけども、分別すれば、ひとつのそれぞれのリサイクル材料になるということもあります。そういう点も住民広くに啓発をいたしましてですね、まちづくり委員会等も今から考えておられますし、地域の方にも推進して、こういう啓発を進めて参りたいと、このように思います。

また、このリサイクル等につきましても、芸北の環境センターの方にも、こうして先日議員さんの方にも選出をしていただいたというのもありますし、その中で広域化した取り組みも必要じゃないかと、このように思いますんで、行政としても今からの問題等も視野に入れまして、対応して参りたいと、このように思います。

熊高委員  
今村委員長

委員長、関連。  
10番、熊高昌三君。

熊高委員 はい。前向きなご答弁をいただいたんですが、芸北きれいセンター、私もまた今回も議員になっておりますけども、芸北の方へもね、いろいろ言うんですよ。先般行ったときには合併中でいろいろ話しがまとまりませんということでね、答弁があったんですが、合併もして落ち着いた状況ですから、是非とも連携をしっかりとっていただくということが大事だろうと思いますし、やはり安芸高田市としての独自のね、政策というのも当然やらないと、ほかな町に合わせてやるということになればですね、いろいろ難しい面もあるうと思いますんで、野焼きひとつにとっても、なぜ焼いたらいけないのかということをごすね、もっともっと周知徹底すると。だったら費用のかからない、焼かんでも済む方法の提案をしてあげないといけないと思いますね。その両面からやはりしっかり住民の皆さんに伝えていくというのが大事だと思っておりますんで、今後しっかり対応してもらおうような検討をしてもらいたいと思います。

明木委員 委員長、関連。

今村委員長 明木一悦君。

明木委員 今回の野焼きに関連した質問なんですけど、実際にですね、今市民の方から苦情でいただいているのは悪臭ですよ。悪臭にまた黒煙を上げるという、それも住宅密集地で起こっている実態もあるわけです。また、産廃、これの焼却をされてる場所もあったりするわけなんですけど、それがですね、やはりもっと啓発運動的なものをしていかないと思わないと思うんですよ。確かに、環境を揃えていただくのも大切なことです。それと並行してですね、例えば環境問題に関するですね、研修会とかですね、講演会、もしくはそれに基づくような先ほど言いました啓発運動的なものをですね、この中に予算化はされているのかどうか、それをお尋ねいたします。

佐々木市民生活課長 委員長。

今村委員長 佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 ごみ、野焼き等につきましての啓発活動、それからその対応ということにつきましては、支所、本庁を含めて随時それで行って対応し、説明、納得してもらおうと。時にはチャンチャンバラバラやりながらというような状態でございます。今回の、それからご質問の環境保護に対する説明会、講演会等に関する予算編成でございますが、これは今年度組んではおりません。以上でございます。

金行委員 委員長。

○今村委員長 12番、金行哲昭君。

金行委員 先ほど質疑の中で、合併したと、公衆衛生が合併したということで、安芸高田市の環境を考えて、そのあそこの団体の位置付けは非常に重要を占めておる私は認識しとるんですよ。そこらの部分でまた予算が多い、少ないというのはもとにしてもその位置づけをどのように認識されて考えておられるのか、非常に大事じゃろうと思うんです。今から環境を考えていくのに、あこの位置付けというのはね。これは市長さんでもいいし、

担当でもええですが、そこら適切などのような位置づけをされて、どのような趣を置かれとるかいうのを。予算が多いというのは越したことはないが、適当な予算でいろいろなことを考えて組んでおられる予算か、そこらをお聞きします。

佐々木市民生活課長

委員長。

今村委員長

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長

はい。公衆衛生推進協議会というのは、6町の内5町ございました。5町の中で今までいろんな各町においては今の環境パトロールね、ごみのポイ捨てなどのパトロールをされておったり、それから飲料水、また井戸水の水質検査を自主的にやられたり、それから献血に対する応援活動というのをされておりました。それが一緒になられまして、各ところから役員を出されまして、1つの団体として、今5団体の内、1つの団体になられまして活動をされております。

この公衆衛生推進協議会につきましては、条例でも書いてありまして、大変環境保全、それからその推進をするためには必要であるということで、明記されてあるものでございます。当然、今から私ども市民生活課の中で、一緒にある程度サポートしていただいて、実践をしていただく、またその中に私どもも入っていった一緒に活動していかなければならない団体ではないかと思えます。ですから、今いろんな活動の中で、今度はまた改めて今度は市の方向性の中で、いろいろそこと協議をしながら先ほど出ておりますポイ捨ての問題、それから野焼きの問題、それとかいろんな問題をですね、その中で協議していただきながら、そしてまた実践していきながら、していただきながら、いただければと私は思っております。ですから、私どもとしましては、是非ともこの団体に頑張っていて、日頃の実践活動の範となっていていただきたいと思っているのが私の考え方でございます。以上です。

渡辺委員

委員長。

○今村委員長

19番、渡辺義則君。

渡辺委員

はい。ただ今の議論の中で聞かせていただいておりますと、一言一句言葉を拾うのではございませんが、大変重要な言葉が、質問者の方も答弁者の方も誤解があるように思います。一百姓としてご提言申し上げたいと思います。野焼きというのは、我々は許されとると思います。今議論されとるのはごみ焼きではございませんか。その辺執行部の方の答弁の中にもありましたんでお尋ねをします。

次に質問します。34ページ、住宅新築資金貸付金元利収入、加えて2目の結婚支度資金貸付金元利収入、この中で滞納繰越分ということで、元利収入1,500万。それから結婚支度資金の方が37万3,000円という表現がされておるわけです。先ほど税務の方でもかなり議論されておりますので、重ねる必要がないかと思えますが、内容が違うと思うんです。税金と貸付金の問題だろうと。これは税金の分は最終的には処理できるかもしれない。貸付金というのは、これは処理できんと思うんですよね。



大変ここに表現されているような金額では実態はないと思うんです。ただ、1年間に回収できる金額がされておるんだなというふうに認識しております。それで、滞納繰越分総額が云々は、できれば知らせていただいてもよろしゅうございますが、この辺のギャップが非常に大きいというのを見させていただく。これまでの取り組み、それから今後あるいはそういった取り組みの中で何か問題点もあると思うんですが、我々にも聞かせていただいております。

佐々木市民生活課長

委員長。

今村委員長

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長

先ほど、渡辺議員さんが申されたとおりでございます。私ども、今話しの中で野焼きの禁止等言いましたが、これは間違いでございまして、ごみの野焼きの禁止ということであります。まことに失礼いたしました。

毛利人権推進課長

委員長。

○今村委員長

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長

はい。住宅資金の回収への取り組みでございますけども、決算の時もお話しいたしましたように、3年以上の滞納の部分、それから1、2年の滞納、それから月遅れとかですね、そういう部分のそこらの部分を7区分に分けてからですね、一応数字を出しております。そこらの部分の3年以上の滞納部分あるいは1、2年音沙汰がないという部分はですね、90件ぐらいございます。そこらをですね、90件あるというのは催告状を出してですね、反応のない家庭をですね、90件ばかり人権推進課の方でですね、訪問に回りまして、そしてそれぞれ面談してみますとですね、生活苦等もございます。経済状況の中で。しかし、長期のですね、償還の計画書をつくらせていただいております。いくら月額ですね、1万円でも2万円でも払っていただくようなですね、そういうかたちでほとんどの方がですね、そういうふうな対応をさせていただいているところでございます。また、そうして全然無反応の部分につきましてはですね、弁護士とも協議いたしましてですね、法的処理をするという手筈を今後やっていこうと思っております。

それから、滞納分の15年度決算でのですね、総額でございますけれども、3億3,686万5,613円でございます。3億3,686万5,613円でございます。以上でございます。

亀岡委員

委員長、20番。

今村委員長

20番、亀岡等君。

亀岡委員

議事運営をしとられる委員長にですね、ちょっとお伺いするんですが、これを余談のように思われれば発言停止をされてもいいんですが、実はですね、どれぐらいの時間を充ててこの提案の質疑を審議をやられるんかですね。大体、本来を言いますとね、1議案へ対して3回の質疑になつとるんですよね。これは整理上ですね。決まりがそういうふうにあるんです。でも、本来、一般会計予算は1議題なんですよね。それに対して3回の質疑じゃあですね、到底やれんだろうと。慎重審議や充分な

審議を尽くさなきゃあとということで、このように分けてですね、今回、今やってる審議は、どういうんですか、今2つのものを1つにしてですね、やってるわけでしょ。この市民部の中でなんですか、人権の関係と税の関係ですね。そういったような今の1つの議案へ対してですね、1問1答式だいうてひっきりなしにお互いに誰かがやるとすればですね、いつまで時間を持たれる計画ですか。やっぱり一定の整理をしていかにゃあいけませんよ。私たちも黙っちゃあいますがね、やはり意見はあるんです。ひとつそこらをですね、節目をきしゃつとしてやっていただきたいですね。これ、余談のようですがね、これからまた今晚も7時半、8時、この間10時半までやった実績がありますから、そりゃあかまいませんよ。しかし、ある程度整理してやってもらわにゃあですね、ということをもまず申し上げて、私はですね、この26ページですね、今度先般条例もございましたが、消費者生活センター設置等事業補助金に関係してですね、申し上げたいんです。お伺いするわけですが、まずですね、先ほども少しはありましたが、この消費者生活をどのように擁護していくんかということ是非常に大切なんですね。この消費者に対しての働きかけ、様々なですね。手段でもって行なわれてきているわけですよ。利益を得ようとする側からですね。ですが、これをですね、消費者の側の生活を守って行くということはですね、やっぱり消費者が自らを守っていくという、やっぱり自衛的なですね、高まりがないと、成果が出ないんですよ。それで、ひとつ行政の取り組みの視点、観点を私は変えてもらいたいと思うんですね、こういうときに。大変今、行政としちゃあですね、財政問題を基盤にして市民の側にも訴えておられるし、行政職員に対しても厳しい姿勢で臨んでおられますね。しかし、少しこれはやねこいでとか、これは問題だからという、すぐ機構をつくってですね、そこに職員を増員してですね、やるというかたちになっていってはですね、これはやっぱり今回の改革へ対しても反しておると思うんですよ。

やっぱり行政がやらなけりゃあならないことは、市民にできない分野のことを行政が手がけていくと、こういうことになるんで、私は今回の、今消費者問題のこともありますし、また先ほど来ですね、環境問題等もございますが、これらこそですね、お金は余計かからんのですよ、これは住民の自治運動。自治振興の関係で取り組めばですね、これはもってこいの話しですね。私はそう思いますよ。要するに最たる自治活動にふさわしい、このように思うんです。地域のね。基本的にはやっぱり意識高揚の問題でして、ここのところを触らないで問題解決は私はできないと思うんですよ。そういう意味じゃあですね、勢いどんどんどんどん、こんなはどうもやれんで。今度は消費者生活の問題、こんなあどうでも、どういうんですか、家庭暴力の問題、あるいはやれイジメの問題、これはみな課をつくって、部をつくってやりよったらですね、どうですか、予算がとてもしゃないが、二百二、三十億円の問題じゃあ済みませんよ。対応はできませんよ。ひとつそこらをですね、今回考えてもらいたいので

すね。

野焼きの問題は先ほど考え方を示されましたが、私はやっぱり野焼きをやめるということになると、秋芳洞の上を毎年春焼きますよね、枯れ草を、あれを辞めてもらわにゃいけんいう進言をせにゃあいけんようになるがのと思うて困ったことじゃがのと、思うておったんですが、そこは改められましたんですが、ひとつですね、この新たな被害が起きてきたら対応するんだという構えをしないんがいいんですね。被害を未然に防いでいく、住民の側の意識高揚、啓発を図っていくという、ひとつね、先手必勝の構えでやっていくにはね、もってこいの自治活動ですね、これ、住民の。こういったのをやられないと、住民に思いがまとまったら、もってこいや、やっちゃうけえ言うても予算はないんでしょ、この住民活動、地域づくりにしても。やっぱりまず、地域づくりはこういったようですね、実際に金のかからん面で、住民自らがですね、自営のために立ち上がっていくということ働きかけりゃあええんで、これは年に何回か講演会でもやって、被害に遭うまあ思う人は寄って集まってきなさいと。みんなで考えようじゃないですかということをやればいいんであって、私はあんまりこういう新たにこういうのは困るで言うちゃあですね、予算を見積もってこの係をつくっていくと、こういうやり方は改めていくべきじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

今村委員長

はい。この答弁の前にですね、この議事の進め方でございますが、基本的には1部2時間ぐらいを目途にしておりますが、確かに遅れていることも事実でございます。一応ですね、今後原則的にはそれを遂行するというかたちで進めたいというふうに思っております。

それから、なお、形式はですね、1問1答形式のかたちでやりますということになりましたので、回数についてはですね、一応今までの会議規則にあるような3回ということにはならないだろうというふうに思っております。

今の件で、答弁を求めます。

毛利人権推進課長

委員長。

○今村委員長

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長

消費生活相談員設置に関わってのご質問でございますけれども、対応だけじゃなしにですね、啓発もということだろうと思うんですけれども、啓発につきましてもですね、旧町では消費生活のですね、賢い消費者になろうとか、あるいはまた、オレオレ詐欺なんかにかからないようにと、いうですね、学習をですね、進めるということで、例えば女性学級とか、あるいはまた老人大学を通じてですね、実施をしております。それから新市になりましてもですね、私ども消費生活を所掌する課でございますので、教育委員会あるいはまたですね、そうした分庁の方へもですね、教育分庁の方へもですね、そうした啓発のですね、講師派遣等々のですね、そうした紹介等もございますので、そうした教育委員会とも連携を図りながらですね、今後より一層ですね、啓発部分でですね、今言われ

るようにそういう被害に遭わないような、そうした賢い住民をつくるんだというような啓発をやるんだというですね、そういう姿勢を貫いていこうと思います。以上でございます。

熊高委員  
今村委員長  
熊高委員

委員長、関連。

10番、熊高昌三君。

質問の前に、議事の進め方ではありますが、1問1答というかたちで、1つの議論を大体済んだら済んだというようなまとめ方をさせていただいて、次に進んでもらえば、次に質問しやすいのかなという気がしますんで、ひとつこれは提案をしておきます。

先ほどの野焼きの件に関して、佐々木課長、答弁をされたんですが、答弁の内容が少し不足をしてるんじゃないかという気がしますね。せっかく答弁されるんだったら、野焼きの関係、当然、化学製品を焼くことと、田畑でものを焼いたり、山でものを焼いたりということは当然違うわけですね。サランラップを30センチのものを焼くダイオキシンの量と、2トンダンブ一杯の落ち葉を焼くのと同じくらいのもので出るわけですからね。そういったことも含めて説明をされんといけんと思いますし、産業廃棄物等の関係もあるんですね。いかに木材、草木であろうとも、産業廃棄物になると焼くことはできんのですね。だからそういうことも含めてきちっと認識をしたPRをしないから、こういった問題が起こるわけですから、そこらの答弁を再度お願いしたいと思います。

佐々木市民生活課長  
今村委員長  
佐々木市民生活課長

委員長。

佐々木市民生活課長。

先ほど質問されたように、その廃棄物の捉え方が、説明があっちもこっちも一緒にしとるからじゃないかと、先ほど言われた部分で、充分私の方も説明するときにはですね、言葉足らずであったと反省はしております。また、熊高議員さんが言われるように、今のいろんなかたちでのケースといいますが、一杯の廃棄物、それから産廃の廃棄物、こうなればこうなるよ。一般廃棄物ではこうなるよと。そういう対応にはこうですよと、そういうきちとしたPR活動が足りない。ただ単にごみの野焼きに関してでは、あまり住民が分からないんじゃないかというようなことだと思います。それにつきましても、細かくとした事例を込めて、分かりやすいようなPR、啓発というようなものをし、市広報等、使わせていただきまして充分説明させていただきたいと思います。以上です。

明木委員  
今村委員長  
明木委員

委員長。

1番、明木一悦君。

先ほどですね、啓発運動の予算はないと言われましたけど、是非ですね、その部分については芸北広域環境衛生組合等もありますし、私もその議員にならせていただいているんですけど、その辺りですね、副管理者であられます市長の方からもですね、そちらの方からでも働きかけるようお願いしていただくということをお願いするのと、またですね、これについてはもう少し厳しい条例化というものも必要じゃないかと思

ます。例えば罰則とかですね、その辺りを含んだかたちの条例をつくっていくというですね、考え方もあると思うんですけど、この件について市長の方にお伺いします。

今村委員長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 かなり具体的になっておりますので、法的な問題もあると思うんで、担当の方で答えさせます。

○今村委員長 廣政市民部長。

廣政市民部長 はい。この啓発、先ほどから啓発の方法なり、また職員の認識、また住民の市民の認識と、こういうことは今からの大きな目指すところでもあります。この条例化の件につきましては、前回のどの議員だったかと思いますが、条例化にならんかとか、これに関連したような質問をいただいたような気がいたします。こういうことも条例化というのは、先ほども出ておりますように、どうにもこうにもならんけ、すぐ条例化というかたちも1つの方法かも分かりませんが、そこらの条例化といえますと、やっぱり、市の憲法でもありますし、法律でもあります。そういう点をですね、もよりの委員会等でも充分今からも慎重に協議をさせていただいて、対応させてもらいたいと、このように思います。よろしくお願ひします。

○今村委員長 以上で、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
藤井委員 委員長。

○今村委員長 21番、藤井昌之君。

藤井委員 いつの間にか議題があっちこっち行かましてですね、質問ができなかったんですけども、先ほどの人権推進団体の補助の件なんですけど、これは宗教団体への補助ということになりますと、政教分離の原則から言うんですね、これは行政が公金を出すというのは私は納得いかないと思うんですけども、そこらあたりどうでしょうか。

児玉市長 委員長。

今村委員長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 政教分離の問題をどうのように解釈するかという問題でございますけども、ちょっと今正確な回答が私もできません、担当もおそらくできんだろうと思いますんで、この問題は研究させていただきたいと思ひます。

熊高委員 委員長、関連。

今村委員長 10番、熊高昌三君。

熊高委員 時間もないようですので、簡単に2点ほどあるんで、まず市民部長に聞くんですけども、合併して1年経つ中で、市民部が一番住民の窓口に近い関係なんですね。いろいろ窓口業務に対して当初かなりの問題もあるようんですけど、その辺の課題をどんなふう整理をされ、今後17年度に市民の窓口として戸籍の関係とか、そういった、特に本庁に入らずに窓口が市民部の関係があるんですけど、その辺についての経緯なり、今後の取り組みの考え方、これについてお伺いしたいと思ひます。

○今村委員長 廣政市民部長。

廣政市民部長

どういたしますか、3課、市民部としては住民と直接の対応をする機会というのが非常に多いということになっております。今の本庁関係につきましても、それぞれ今度は6町が一緒になりまして、窓口一本化という戸籍関係にしても、住民票関係にしても、どこのまちでも徴収できるというかたちで、そういった点ではある程度本庁の方でも旧吉田町よりも、住民の方の往来が非常に多くなったと承知しております。これにつきましても、今、それぞれ職員の方も対応させてもらっておりますし、市民の方にも時折には苦情のこともお聞きします。その苦情というのは、ひとつの職員の住民に対するひとつの礼儀作法から、またこの住民票等の差し出す時間帯とか、いろいろお聞きします。これが常時じゃないんですけれども、その節、都度、担当課長の方も窓口等の職員を集めまして、そういうまた協議をしていただいて、当然、住民の方はお客様であるというひとつの認識を持って対応するよというというのは、今進めておるところでございます。税関係にしても、これもそれぞれ収納係も設けておりますが、先ほどから出ておりますように、このそれぞれのまちの滞納的なものも持ち寄られて、今それぞれそれなりの分析をしていただいております。これにつきましてもそれぞれのまちのかたちの中で、賦課徴収という、賦課にしましても全体の市の市民への賦課というかたちで、本庁の方でやっておりますけれども、時折には支所の方にもお願いをせんにゃあいけん。またこの度の確定申告、これも前は合併当時というかたちでそれぞれ経験者の方に残っていただいて、部からの応援をいただいたところでありますけれども、今回は姿勢一年経った今年度につきましても、一応税務課関係、支所においては市民生活課関係で対応する。実際に住民対応サービスから見れば、会場の数もある程度減らしていただいたところもあります。ただし、ある程度日常出金サービス、日常受付というようなかたちで、そのカバーをさせていただくようなこともあります。いずれにしましても、この窓口業務というのは、直接市民に対応していただくという、徴収業務につきましても一時間はその徴収の話じゃないですよ。市全体の職員の対応とか、いろんなよその業務のこの話しをお聞きするという、その中で10分か20分ほど税の話しをして帰るとというのがほとんどであります。そういった意味でも、税だけでなく、せめて市民部においては、3課の課長が1つになって、それぞれのところで対応しようというのが申し合わせて、現在今、対応しているところであります。今後、一層ご意見をいただきまして、対応して参りたいと、このように思っております。

熊高委員 委員長。

今村委員長 10番、熊高君。

熊高委員 はい。市民部長、よく理解をされておりますんで、あとはどう実行するかということだと思いますんで。市民の方に最近いろいろ聞きますとですね、やはり福祉保健部長も外でいろいろ聞いておられるようすけ

れども、1階が福祉保健部とあと市民部があるわけですけど、やはりその今の庁舎の機能というものもあるんですがね、でも新しい庁舎ができるまで我慢せよというようじゃ困るんで、やはり背中を向けて職員が座っとる場面もあるんですね。そういうときに、市民が来ても知らん顔しとるとか、声をかけても具体的に言えば、机に座ったままこうやって向くんだとかね。やはりきちっと立って正対をして、「なんでしょうか」と、こういったきめ細かい職員の資質の問題だと思うんでね。そこらを全ての部も含めてね、やっていただければ、やはり市民の苦情というのは少なくなるのかなと聞いておりますんで、是非ともそういう方向でお願いしたいと思います。

もう1点、これは今日は煙の話ばかりになりますが、たばこのことですが、1億8,000万という大変なお金ですから、ありがたいというふうに思って聞かせていただきました。山本課長さんの懇切丁寧なご説明の中で聞かせていただきましたが、果たして素直に受け取っていいかということがあるんですね。先般、一般質問した経緯もありますんで、総務課長、総務部長は1億8,000万もいただいとるんですから、我慢しなさいというところまでは言いませんでしたけども、毒になるものを売って儲かるんだったらそれでもええじゃないかというようにも聞けるような答弁であったわけですね。市民の体を悪くしてでも税金をもらう方がええんだと言わんばかりの言葉のように私は感じたんですが、そこまではないんかもわかりませんがね。そういった思いで聞く中で、やはり福祉保健部長も外で聞いておられると思うんで、連携をして、やはり適正なかたちの中できちっとそうした税収を求めていくと。むしろその下の入湯税あたりを増やした方が、ずっと健康的でいいわけですよ。そういった連携も含めてですね、増えていくのがいいんかどうかということも含めて、これは市としてしっかり考えていただきたいというふうに思います。

部長の方で答弁でもあれば、聞かせていただくことによって次にまたいろいろ検討できると思いますんで。

○今村委員長 廣政市民部長。

廣政市民部長

はい。こうしてたばこ税というひとつのかたち、税だけを考えますとですね、やっぱり147億ぐらいの一般財源の中で、三十二、三億の一般税源、22%ぐらい税収を含めてなると思うんですけど、そういった面からみますと、確かに税務課長が言いますように、1円でも1,000円でもそういう税が多いというほど市は潤うということだと思います。要するに自主財源というかたちだろうと思いますけども、ただ、おっしゃるようになりますね、このたばこというのは極端に言えば体に非常に害を有するということであります。一昨年はそういうひとつのたばこに害を有するというので、普及が減るんじゃないかというかたちで見えておりましたけども、どういうわけか減っていかないと。往年並みというかたちで税が伸びてきたというかたちでございます。当然、健康面から見ますと、当然これが増えるということではですね、極端に言えばたばこの税が増え

て、国保税が増えるようじゃいけんわけでありまして、当然そういった意味からでも福祉保健部ともそういう協議をさせていただきましてですね、そこらの対応も、また行政の対応としても、あり方も協議させてもらわにゃあいけんのじゃないかと、このように思います。

○今村委員長 それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時51分 休憩

午後4時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○今村委員長 それでは、休憩を閉じて再開といたします。

続いて、福祉保健部に関わる予算を審査をいたします。

まず、市民部との関係によりまして、議案第41号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算についての件を、議題といたします。

福祉保健部長から、要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長 はい。失礼いたします。平成17年度の安芸高田市国民健康保険特別会計予算でございますが、103ページをお開き下さいませ。

今回の17年度の予算につきましては、被保険者数をですね、1万4,276人、世帯数にいたしまして7,837世帯の加入となっております。市全体での加入割合は人口で約42%が世帯でございます、約60%となっております。それと被保険者の動向としましては、近年の長引く経済不況の影響によりまして、被保険者は増加の傾向にございます。医療費の動向にございましては、医療、医学、医療技術の進歩、それから生活習慣病など、慢性疾患患者の増加等に伴いまして、年々増加しており、依然として厳しい状況にございます。それで、今回のこの予算につきましては、過去の医療費の伸びを推計いたしまして、医療費を積算をいたしております。それで、17年度においても合併前の旧町で取り組んでできました国民健康保険事業健全化対策の諸事業を一層積極的に推進していくとともに、保健事業を推進することといたしております。

まず、収納率向上対策の推進、それから医療費適正化対策の推進、保健事業の推進、啓発活動対策の推進、以上4点を重点事項といたしまして、被保険者の健康づくりに努めて参りたいと考えてございます。また、今回提案させていただいております予算につきましては、3月2日開催の国民健康保険運営協議会で答申を受けたものでございます。

それでは、金額的にですね、本予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億5,480万8,000円でございます。前年対比といたしまして21.4%の増となっております。また、一時借入金でございますが、一時借入金の借入限度額は7億円と定めさせていただくものでございます。今回は、答申をいただきまして、また所得の方が確定をいたしますと8月に本算定をす



るかたちとなっております。詳細につきましては、担当課長の方から説明をいたさせますので、よろしくお願いたします。

川井保健医療課長  
○今村委員長  
川井保健医療課長

委員長。

続いて、川井保健医療課長。

それでは、国民健康保険について、特別会計予算についてご説明を申し上げたいと思います。まず、予算書110ページの方、事項別明細書の方からお願しいたいと思います。

1款国民健康保険税でございますが、目の1一般被保険者国民健康保険税でございます。6億2,270万8,000円の予算でございますが、これは節に1~4まで医療給付費分の現年度分、また介護納付金の前年度、また節3、4では滞納繰越分の金額を計上させていただいております。これは前年対比で98.9%の率になるかと思ひます。目2の退職被保険者国民健康保険税でございますが1億8,940万5,000円、これは前年対比で101.1%の率になるかと思ひます。これは退職被保険者に対する現年度の課税分、また介護保険の課税分、また医療給付、介護納付金の滞納繰越分の予算を計上いたしてあります。総計8億1,211万3,000円でございますが、前年対比で考えると99.4%という数字になるかと思ひます。

そして2款の使用料及び手数料の方でございますが、これは存目ということで計上させていただいております。

また、3款の国庫支出金の方でございますが、目1の事務費負担金の方は存目ということで計上させていただいております。2目の医療費給付費等負担金でございますが8億2,105万5,000円でございます。前年対比121.6%という予算計上でございます。これは現年度分といたしまして医療費給付費分老人拠出分介護納付金分ということで、計算をさせていただいております。昨年度までは、これは医療費等の40%部分でございます。入って来ておったわけですが、制度の改正ということで、36という、100分の36という変更をみてあります。目3の高額医療共同事業負担金の方でございますが、これは国庫負担分で1,176万6,000円の予算でございます。これは前年と同額の計上をさせていただいております。これは共同拠出金の4分の1ということでお願しいとるところでございます。

続いて款3の国庫支出金、目1の財政調整交付金の方でございますが、3億3,243万2,000円でございます。前年対比115.2%の予算計上でございます。これも補助率といひますか、これは昨年度まで10%でしたが、今年度は9%のもので予算計上をさせていただいております。医療費給付費分、老人拠出分、介護納付金分でございます。

続いて112ページの方をお願しいたいと思ひます。これは共同保険事業分といたしまして521万9,000円のを計上させていただいております。また、その次にありますが、節2の特別調整交付金の方でございますが、これは1億2,647万3,000円でございます。原爆医療費、また結核、精神、これの多額分での計上でございます。また、医療費通知分として予算計上させていただきました。そして目2の国民健康保険特別対

策費補助金の方でございますが、これは存目として計上させていただいております。

続いて4款の県支出金の方でございますが、目1で高額医療費共同事業負担金の方でございます。これも昨年と同様にですね、計上させていただいたところでございます。

続きまして県支出金の方の県補助金の方でございます。目1の財政調整交付金でございますが、これは先ほど言いましたように、制度の改正がありまして、これを新規に県の方の補助金ということで100分の5%のものを予算計上させていただいております。1億1,353万4,000円という数字を計上させていただきました。

続きまして5款の療養給付費等の交付金の方でございますが、これは目1で療養給付費等交付金の方でございます。これは医療費給付費分老人拠出金分、介護納付金分ということで11億3,418万9,000円の予算計上をさせていただいております。これは前年対比で154.6%の予算計上になるかと思っております。

続きまして、連合会の支出金の方でございますが、これは存目といたしまして計上させていただいております。

続きまして114ページの方をお願いしたいと思います。これは、7款の方で共同事業交付金ということで、目1高額医療費共同事業交付金の2,353万3,000円、前年対比の50%の予算計上をさせていただいております。

その次、8款の財産収入の方でございますが、利子及び配当金、これは基金の利子分を計上させていただいております。これは前年対比でほぼ同額を計上させていただいております。

続きまして9款の繰入金の方でございますが、他会計の繰入金、一般会計の繰入金の方でございますが、1億5,107万円という予算計上をさせていただいております。これは保険基盤安定繰入金、保険基盤安定繰入金のこれは保険者の支援分、また最初の分は保険税の軽減分として計上させていただいております。また、出産育児の一時繰入金を計上させていただいたところでございます。

そしてその次の115ページの方でございますが、基金の繰入金といたしまして、目1財政調整基金繰入金2億3,927万6,000円の予算計上でございます。これは前年対比123%の予算計上をさせていただいております。これは財政調整基金の繰入金の方でございます。

そして次の繰入金の方で、目1の療養給付費交付金の繰入金から、これは存目ということをお願いしとるところでございます。その次の11款諸収入の方でございますが、これは目1の一般被保険者延滞金ということで、節の1の方で一般繰入金の方の延滞金、退職者保険者の方の延滞金を一般計上させてもらっておるところでございます。

続きまして116ページの方をお願いしたいと思います。11款の諸収入の方でございますが、雑入ということで節の方でご覧いただきたいと思うん

ですが、一般費保険者の第3者の納付金ということで、予算計上させていただいております。これにつきましては、交通事故等での第3者の納付金ということで、計上させていただいております。以上が、収入、歳入の方でございます。

続きまして117ページの方で歳出の方をお願いしたいと思います。まず、1款の総務費の方でございまして、1項総務管理費の方でございますが、目1一般管理費の方でございます。これは説明欄にございますように、一般人件費のものと、総務管理費の予算の計上でございます。そして、総務一般管理費の主なものでございますが、ここにございます7の賃金がですね、29万7,000円というものがございます。これは医療費通知等の臨時職員等のものを掲げてございます。需用費の11で金額が220万あまりあるわけですが、これはレセプトのファイリング用の消耗費、また保険証等の変更がありますので、印刷製本費があります。また、13の委託料につきましては連合会の共同事業の委託料、レセプトの点検委託料を計上させていただきました。そして次は目2の連合会負担金でございますが、これは191万円ですか、これを予算計上ですが、これは連合会への負担金をお願いしとるところでございます。そして次の項2の徴税費でございます。徴税費の方につきましては目1賦課徴収費ということで70万2,000円のを掲げてございます。これは徴収にかかる消耗品等のものを徴収費に計上させていただきました。

続きまして118ページの方をお願いしたいと思います。同じく徴税費の方で、納税、目2の納税奨励費の方でございますが、500万の計上でございまして、これは納税奨励費250件の8期分を予算計上させていただいております。そしてその次の総務費の項3の運営協議会費、目1の運営協議会費の方をお願いしたいと思います。これは20名の委員さんで構成していただいておりますが、年2回の協議会開催の経費を計上させていただいております。その主旨、普及費の方は、廃止でございます。

そして119ページの方をお願いしたいと思います。2款の保険給付費の方でございます。目1の一般被保険者療養給付費、目2退職者被保険者等の療養給付費、これはそれぞれの被保険者に対する医療費の予算計上でございまして、一般被保険者につきましては前年対比123.4%、退職者につきましては149.6%という予算計上をさせていただいております。3目の一般被保険者療養費、また4目の退職被保険者療養費でございますが、これはコルセット等の療養費を予算計上させていただきました。一般被保険者につきましては前年対比123%、また、退職者については151.7%という予算計上でございます。また、5目の審査支払手数料につきましては、昨年とほぼ同額102.1%の予算計上をさせていただくととらさせていただきます。2款の方の項2高額療養費の方でございますが、これも一般被保険者の高額療養費、また次ページの120ページの方の退職者被保険者の高額療養費をそれぞれに限度額を超えた金額をですね、後払いという恰好で予算計上させていただくとらさせていただきます。一般被

保険者については前年対比119.6%、退職者の方につきましては148.5%という予算計上をさせていただいております。

続きまして保険給付費、移送費ということでございますが、これは存目ということで予算計上させていただいております。

続きまして2款の保険給付費の出産育児給付費でございますが、これは1,500万円、昨年度と比べまして83.3%の予算計上でございまして、これは1件30万の50名の予算計上させていただきました。

続きまして121ページの方でございますが、同じく項5の葬祭諸費の方でございます。これは葬祭費といたしまして2,310万円、これは前年対比104.1%ということで、お願いしとるところでございます。これは1件7万円の330件のものを予算計上させていただいたところでございます。

続きまして3款の老人保健拠出金でございますが、これは目1の老人保健医療費拠出金、これが7億3,200万でございますが、前年対比で96.8%、またその次の2目の方、老人保健事業の事務費の拠出金1,920万円でございますが、これは前年対比113.4%でございます。これは全部7億5,120万ですか、こういう数字になるわけですが、これは前年対比で97.2%ということでございます。老人保健医療費の拠出金を計上させていただいております。

4款の介護納付金の方でございますが、目1の介護納付金でございます。1億7,400万、これは前年対比119.6%ということで、介護納付金の予算を計上させていただいております。

続きまして122ページの方をお願いいたします。5款の共同事業拠出金でございますが、目1で高額医療費共同事業医療費拠出金でございますが、支払基金の方へ高額に対するものを4,706万5,000円の予算計上させていただいております。これも昨年と同額のことを計上させていただいております。

6款の保健事業費でございます。保健事業の方で、目1保健衛生普及費の方でございます。1,190万7,000円の予算でございますが、これは前年対比で184.6%という予算計上させていただきました。

国保の保健事業費の方でございますが、これは生活習慣予防、習慣病等の疾病予防のため、食生活、運動等の生活習慣の見直しを図り、健康長寿を推進するために健康教室、健康まつり、これは昨年度からやっております健康まつり、医療費分析などを行ないまして、保健などの保健事業を行なうための予算計上であります。ここの中で大きなものとしたしましては、8の報償費の方であります。これは先ほど言いましたように、健康事業をやっております。これは今旧高宮町でやっております。プールの健康教室講師謝金が主なものでございます。また、需用費の方でございますが、これにつきましては各種健康教室に伴います、消耗品等に対するものでございます。また、旧吉田町で実施されておりましたウォーキング大会をまた復活させてですね、安芸高田市でもやってみたいと思っておりますので、これに対する経費を計上させていただきます。

た。また、委託料の700万あまりのものでございますが、これは医療費分析に約430万、また医療費通知等ほか健康まつり、これらのものが主なもので委託料ということで計上させていただいております。また、目2の疾病予防費の方でございますが1,559万5,000円で、昨年対比114.9%でございますが、これは委託料、負担金補助及び交付金が大いものでございますが、委託料につきましては吉田病院で実施しております1日人間ドックに対する委託料をですね、約1,000人分のものを一人8,000円でございますが、約1,000人分のものを予算計上させていただきました。19の負担金の方でございますが、総合検診が始まって参ります、これに対するものでございまして、これにつきましては4,100円程度のものの負担をしていきたいと思っております。人数にして1,850人程度のものを予算計上させていただきました。

続きまして123ページの方をお願いしたいと思います。7款の基金積立金でございますが、目1の財政基金積立金の方でございます。これは基金の利息分をですね、積立金として予算計上させてもらったものでございます。

8款の公債費の方でございますが、これは利子といたしまして計上いたしております。一時借入金に伴います利子の予算計上をさせていただきます。9款の諸支出金の方でございます。目1の一般被保険者保険税の償還金150万、これは還付金ですね、還付金を予算計上させていただきます。2目の方では退職者に対応するものを予算計上させていただいております。

続きまして124ページの方をお願いしたいと思います。これは4目の一般被保険者還付加算金でございますが、こうした一般被保険者の還付金の予算計上をさせていただきます。

10款の予備費の方でございます。予備費の方に5,600万ほど予算計上させていただきますが、これは医療費の3%部分に値する金額を予算計上させていただいたところでございます。

以下、125ページから給与費の明細書等になりますので、またご一読いただければなと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○今村委員長  
青原委員

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
委員長。

○今村委員長  
青原委員

11番、青原君。  
122ページですね、今の保健事業費ですね。保健衛生普及費の節の8、報償費127万8,000円と聞いとるんですが、なんか、水泳指導の講師の謝金とかいうようなことをちょっと聞いておるんですが、どういった正確のものか、ちょっと詳しく説明をいただければありがたいと思いますが、よろしく。

○今村委員長  
川井保健医療課長

川井保健医療課長。  
ここに予算計上しておりますプールの関係でございますが、やりようの中身ですか。

- 今村委員長 11番、青原君。  
青原委員 これは健康増進ということもあるし、体力向上いうのもあると思いますんで、これはどっちか言やあ、教育委員会の方じゃないかなという思いがするんですが、どういうふうな捉え方でこういうところへ報償費が載っとるんかということなんです。
- 今村委員長 川井保健医療課長。  
川井保健医療課長 教育委員会の方は体力づくり、私の方はまた健康維持という恰好で、ちょっと言い回しが違うんですが、今やっとする事業は、どういうんですか、普通に歩くと体重全てかかるわけですが、水中で歩くと腰等への負担が少なくなるということで、高齢者等を中心にですね、高宮の方のプールを利用してもらっております。今年度、17年度からは吉田にプールができましたんで、そのことも視野に入れましてやっていきたいと思えます。高宮分につきましては、従来やっております水中ウォーキングというようなのを中心にですね、行なって参りたいと思っております。
- 今村委員長 11番、青原君。  
青原委員 主旨等々は分かったんですが、今の吉田の温水プールについては地域事業団が管理委託を受けるというような状況の中で、高宮さんの場合は市が直接やるのか、そこらは今の今度温水プールについては、その教室については市がやるがという状況の中にあるんですか。委託業者に任ずとかいうような方法は考えてないんですか。
- 川井保健医療課長 委員長。  
○今村委員長 川井保健医療課長。  
川井保健医療課長 今、吉田のプールの話してございますが、まだ使用実態がですね、どういうふうになるかというのは、今、検討課題になっておりますんで、今内の方で考えておりますのは、高宮方式の、高宮方式と言ったらちょっと言葉が悪いんですが、直営ですね、うちの方がインストラクターを雇用して、それで教室を開ければなと思っております。このことがずっと続くということが先に言われますような業者委託ということも考える時期は出てくるんじゃないかなという気がいたしております。
- 熊高委員 委員長、関連。  
今村委員長 10番、熊高君。  
熊高委員 吉田の温水プールも今後考えていくということで、当然のことだと思いますけども、教育委員会の次長は地域財団にすべて任せますと言い切りましたからね。どんなふうにするんですか。
- 川井保健医療課長 委員長。  
○今村委員長 川井保健医療課長。  
川井保健医療課長 はい。うちの方が財団にですね、委託するという考えは持ってないんですよ。今のところは財団が管理されるんなら、そのことでうちの方が曜日を決めましてですね、時間を決めて、その時間を空けていただいて、うちの方の教室を開きたいと、このように思っております。それで貸していただけないということであれば、事業団の方に全面お願いしますと

いうふうに言わんにゃいけん時があるのかなと思っておりますが、今のところはあくまでも直営でインストラクターを雇用してやっていきたいと、このように思っています。

熊高委員 委員長、関連。

今村委員長 10番、熊高君。

熊高委員 誰がいいんですかね、助役さんですかね。総合的な部の連携というのはどうなっておるのでしょうか。

今村委員長 増元助役。

増元助役 ご指摘をいただきまして。当然、今のようにそれぞれの目的を持って事業を考えておりますので、部の連絡は取ってですね、市としての整合性を保つ、取るかたちで事業を実施をさせていただきたいと思います。事業そのものは、市民の皆さんには必要な事業でございますので、それをいかに効率よく、市としてやるかということにつきましては、考えていきたいと思っております。

今村委員長 他に関連はございますか。

次の質疑に入ります。

山本委員 委員長。

今村委員長 15番、山本三郎君。

山本委員 今、保健事業費の中ですね、今のページのところで、目の2番目の疾病予防費でちょっとお伺いするんですが、疾病予防費の方で吉田病院へ総合検診を本年度大体1,000名目論んでいると聞いたんですが、今までこの昨年度を見ましてですね、これが市民の方にですね、満足のいくような申込数でうまくいっとるとは、私は思わんですよね。なかなか申込みの1,000名に、今回は1,000名というのは前年度の比較をして、その1,000名という数字が出るとかと思うんですが、充分これが本年度の予算でですね、総合検診へ対応できるように考えられた数字なんか、特にこの疾病予防というのは、これから非常に大切な、特に健康維持してもらおうという意味でですね、特にこれを重視していくのが、本来の今からの福祉の目的にいくと思うんですが、だから私の聞きたいのは昨年度と比較して皆さんに充分に対応できる総合検診になるような予算の目論見かということを知りたいんですが。

川井保健医療課長 委員長。

○今村委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 はい、お答えいたします。今ここで国保の方で、1,000人規模で予算計上いたしております。どういたしますか、今年、16年度に12月、今年へ入って甲田が終わりましたね、その段階で900名という実績を出しております。この900名の数字がですね、妥当かどうかはちょっと問題はあるかと思えます。旧美土里町の問題、旧吉田町さんとの問題、こちらがありますので、本年度は若干の17年度については、受診者は伸びてくるだろうという予測をしております。これでですね、足らんということになれば、また補正予算の方で議員の皆さんにお願いする時期が来るか

もしれません。以上です。

○今村委員長 関連質問はございますか。

山本委員 委員長。

今村委員長 山本三郎君。

山本委員 はい。去年ですね、これを申込みを行かれたら、この数字で限度がきとるといってね、また次回にしてくれというような、非常にそういう面があったとお聞きするんですが、そこらのところは昨年の状況というのは、きっちりそういうところを把握しとられますかね。申し込んだら、もう限度で人数をここまでなんじゃけえということで、仕方がなかったが、どうしたんだろうかと、そういうことでいいんじゃないかという話しを聞かせてもらったことがあるんですが、そこらの状況はどうでしたかね。

川井保健医療課長 委員長。

○今村委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 今のご質問でございますが、人数制限にかかって受診ができなかったということはなかったと思います。ただ、申込期間を各町にいつからいつまでですよという申込期間を切りました。このことによって、その申込期間以外に申し込まれて、だめだったよというのは何件か聞いております。ですから、申込期間をですね、きちっと今ももう申込期間に入ってますが、それを期間中に受けた人は、できるだけ受けていただきたい。その今の1,000人で行くかどうかということがですね、どうなるんだろうかなと。去年、16年度実施は甲田、八千代ですか、が一番最後で年は明けました。ここらあたりのとこで年が明けると、予算の関係がありますんで、吉田病院等々と話しをいたしまして、12月一杯には受診が済むようお願いをしております。

ですから、12月から3月のこの時期にかけてですね、精査いうんですか、数字はきちっと固まってくると思っています。ですから、申込期間だけはきちっと守っていききたいと、このように思っていますんで、よろしくをお願いします。

○今村委員長 他に質疑はございますか。

杉原委員 委員長。

○今村委員長 杉原君。

杉原委員 はい。関連にもなると思いますが、122ページの関連のと関連じゃないのと、2つ聞きます。まず先に関連を行います。保健事業費の内ですね、節の委託料708万5,000円は医療費の分析と説明があったわけですが、大変大切なことだと思います。その中でですね、いわゆるレセプト点検というのがですね、実施しておられるか、ないかということをお聞きしたいと思います。

旧町の時にですね、美土里町はいち早くレセプト点検をしてですね、非常に効果が上がったわけですね。もしかね、それを実施しておられない場合はいろいろ事情があると思いますが、それは早期に取り入れ



てですね、この医療費についての分析をされるのが良かろうと思います。

もう1点ですね、121ページの介護納付金について、気のついたことを思うんですが、新聞等でもですね、ご承知であろうと思います。他のこの事業は年々拡大してくると思います。そうした中でですね、他の自治体においてはですね、不正請求があったとか等のことがあるわけですよ。こういったことがですね、起こるまでにですね、そういったことにおいてのですね、本市には管理監督がきちっといかにやあならんということだろうと思います。2点ほどお尋ねします。

川井保健医療課長  
○今村委員長  
川井保健医療課長

委員長。

川井保健医療課長。

ただ今のご質問でございますが、レセプト点検ということで、医療費の抑制、分析というご質問でございますが、これは16年度におきましては国保の方で4名のレセプト点検員の雇用をして、レセプト点検を行なっております。また、17年度につきましては、3名の体制でレセプト点検を行ないたいと思います。

医療費の分析でございますが、これはこの前からの補正予算等々でお願いしとることでございますが、コンピューター等でですね、医療費分析をして、どの疾病が多いかということをお願いしたいと思っております。

また、介護納付金のことにつきましてはですね、特別会計の方の介護保険特別会計というのがございますんで、そこに担当がおりますんで、その時にご質問いただければなと思うんですが。

○今村委員長  
岡田委員  
○今村委員長  
岡田委員

他に質疑はございませんか。

委員長、18番。

18番、岡田正信君。

118ページの税の納付奨励金というのがあるというのは決算でも話を聞いたんですが、ちょうど税務担当がおってですから、これはやっぱし250件でしょう。250件ぐらいその納税組合があるいうて、さっき説明があったんですが、それはほいじゃけえ滞納とも関係するんですが、これ、旧町そのまま持ち込んとるけえ、いろいろあるということですよ、奨励金が。これだけじゃないじゃが、税金の関係で全部ね。それは将来的にはどうする方向でいこうとしとるのか。

それともう1点は、国保税は運営委員会に入っとりますから、話しは聞いたんですが、これのバラつきが現在あるでしょう。旧町のバラつきが。3年をもって大体いろいろ調整すると、出とりますよね、基本的に基本的な考え方的には。ですから現在のところでのそのバラつきの状態というのは、掴んどらにやあできんわけですから、その今日、出にやあ出んでもいいんですが、分かった時点でそういうバラつきのデータを出してもらやあええ思うんですが、いかがでございますか。

○今村委員長  
山本税務課長

山本税務課長。

納税組合のこの118ページの納税奨励費の納税組合の奨励金のことだ

ろうと思うんですが、奨励金の交付に関しては、その納期、その納期のお願いしとる件数がありますよね、その90%以上を納期内に納めてもらった団体に対して、1件に250円交付すると、こういう条件を付けとるんですよ。ですから、滞納がある納税組合にはその期はまったく出んと、こういうようなことにはするようにしております。実際にはほいじゃがほとんど納めておられますよ。

次に将来はどうするんかという話しなんですが、これは国保税に限らず一般税も納税組合にお願いしとる部分がありますんで、去年もちょっとこの件について答弁させてもらったんですが、プライバシーの問題もありまして、いつまでもこっちからお願いするということにはならんじやろうと思っております。地域での納税組合の依存度いうのもあります。そういうような兼ね合いがありますんで、どっちか言やあ、スタンスは個人のプライバシーを重要視せにゃあいけんのだろうと考えておりますんで、いきなり合併して辞めるいうわけにはいかんというところが、今の現在、状況であります。将来は納税組合いうのは廃止をしていかにゃあいけんだろうというように思います。

他の自治体においても、新聞でご覧になった部分があると思いますが、納税組合が違法であるというような部分も出ております。その分は一律徴収した額に対して何%というような出し方が違法じゃいうことがありましたんで、件数の取り扱ってもらうんじやけえ、それに対して手数料を出すということで、今市になったら変えたんですが、納税組合の制度のあり方自体が、今の現在に合うか合わんかいうところもありますんで、今言うたようにいつまでもとは思っておりません。

次に、各町まちまちだったというのは、その税率のことじゃないかと思うんですが、合併するまでは各町税率が高いところもありやあ、低いところもありましたりして、その統一ということをはんまはやらにゃあいけんと、こういうことで、合併すると同時に安芸高田市の場合は統一をいたしました。統一すると言いましてもですね、ここの予算書で差し引いて、要るだけを税金で賄う部分をすべてをその加入者の対象の所得とか、固定資産税割とかいうのに換算しましてですね、率を決めて課税すれば、いきなり所得割が3%程度だったのが6.8になったり、所得割を6.8ぐらいにせにゃいけんのですよ、国保税を。それを一番高いところで5.5ぐらいだったですから、いきなり少ないところは3%ぐらいでありまして、市になるといきなり6.8ぐらいにしちゃあいけんと、こういうことで、税の軽減措置をするということで、基金を充てがおうと。3年経ってですね、できれば4年目にですね、正規の税率にしていきたいということで、去年半額程度基金を充てて、税率を若干抑えてきたと、こういうことであります。これは今年もやりまして、来年もやっていくと。割合が6分の3、2分の1ですね、6分の3を去年やりました。今年は6分の2をやっていこうと思います。最終年度には6分の1を充てて、基金を全部使い果たそうと、こういうことであります。

所得がどうなるかわからんというところがあるんです。今年の申告やなんか受けても、随分農業収支で減額になったりしてきようるんで、所得の状況で基金を早うに使い果たすというのもあると思います。以上です。

○今村委員長 他に関連質問はございますか。

亀岡委員 委員長。

○今村委員長 20番、亀岡委員。

亀岡委員 このレセプト点検についてはね、16年度は4名でやられたんですか。国保の方をいうことですか。これはどうなっとるんですか。今回の改革でいうことでね、人員を削減いうか、人件費抑制、いろいろ言われてです、それを断行されとるような恰好なんです、これはどうなんですかいね。相当ないろいろ抑制効果を出しとるわけですよ、これまで。ここのところを削減して行ってですね、一定の影響が出るんじゃないかと思うんですが、そこはどのように考えておいでなのか。今回のそういった人件費抑制、人員削減というようなことについてはですね、いろいろ議論もしてきたわけですし、ですがこの点検の効果というものをですね、どのように評価されとるのか。今時点で言えばその削減をしてもですね、影響はないというものなのか、また仕事をする方から言えばですね、16年度にいつも言われるように、一定の平準化を図らにゃあいけんということで、それまでの非常勤職員に対してのですね、賃金の平準化ということで上下いろいろありましたが、17万8,000円ですか、それにされてですね、今度また今回時間は一口に言いますと1週間ですか、10時間増えて都合13万円ぐらい実質なるというような状況の中でですね、そういった非常勤職員さんのところもいろいろあるんですが、この大事な仕事をどういうふうな視点や観点を持っておられるのか、そこらのところはひとつはっきりしていただいとかにゃあいけんと思いますよ。

私も実は議会の方からですね、運営協議会の方へ入らせてもろうておりますので、一応はどういいますか、そういう場席においてですね、その効果等についてもいろいろ話しはあったわけですが、一番大元になる当局としてですね、これに対してどのような考え方を持っていただいとるかというところをですね、ここはやっぱり運営協議会も含めてはっきりしておかにゃあいけんことだと思ふんですよ。そういった点でお伺いしてみるわけです。

川井保健医療課長 委員長。

○今村委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 ただ今のご質問でございますが、レセプト点検員の人数等々のご質問だったと思います。先ほどみなまでちょっと説明が足らんかったのかなという気がいたして反省いたしております。先ほど国保の方で4名ですか、点検員で本年度16年は実施したと。それは国保の方の会計予算でございます、老人保健の方で5名のレセプト点検員の雇用をいたしております。計9名。この計9名というものはですね、旧町の抱えておりました

た人員をそのまま抱えたということであります。新市になりまして、県等の指導もございました。その9名が妥当かどうかというご指摘もありましたし、近隣の似通ったといえますか、市の方の人員も調べさせていただきました。三次市あたりは老人・国保含めて4名というような数字でレセプト点検を行っております。私がちょっと呉市の方に参りまして、呉の方の実態を見させていただきますと、約7名というような数字で大きな都市がやっております。うちの方の9名がどうなのかという時には、他市との比較をしたときには若干多いんじゃないかなというような気がいたしております。そういうことで、行政改革等がございまして、一応今年度、17年度は3名、3名の6名体制で、レセプト点検をやってみたいと。このことによって医療機関への抑止力を発揮できればなと思っております。

また、先ほど金額的なことが出ましたが、確かに週30時間ですか、非常勤特別職というかたちで17万8,000円という数字が、16年度については出ております。ですが、17年度については、この17万8,000円というものが良かったか、悪かったかという話しは別にいたしまして、かなりの抑止がかかっております。先ほど委員おっしゃられましたような12、3万というような数字にフルタイムで来ていただければ、その程度にしかならないと思います。これらについてもよそのことを言ったら申し訳ないんですが、これで一応落ち着いてくるんじゃないかなということで、医療に対する抑止力を十分に発揮したいと、このように思っております。以上です。

○今村委員長

関連質問はございますか。

松浦委員外議員

委員長。関連質問なんですが、私は挙げさせてもらっていいですか。

○今村委員長

はい、どうぞ。

松浦委員外議員

ちょっと、山本課長さんにお伺いするんですが、先ほど奨励金の問題ですすね、納税組合という話しが出ました。かつて、八千代あたりにも納税組合がありました。今は時代が進んで振り込みというような制度が発展しておりますね。税金は国民の義務ですよ。当然納めなきゃいけない。それを奨励するためにですね、納税組合をつくって、そこへ還付金を出すといったような不公平。あるところと、ないところと。全部がそういうところならいいと思うんですよ。だからそういったようなことについては、1日も早く是正をされないと、私はやっぱり不公平じゃないのかなと。だから、そりゃあ、どこに納税組合が残ってるのか、あるのか分かりませんが、やっぱり義務を果たしているところは果たしているわけで、そこへ還付金という二重をぶら下げて、納税しなさいよと、そのことが全部が入るといえばですね、私はむしろ納税組合を復活させて、そして今のような滞納措置をすとかなんとかというような方法を考えられるというようなことが大事じゃないかなと。だからやはりそういう1つのものを見たときに、あるからまだちょっと待ってくれ、言いにくいからということではなくしてですね、やっぱり1つず

つ、1つずつ是正すべきところはしていかないと、片一方は税金を納めるための手段として250円でも300円でも還付金をもらってやってることが、私はいかがなものかなのかなというふうに思うんですが、その点について、ご見解をちょっとお聞かせください。

○今村委員長 山本税務課長。

山本税務課長

今納税組合は、確かに八千代町だけありません。あと、旧5町は納税組合があります。特に2町村については100に近い、100%に近い組合なんです。1件250円というのは、基本的には個人へ返すということにはなっていないんです。この納税組合の運営費ということで、出しようるわけですよ。それが実際使われとるのは地域の防犯灯の代とか、地域の共同の集会所の何か備品を買われたりとかというようなかたちで使われとる場合もあるんです。言われるように、じゃあ今年パツというところにいかんというのが、その過去旧町で納税組合を育てて来られた経緯があるんですね。そういう経緯を、合併するといきなりですね、プライバシーで納税の義務というようなところでですね、廃止をしていくと。バサツとですよ、いうところはちょっと問題はありやあせんかというように思うとるんですよ。理解を得ながら早い機会に解消していかにかいけんかと思うとるんです。以上です。

○今村委員長 質疑の途中でございますが、お諮りをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によって延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、本日の会議時間を延長いたします。

他に質疑はありませんか。

松浦委員外議員

委員長。

○今村委員長

22番。

松浦委員外議員

すいません。委員会なんで。今答えをいただきましたが、八千代もかつてはですねそういうことをしておりました。しかし、義務的な税金の対応ということであるんですが、それぞれの個人的なさき言われましたプライバシーのことも言われました。なんかそういうことで拘束されてるというような声もあるというようなこともあるんですよ。どうしても納めなきゃいけないと。納めないっちゅうわけじゃないんですよ。そういう中でですね、やはり八千代の場合には、そういう組合を廃止したことにおいてですね、今まで奨励金として還付していたお金が大体年間300万ぐらいだったからということで、それを今の地域振興に結びつけるような方法としてですね、還元をしとられたことがあるわけですよ。だから、そのことがどういうふうなそのことになるのかわかりませんが、方法は一杯あると思うんです。また、振り込みという、全てのものが振り込みになってる段階でですね、税金だけをひとつそういうことで集めて歩くという、その担当もまた大変だろうと思うんですよ。だからそういうところはやはり新しい市になったらいち早く対応して説

明された方がいかなかなと思うんですが、いかがですか。ちょっと答弁願いたいと思います。

○今村委員長

山本税務課長。

山本税務課長

今、松浦議員さんが言われるように、我々の方はそういう考えであります。ですからその理解を得ていくという日にちと時間をちょっといただきたいと、こういうように思っております。

○今村委員長

他に質疑はありませんか。

亀岡委員

委員長。

○今村委員長

20番、亀岡委員。

亀岡委員

先ほどですね、レセプト点検の関係で他市との比較でですね、見解が示されたんですけども、どういいますか、高齢化のひどく進んだところと、そうでないところとは、やっぱりね、医療費関係もかなり違いがあると思うんですよね。単純な比較でいけるかどうかわかりませんので、急に人員を絞って対応した結果ですね、どのようにみていくかということが非常に問題なところだと思うんですよね。もとより、この事業を手がけるまでの状態と、そういう抑止力、医療費の高騰抑止力になるということが、定着してきたというか、そういう見方をすればですね、今のような考え方も通用するかもわかりませんが、しかし、非常に高齢化率が進んでいるところでは、単純にですね、都市状態といえますか、人口密度の高いところ、特に高齢化が進み方が緩やかなことはですね、違うというようなことも考えて、今後その結果をですね、見極めていかれにやあいけないんじゃないかと。

また1つは、改革と人事のことになりますのでね、そこらのことについては云々ではありませんけども、そういったことについては今度レセプトの関係は派遣職員で事業団の方から来られるというようなことになりますと、どうなんですかね。そこらの成果と今後どうやっていくかというのが、結果をみてですね、いろいろ判断ができるんかどうか、いうようなのはどうですか。

川井保健医療課長

委員長。

○今村委員長

川井保健医療課長。

川井保健医療課長

大変答えにくいようなご質問をいただきました。人口密度云々というようなことで、レセプト点検の考え方と思うんですが、レセプト点検というのはレセプトの枚数による人員が必要だろうと思います。ですから人口が多いから少ないからというのはちょっと私の方はちょっと馴染めないと思います。今、先ほど言いました6名が、妥当なのか、9名が妥当であったのかと、これは疑問が残るところです。他市との比べ、レセプトの数等々で考えた時には、安芸高田市のレセプト点検の人数は決して低い方じゃございません。ですからたちまち3人減で、6名体制で17年度はやってみて、この影響が出ればですね、また考えを直す時期も来ると思っています。ですから今、6名にしたから、この6名でずっと固定するんだよという気持ちは持っておりません。この17年の結果がですね、どうい

ものが出るかなというの、追跡する必要は必ずあると思います。以上でございます。

亀岡委員 委員長。

○今村委員長 20番、亀岡委員。

亀岡委員 それを聞いたかったんですね。今、人口密度のことを言いましたのは、呉市のようなところは人口が高いところは若い者が多いんだという意味でね、高齢化率との関係を言うたんでして、人口によって密度によってどうこういうのは言いたい本旨じゃなかったんですね。呉市らは高齢化率低いですからね。以上です。

○今村委員長 他に質疑はありませんか。

青原委員 委員長、関連。

○今村委員長 関連で青原君。

青原委員 今ちょっと聞いたんですが、今の人材派遣会社の方から点検員さんを派遣するいうふうな回答はまだもらってないと思うんですが、そこらあたりの職員さんの処遇は、どのような処遇の人がやられるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

川井保健医療課長 委員長。

○今村委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 今度新年度からのレセプト点検員さんの具体的な話しになると思うんですが、今現在9人いらっしゃいます。2月末で1人退職されました。事業団の方がその希望をとってくれとるんですよ。再雇用、事業団の方へ行くかどうかという。今報告を受けとるのは、希望されとるのは6名と。2名の方は今のレセプト点検はしないというような報告を受けておりますんで、できれば今の方が引き続ききていただけるんじゃないかなという気がしております。

青原委員 委員長。

○今村委員長 青原君。

青原委員 先ほども賃金の方の話もちょっと出ておりましたんで、そこらの体制としてね、やはり統一するんであれば、統一できるようなかたちで臨時・非常勤職員さんの賃金等々についても、どういうふうな体系をとられとるのか、ちょっとそれは助役さんの方がええんかな、総務部長さんの方がええんかないうのはわかりませんが、そこらあたりで、分かれば。加えて市が管理する人と、どう言うてええか、今の民間委託業者が管理する者等々があると思うんですが、職種によって大小の金額の差はあると思うんですが、そこらあたりが明確にわかれば、ひとつお示しいただければと思います。

○今村委員長 総務部長の方でわかりますか、あるいは助役さん、どうですか。

新川総務部長 委員長。

○今村委員長 総務部長。

新川総務部長 はい、レセプト点検員の派遣ということでございますが、このことにつきましては、先ほど来から福祉保健部の方の担当課長さんの方から説

明があったとおりでございます。こうした現在移行の事務作業、今させていたでいております。当然、現時点で雇用していただいて、事務作業に立っていただいとる方を中心にですね、今後事業団の方に籍を置いていただくかどうかということも希望調査をとらせていただいております。そういう方を中心にですね、現課の方の担当課の方から6名ということをお願いしておりますので、そうした派遣にかかります中間の事務作業をですね、総務部の方が担当させていただきます、事業団とのですね、関わりを持たせていただきたいというように思っております。当然、現場の管理責任においては、福祉保健部の方の担当課の方ですね、明確な管理体制の中で、このレセプト点検の事務作業を実施していただくというように考えております。以上でございます。

- 青原委員 委員長。  
○今村委員長 青原君。  
青原委員 今、部長の回答は、私が尋ねたことの回答じゃないような気がするんですが。再度伺いするんですが、体系ですね、いわゆる市の管理する人、業者の管理する人、そこらのまた賃金体系、そこをお聞きしたかったんですが、そりゃ個人にかかることじゃけえできませんと言われりゃあ、どうにもならんことですが、分かる範囲内でそういうところをちょっとお示しいただければありがたいと思います。
- 増元助役 委員長。  
○今村委員長 増元助役。  
増元助役 賃金体系等の詳しい部分につきましては、また担当の方から出させていたできたいと思っておりますけども、この間から説明を申し上げておりますとおり、臨時的な任用につきましてはですね、新しいシステムを入れたということございまして、保育所関係につきましては、株式会社大新東をお願いをすると。そことの雇用契約を結んでいただいて、業務の一部を委託すると。保育現場に来ていただいて、正規職員と一緒に保育業務に当たっていただくということでございます。それ以外のただ今出ましたようなレセプト点検でありますとか、学校の給食調理場ですとか、図書館の司書さんですとか、他にも全部はちょっと私もあれですけど、そういった業務につきましては安芸高田市地域振興事業団との契約による職員でもって運営をすると。業務の一部委託をするという1つのことと、それともう1つは、昨日も出ましたとおり、分任出納員という、いわゆる権限といいましょうか、措置に関わる部分についてはですね、やっぱり市が直営で雇用する必要があるということでございますし、教育介助員でありますとか、人権相談員さんでありますとか、あるいは期間を限定しての産休代替でありますとか、そういう期間を限定しての職員については、市が直接臨時的な雇用を行なうと。この3つのタイプに今回分けております。民間との契約により賃金体系におきましては、これはまた別の箱でこれまでの16年度の賃金体系というのは、やはり6町の一時的な調整の中での雇用体系であったということで、これはやは



り市民全体の皆様から見られて、あるいは行政のシステムとしてそういった雇用が、賃金体制がいいのかどうか、あるいは税金を納められる市民の皆さんから、全体からみてですね、行政の機構の一部として、果たしてそれがどうなのかというですね、こともあろうかと思しますので、説明のつく賃金体制を今回是非ともお願いをしたいということで、整理をさせていただきます。それは現場、現場によって多少の賃金体系は変えております。保育士の資格が要る、あるいは調理師の資格が要る、あるいは先ほどのレセプトの点検の資格、あるいはその業務の内容等がありますので、そういった意味でそれにふさわしい日額、月額と、そういう賃金体系を組ませていただいております。その賃金につきましては、総務部長の方から説明をさせていただきます。

新川総務部長      ちょっと、休憩を願います。  
○今村委員長      暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~  
午後5時11分 休憩
午後5時12分 再開
~~~~~○~~~~~

新川総務部長      はい。今回の賃金の確定につきましては、昨年の平成16年度につきましてはですね、そうしたいろいろ合併前の状況がありまして、8,800円という状況の中で定めをさせていただいたんですが、非常に他市等の例を見ましても、非常に金額的にはですね、非常に高いという位置にあったわけです。基本的にレセプトという資格要件のなかたちという状況の中で、日額ですね、6,800円という額を定めさせていただいております。一般事務職につきましてはですね、6,000円の額というものを定めをさせていただくとここでございます。それぞれ勤務時間体制については日額ということでございますので、8時間勤務体制をですね、取らせていただきたいというように思っております。以上でございます。

青原委員      委員長。  
○今村委員長      青原君。

青原委員      今説明を聞いて納得をしたような、せんような状況なんですけど、まあ、できりゃあね、そういう資料があれば提出をしていただいて、考えたいというふうに思います。というのもね、やはりその関係者の人たちにとってはですね、やっぱり死活問題にもなることだろうと思うんですよ。やはりそういうところでね、どう言うてええか、格差があったんでは仕事内容によってはあるのは当然だろうと思いますけども、同じ仕事をしとって、差があるじゃないかというような状況にならんようなね、方法を取っていただきたいというようなことがありますんで、資料があれば提出をしていただきたいと思います。

○今村委員長      資料提出を求めますが、よろしゅうございますか。

〔はい。との声〕

それじゃあ、後日資料を提出していただきますので、この件について

はご了解をお願いします。

他な質疑はありませんか。

明木委員  
○今村委員長  
明木委員

委員長。

1番、明木君。

はい。今の関連なんですけど、今の説明でですね、レセプトの方がですね、事業団にいくなり、もしかしたら民間の方でも考えられると思うんですけど、今問題になっているのが、臨時職員の方でですね、やはりそちらに登録をするにあたってですね、個人的な負担が出るわけですね。なぜかというんですけど、1週間前に説明を受けて、25日までに書類を出せと。これが健康診断とかですね、写真とか、その辺の費用が発生してるわけですね。それプラス雇用時間給とかがですね、その辺で減にされてるわけですね。そういうものに対してのですね、対応をどのように考えられてるんでしょうか。

新川総務部長  
○今村委員長  
新川総務部長

委員長。

新川総務部長。

当然、雇用関係の明確化といいたいまいしょうか、今回こうしたことの取り組みをですね、実施させていただいたわけでございます。このことにつきましてはですね、16年の後半、ちょうど中間ぐらいからそうした行革の取り組みの中で、他市の事例等もですね、参考にさせていただいて、当然、この臨時職員さんなり、非常勤職員さんなりというものはですね、辞令を持って3月31日の末日までの締めをもって切っております。当然、それは継続ということは、当然これは再度起こすわけですから、このことにつきましては、もう事前に現場の方の管理者の方から3月末までですということで、出させていただいた状況でございます。以前はそうした旧町の中でですね、そうした雇用体系が明確になってないということで、そこらの点がですね、ある程度どういうんですかね、その現場の担当者の方とその雇用者の方で暗黙の状態のような雇用体系ができてたんじゃなかろうかなという思いがしております。当然、業者等の関わりもあるわけですが、そういう準備段階等も踏まさせていただいてですね、今回説明会を開催をさせていただいたという状況でございます。当然、本人さんの希望によりまして、雇用体系を明らかにするということでございますので、当然それに関わりませ経費につきましては、本人さんの方のですね、負担で願いたいというように思っております。

ただ、先ほども言うておりますように、以前のレセプト点検員さんについては旧町バラバラであったわけですね。例えば月額、月の自分の手取りが8万ぐらいの町もあったわけです。これが合併して17万8,000円という数字にですね、なった町もあります。それぞれの町がですね、そうしたこのレセプト点検、合併によって全額がポツと上がったわけですね。旧町の捉え方でと。そこらをですね、ある程度今回は正をさせていただいておりますので、高くなったということが一番良いわけなんですけど、今日のこうした雇用体系なり社会情勢を見れば、いろんなところで民

間でも非常に厳しい状況があるかと思っております。当然、こうした行財政改革の中でも我々行政もそうした民間のノウハウも取り入れながら、ある程度厳しさの中で対応していかなければならないのではなからうかと思っておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

○今村委員長　この案件につきましては、別途この当委員会です、協議を持ちたいと思いますが、それによろしゅうございますか。

〔異議なし〕

それでは、国保に戻りまして、国保に関する質疑を受けます。

藤井委員　委員長。

○今村委員長　21番、藤井君。

藤井委員　何点かお聞きしたい件もあったわけですが、時間もだいぶ下がってきましたので、1点お伺いしたいと思います。歳入のですね、国庫負担の療養給付費等負担金、これ冒頭課長の方から説明がありましたように、制度の改正ということで、今までは40%であったのが、今回36%と。これは国の定率負担額のいわゆる減に基づいて、40%から36%です。こういう制度になって、その代わりということで、県の方からですね、次の県補助金の中で財政調整交付金というのが新たに制度化されたと、このように理解しておるわけですが、このことはですね、これも国の三位一体の改革から来てるわけございまして、この国保に関しては医療制度の抜本的な改革の1つになってくると理解しております。今後、いろんな課題もあるんでしょうけども、この制度の改正によりましてですね、影響、今後も含めてですね、影響があるのかどうか。そこら辺りをお聞きしたいと思います。

○今村委員長　川井保健医療課長。

川井保健医療課長　ただ今のご質問でございますが、歳入の方の111ページ辺りからの話しになるかと思っております。国庫負担金が昨年度までは40%のものがきておったわけですが、これが36と。また補助金の方につきましては10%のものが9%ということで、予算計上されておりました。それが今度は113ページの方でその損失部分が県の補助金というかたちで5%部分が返ってございます。たちまちはこうした影響は財政的な影響はないと思います。ただ、国の方がさっきの三位一体じゃございませんが、そういう恰好で国の方が補助を下げると来ると思っています。その時に県の方がどれだけ手当をしてくれるかと。今後の問題が残っていく問題の1つであろうと思っております。ですから17年度予算については、経済的な損失というものは生じておりません。以上です。

藤井委員　委員長。

○今村委員長　21番、藤井君。

藤井委員　財政的には問題ないわけですが、先ほども言いましたように、今後の大きな課題というのは県のいわゆる手当がですね、各市町村へ来るのかどうかという、またそういう私は大きな課題があると思うんですよ。したがって、県と本市がですね、いろいろそういう連絡調整の場という

ものが、私は必要だと思っんですけども、そこら辺りどうでしょうか。

川井保健医療課長 委員長。

○今村委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 はい。ただ今の質問でございますが、県との協議ということでございます。事あるごとにですね、担当者が行かまして、そうした話しをしております。また、非常にいい話はしてくれませんが、保険者の方で努力目標というようなもんも、将来には出てくるんじゃないかという気がいたしております。ですから具体でいいじゃあ18年度はどうなりますというものは、今現在のところは持ち合わせをしております。以上です。

○今村委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩といたします。5時35分から再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後5時22分 休憩

午後5時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○今村委員長 それでは、休憩を閉じて再開といたします。

続いて、議案第40号、平成17年度安芸高田市一般会計予算についての件の内、福祉保健部にかかる部分を議題といたします。

なお、これからの発言には、要点を明確に、手短にお願ひしておきます。福祉保健部長より要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 はい、失礼いたします。平成17年度安芸高田市一般会計予算の福祉保健部の所管するところでございますが、まず予算特別委員会の初日におきまして、総務部長よりそれぞれ会計ごとの説明がございました。重複するかとも思いますが、福祉保健部関係について説明させていただきます。

まず、歳出予算の民生費の対前年比15.1%の増の要因でございますが、これには向原町に建設中の特別養護老人ホームの関係、それから老人保健、介護保険特別会計への繰出金の増、それと児童手当、児童扶養手当の増額、それと生活保護費の増額が考えられます。そして、高齢化率がですね、この2月末で31%を越えたという状況の、少子高齢化も増す本市におきまして、子どもから高齢者、障害のある人も障害のない人も、健康で安心して暮らせる社会づくりを目指しまして、新市全域に均衡の取れたサービスを構築する必要があります。全てとはいきませんでした。各種福祉サービスの単価の統一等、調整をして参りました。保健医療、福祉の充実を図る上で、新規なものとしてソフト事業で子育て支援事業の一環として県の事務権限移譲によります家庭児童相談員の設置、それからファミリーサポート事業の実施に向けて、予算計上いたしております。また、ハード事業といたしましては、16年度から

17年、2カ年にわたりまして特別養護老人ホームの完成年度でございます。またたくさんの課題がございますけども、住民サービスに努めたいと考えております。予算の詳細につきましては、各担当課長よりいただきますので、よろしくお願いいたします。

○今村委員長  
重本社会福祉課長

続いて、重本社会福祉課長。

委員長。それでは、社会福祉課に係るものにつきまして、予算書にご説明いたします。予算書の18ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款12分担金及び負担金の2の負担金、目で民生費負担金、下の方節で言いますと児童福祉費負担金、この内訳といたしまして、右の説明欄、保育所保護者負担金現年度分1億8,408万6,000円。同じく滞納繰越分150万円。

続いて、広域入所運営費、他市町村負担金786万8,000円でございます。

続きまして、21ページをお願いします。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、1節の社会福祉費国庫負担金、これの内、社会福祉課の関係部といたしまして身体障害者保護措置費負担金6,891万6,000円でございます。これは施設入所者支援費及び厚生医療給付、補装具等に要する国費の2分の1の補助でございます。

次に1つとんで、知的障害者福祉費負担金1億702万5,000円、これは施設入所費支援費の国庫2分の1の補助でございます。

次に2節児童福祉費負担金の内訳といたしましては、児童保護措置費負担金6,753万6,000円、これは市立保育所及び広域入所、保育所の運営にかかる国庫負担金2分の1の補助でございます。

次の被用者小学校第3学年、修了前特例給付費負担金から、特例給付費負担金までのところにつきましては、児童手当の支給に要する国庫負担金でございます。

次の下から2行目。児童扶養手当費負担金5,625万円は、児童扶養手当に要する国庫負担金でございます。

次の母子生活支援施設措置費負担金726万円は、5世帯の入所委託にかかる2分の1の国庫負担金でございます。

続きまして22ページをお願いします。1行目の特別児童扶養手当費負担金1,978万5,000円は、重度の在宅障害児にかかる4分の3の国庫負担金でございます。

次の3節生活保護費負担金3億7,179万円は、生活保護扶助費にかかる4分の3の国庫負担金でございます。

続きまして項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、1節の社会福祉費補助金の内、説明欄の障害者福祉費補助金2,414万4,000円及び知的障害者福祉費補助金1,556万1,000円は、居宅生活支援費等にかかる2分の1の国庫補助金でございます。

次に2節児童福祉費補助金190万7,000円は、障害児居宅生活支援費としての2分の1の補助金です。

次の3節生活保護補助金152万2,000円は、診療報酬明細書等点検、ケ

ースワーカー研修等10分の10の生活保護適正実施推進事業費の補助金で  
ございます。

続きまして23ページをお願いします。項3委託金、目2民生費委託金、  
2節の児童福祉費委託金4万3,000円は、特別児童扶養手当の事務費の委  
託金でございます。

次に24ページをお願いします。款15県支出金、項1県負担金、目2民生  
費県負担金、1節の社会福祉費負担金の内、民生委員推薦会運営費負担  
金4万4,000円がございます。

次の2節児童福祉費負担金ですが、内訳といたしましては、児童保護  
措置費負担金3,356万7,000円、これは保育所運営にかかる県負担金の2  
分の1の補助でございます。

次の被用者児童手当費負担金から飛びまして、非被用者小学校第3学  
年修了前特例給付費負担金までは、児童手当支給に要する県負担金でご  
ざいます。

次に、母子生活支援措置費負担金363万円は、支援施設入所委託にか  
かる4分の1の県負担金であります。3節生活保護費負担金1,152万8,000  
円は、住所不定者に対する国庫補助残の4分の1を県負担金として受け入  
れるものでございます。

続きまして25ページ、項2県補助金の目2民生費県補助金、1節社会福  
祉費補助金の内、社会福祉課関係分は一番下の障害者日常生活用具給付  
費補助金141万4,000円で2分の1の県補助金でございます。

次に26ページをお願いします。3行目、障害者社会参加促進事業補助  
金182万4,000円は、手話、要約筆記、これの広報等、社会参加の促進を  
するための補助金。次の心身障害者就労促進事業補助金147万6,000円は、  
心身障害者共同作業所の運営補助金。次の知的障害者福祉費補助金787  
万5,000円は、知的障害者小規模通所授産施設にかかる支援費等の4分の  
3の福祉費補助金でございます。

次の2節児童福祉費補助金4,176万5,000円の内、特別保育事業費等補  
助金1,418万3,000円は、延長保育や地域子育て支援施設及び僻地保育事  
業等の特別保育事業という事業があるんですが、県の補助金でございます。

次の放課後児童対策事業補助金652万2千円は、放課後児童クラブの運  
営費に対する3分の2の県の補助金でございます。

続きまして目3衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の内、社会福祉  
課関係分は精神障害者就労促進事業費補助金328万円、これは精神障害  
者の共同作業所の運営助成に対する県の補助金。次の精神障害者居宅生  
活支援事業費補助金261万6,000円は、精神障害者の在宅サービスに対す  
る、いずれも3分の2の県の補助金でございます。

続きまして28ページをお願いします。項3委託金の目2民生費委託金、  
1節社会福祉費委託金1万5,000円、下から2行目でございますが、これは  
遺族戦傷病者等介護事務に要する委託金でございます。

次の目3衛生費委託金、1節の保健衛生費委託金の内、原爆被爆者健康

管理手当等の原爆事務に要する事務委託金21万6,000円がございます。

続きまして36ページをお願いいたします。36ページの雑入の内、説明欄の中ほどに社会福祉課関係の雑入94万2,000円、これは保育所職員の求職実費負担金80万円と保育所園児590人分の障害保険料保護者負担金14万2,000円を計上いたしております。

続きまして歳出でございますが、50ページをお願いいたします。50ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、主なものは報酬で民生委員、児童委員さんの生活指導員を委嘱いたしております123名分の報酬。

51ページの方で、負担金補助及び交付金の主なものは、社会福祉協議会の補助金7,518万円及び民生児童委員協議会活動助成400万円等を計上いたしております。

続きまして、目2身体障害者福祉費の内、説明欄の身体障害者支援事業費1億5,526万3,000円の主なものは施設入所者、施設訓練等支援費及びデイサービス等、各種居宅生活支援事業にかかる扶助費が主なものでございます。

次に、身体障害者福祉事業費6,912万円の主なものは、身体障害者補装具関係委託料、身体障害者日常生活用具委託料、進行性筋萎縮症者委託料及び障害者生活支援事業、その他各種社会参加促進事業等を計上いたしております。次に障害児居宅生活支援事業160万2,000円の主なものは、障害児のホームヘルプ、ショートステイ等、居宅生活支援費にかかる扶助費が主なものでございます。

21の貸付金の840万円は、障害者住宅資金の貸付金あれば420万円限度額が420万円ですが、2件分を予算計上しております。

次に52ページをお願いいたします。目3知的障害者福祉費でございますが、知的障害者施設訓練等支援事業費2億2,368万9,000円の主なものは、知的障害者にかかる施設入所支援費、施設入所者医療費及びホームヘルプ等、居宅生活支援事業にかかる扶助費が主なものでございます。

次に知的障害者福祉事業費2,591万3,000円の主なものは、知的障害者小規模通所授産施設等の補助金及び相互利用授産施設支援費にかかる扶助費が主なものでございます。

次に53ページの目6社会福祉医療費国庫負担事業費の内、この内社会福祉課関係分は説明欄にあります原爆被爆者対策事業費49万4,000円がございます。これは原爆被爆者に対する事務費が主なものでございます。

続きまして55ページをお願いいたします。下の方、項2児童福祉費の目1の児童福祉総務費でございますが、児童福祉総務管理費の内、主なものは報酬427万2,000円、これは非常勤の母子自立支援員さん及び、新年度から予定いたしております新規の家庭児童相談員1名の計2名の報酬でございます。

次に委託料1,488万2,000円は、母子生活支援施設入所委託料が主なものでございます。次に、目2保育所費でございますが、主なものは公立

保育所10カ所、吉田保育所から次のページにいきまして、ずっと公立が10保育所あるわけですが、それらの人件費。その中で主なものは13節の委託料3億3,922万6,000円、これは保育所業務の委託料1億2,412万5,000円及び私立保育所が4カ所ですが、これの措置委託料2億225万2,000円と、広域入所委託料535万8,000円、これが主なものでございます。その他11節の需用費とか、その他につきましては公立保育所の10カ所の管理運営費が主なものでございます。次に、目3児童手当費でございますが、これは児童手当給付にかかる扶助費1億5,310万円を計上いたしております。次に、目4児童扶養手当費でございますが、これは児童扶養手当にかかる扶助費7,504万9,000円及び特別障害者児童扶養手当にかかる扶助費2,638万9,000円が主なものでございます。続きまして、目6児童福祉施設費でございますが、これは3カ所の児童館、刈田、根野、向原、3カ所の児童館の管理運営費の委託料及び市内7カ所の子育て支援施設、いわゆる放課後児童クラブの管理運営委託料が主なものでございます。

次に58ページをお願いします。項3生活保護費、目1生活保護総務費の内、主なものは、委託料203万2,000円、これは生活保護オンライン業務委託料72万円及びレセプト点検業務委託料131万2,000円、その他生活保護にかかります一般事務経費でございます。次に、目2生活保護扶助費は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等の生活保護にかかる扶助費を計上いたしております。

次に59ページの下の方をお願いします。2目の精神保健費、これが社会福祉課の関係分で主なものは、委託料144万円、これは社会福祉施設活性化支援委託料でございます。負担金補助及び交付金の909万6,000円、これは精神障害者就労促進作業所運営助成及び精神障害者のホームヘルプ、ショートステイ等のサービスに対する補助事業を計上いたしております。以上で社会福祉課にかかります要点の説明を終わります。

○今村委員長  
沖野高齢者福祉課長

続いて、沖野高齢者福祉課長。

委員長。続きまして、高齢者福祉課所管のご説明を申し上げます。

歳入から、18ページをお願いします。18ページ、款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金、節1社会福祉費負担金の内、老人保護措置費負担金は、養護老人ホーム入所者の本人負担金及び扶養義務者負担金でございます。老人在宅福祉費負担金は、向原総合福祉センターの生活支援ハウスの入所者負担金でございます。

19ページをお願いいたします。款13使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節1社会福祉施設使用料の老人福祉施設使用料は、市内の各老人福祉施設の使用料でございます。

続きまして21ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金の内、老人保護措置費負担金は平成17年度の三位一体改革により、税源移譲され、現年度分はありません。過年度分といたしまして1,000円計上いたしております。



す。老人福祉施設整備費負担金は、特別養護老人ホーム建設に対する国の負担金でございます。

続きまして24ページをお願いいたします。款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節1社会福祉費負担金の内、老人保護措置費負担金は国庫支出金と同様、1,000円計上いたしております。老人福祉施設整備費負担金は、特別養護老人ホーム建設に対する県の負担金でございます。

25ページ、款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金の内、老人クラブ助成事業費補助金は、老人クラブの生きがい活動事業に対する県の補助金でございます。介護予防生活支援事業費補助金は、高齢者の在宅生活を支援する介護予防生活支援事業に対する県の補助金でございます。具体的な事業といたしましては、配食サービス事業、介護予防教室、家族介護用品支給事業等がございます。その他、在宅介護支援センター運営事業に対する県の補助金。

26ページをお願いいたします。介護保険低所得者利用者負担軽減事業費補助金がございます。

続きまして、これ社会福祉課所管といたしましては、35ページをお願いいたします。35ページ款20諸収入、項3貸付金元利収入、目4高齢者住宅整備資金貸付元利収入、節1高齢者住宅整備資金貸付金現年度分元利収入は、高齢者と同居するため必要な住宅改修資金を貸し付けました、貸付金の償還金でございます。現在の貸付件数は5件でございます。

36ページをお願いいたします。款20諸収入、項5雑入、目4雑入、節3雑入の内、高齢者福祉課関係雑入は、養護老人ホーム高美園の措置費に対する県の町村会からの受入金でございます。なお、この受入金は措置費100%が入って参ります。

続きまして、高齢者福祉課の歳出をお願いいたします。52ページをお願いいたします。52ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉費は、12億3,937万7,000円で、平成16年度と比較いたしますと7,930万1,000円増額いたしております。増額の主な理由は、平成18年度から介護保険制度が変更になります。そのため、平成18年度からの3年間の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定経費といたしまして、委員報酬、業務委託料など489万円を予算計上いたしております。また、老人介保健別会計の繰出金が5,060万5,000円増額、介護保険特別会計の繰出金が4,374万4,000円増額いたしておるのが、主な原因でございます。内容につきまして、ご説明申し上げます。説明欄の在宅福祉事業費は、2億450万6,000円で、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定経費の他、高齢者の在宅生活を支援します生活支援事業、介護予防事業、生きがい活動支援事業、家族介護支援事業がございます。予算の主なものとしましては、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定経費といたしましては、計画策定のための委員報酬、事業計画の印刷費、計画策定業務の委託料等がございます。生活支援事業といたしましては、寝具

類の洗濯乾燥消毒サービス、外出支援サービスの委託料等がございます。介護予防事業、生きがい活動支援事業では、生きがい活動支援通所事業の委託料、配食サービス事業の委託料、88歳以上の高齢者に送ります敬老のお祝品、高齢者福祉大会の講師謝礼、敬老会の開催に対します助成金などがございます。家族介護支援事業におきましては、在宅寝たきり老人等介護慰労金、家族介護用品支給事業などがございます。その他、在宅介護支援センターの運営事業の委託料、生活支援ハウスの運営事業の委託料、高齢者の受託と消防署を結びます緊急通報装置60台分、安芸高田市シルバー人材センター、これはこの4月に統合をされますが、安芸高田市シルバー人材センターへの補助金、老人クラブ活動への補助金、高齢者と同居するための住宅改修資金の貸付金などが主なものでございます。なお、合併協議に基づき、新市全域に拡大した事業といたしましては、訪問理美容サービス事業等がございます。また、先ほど4月の安芸高田市シルバー人材センターの統合によりまして、寝具類洗濯消毒乾燥サービスなどを全市に拡大していただくよう、今後、新市シルバー人材センターと協議させていただきたいと考えております。また、新市全体での事業執行及びその経費を計上化いたしましたもので、平成17年度から多くの委託事業で単価の統一等を行なうようにしております。例といたしましては、生きがい活動支援通所事業の委託料、配食サービス事業の委託料など、委託単価の統一を予定をいたしております。なお、事業効果を果たしたといたしまして、平成16年度をもちまして廃止する事業といたしましては、家族介護者ヘルパー受講支援事業、安心コール事業がございます。

次に、説明欄の老人保護措置費は1億5,838万5,000円で養護老人ホームへの措置費でございます。予算の主なものとしましては、入所安定委員会の委員さんの報酬、77人分の養護老人ホームへの措置費がございます。次に、説明欄、介護保険事業費は205万円で、介護保険利用者で生計困難者減免等を一般会計で行なうものでございます。次に、説明欄、老人保健医療費給付事業費と老人保健特別会計の繰出金は、保健医療課からご説明を申し上げます。説明欄の介護保険特別会計繰出金4億3,021万9,000円は、介護保険における市の負担分を特別会計に繰り出すものでございます。

続きまして、54ページをお願いします。54ページ、目の9福祉センター費は1,692万円で平成16年度と比較しますと281万7,000円の減額でございます。予算の内容は、吉田老人福祉センター、ふれあいセンターいきいきの里、向原総合福祉センターの指定管理者制度に基づく管理委託料でございます。続きまして、目の10社会福祉施設費は8億7,077万1,000円で、平成16年度と比較しますと5億7,828万8,000円増額いたしております。増額の主な理由は、特別養護老人ホームの工事等に基づく執行経費でございます。説明欄の社会福祉施設運営費は5,778万2,000円で、高宮高齢者生産活動センターあるいは各町の老人憩いの家等の老人集会

所などの管理費及び養護老人ホーム高美園の措置委託料でございます。予算の主なものといたしましては、管理運営費では各施設の高熱水費、管理委託料、下水の使用料等がございます。養護老人ホーム高美園の措置委託料は、4,810万8,000円でございます。説明欄、社会福祉施設建設費は8億1,298万9,000円で、向原町に整備します特別養護老人ホームの建設費でございます。16年度、17年度の2カ年事業で、17年度は債務負担分等で約80%の進捗を予定しており、平成18年3月の運営開始を予定しております。運営は、現在、社会福祉法人ちとせ会と協議を重ねさせていただいております。予算の主な内訳といたしましては、普通建設事業の事業費支弁人件費あるいは事務用の需用費、工事監理の委託料、工事費。備品といたしまして、初度設備備品あるいは什器、そして負担金では水道加入金を予算を組ませていただいております。以上で、高齢者福祉課の予算の説明を終わらせていただきます。

○今村委員長  
川井保健医療課長

続いて、川井保健医療課長。

それでは、保健医療課関係の予算説明をさせていただきたいと思っております。まず歳入の方からお願いしたいわけですが、ページ数で19ページの方をお願いしたいと思います。

19ページの13款使用料及び手数料の方でございます。目3の衛生使用料でございますが、節の1の保健衛生使用料の中の説明欄にございます診療所使用料1億9,787万1,000円でございますが、これは市内に5つの診療所がございます。横田、北生、美土里の歯科診療所、川根、佐々部と、5つの診療所があるわけですが、佐々部を除きます4診療所の診療報酬を診療所使用料として予算計上いたしましたものでございます。

続きまして20ページの方をお願いしたいと思います。20ページの方の手数料の関係でございます。目2の衛生手数料でございますが、この中の節1の保健衛生手数料で説明欄の方に診療所証明手数料ということで38万9,000円の予算計上でございまして、これは横田、北生、川根診療所におきます健康診断書といいますが、診断証明手数料を予算計上させていただきました。

続いて21ページの方をお願いしたいと思います。国庫支出金の方でございます。1の民生費国庫負担金の方でございますが、節1の社会福祉費負担金の方でございます。これは説明欄にございます国民健康保険基盤安定負担金の方でございますが、7,303万5,000円でございますが、これは国民健康保険基盤安定繰出金の保険税の軽減分、または保険者の支援分といたしまして、それぞれ2分の1の補助金を予算計上したものでございます。

続きまして22ページの方をお願いしたいと思います。国庫支出金の方の目2の衛生費国庫負担金でございます。これは、節1の保健衛生費負担金でございますが、保健事業費負担金、母子保健事業費負担金をそれぞれ計上いたしております。保健事業医療費の方が3分の1の補助金、それから母子の方も3分の1の補助金の計上をさせていただいております。

また、次の14款の国庫支出金、項2の国庫補助金の方でございます。目2の民生費国庫補助金の方でございますが、節1の社会福祉費補助金の方の説明欄の方で、老人保健費、老人保健医療費適正化事業費補助金としまして100万円の予算計上でございます。これはレセプト点検等にかかります経費の2分の1の金額でございます。これは昨年同様の予算計上をいたしております。そして3目の衛生費国庫補助金の方でございます。節1の保健衛生費補助金の方でございますが、育児支援家庭訪問事業費補助金、これは新しい事業でございます。近年家庭や地域における養育機能が低下をして参っております。本来児童の養育についての支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に、段階的に訪問することにより、支援を実施することにより、当該家庭において安定した育児養育ができることを目的とする事業でございます。事業費88万2,000円の国の方が2分の1の44万1,000円の補助金を予算計上しているところでございます。

続きまして24ページの方をお願いしたいと思います。県支出金の方でございます。項1の県負担金、目2の民生費負担金でございます。この節1の社会福祉費負担金の方でございますが、説明欄にあります国民健康保険基盤安定負担金でございます。これは先ほど繰出金の保険税の軽減分、また保険税支援分の2分の1という国の方がございましたが、県の方は4分の1の予算計上で3,651万7,000円の予算計上をいたしておるところでございます。また、目3の衛生費県負担金の方でございますが、これは老人健康保険県負担金をですね、3分の1ということで保健事業のものを、また母子保健事業のものをそれぞれ予算計上いたさせていただきました。

そして、25ページの方をお願いしたいと思います。15款の県支出金でございます。項2の県補助金、目2の民生費の補助金でございます。1節の社会福祉費補助金でございます。説明欄にあります療養援護事業費補助金213万円でございます。これは重度、乳児、ひとり親等々の皆さんが15日以上入院された方への補助をするものでございます。これは2分の1の補助金額でございます。そしてずっと下に下がっていただきまして、老人医療費公費負担事業費、また老人医療費負担事業施行事務費の補助金、それぞれ計上いたしておりますが、これは医療費総額の4分の3を老人医療費負担金事業補助金として予算計上でございます。また、事務費補助金の方につきましては、事務費総額の2分の1の予算を計上させていただきます。

続きまして26ページのほうをお願いしたいと思います。ここに重度医療、重度心身障害者医療費医療公費負担事業補助金、また重度心身障害者施行事務費補助金を予算計上いたしております。これはそれぞれ2分の1の補助金額を予算計上させていただきます。続きまして2節の方の児童福祉費補助金の方をお願いしたいと思います。乳幼児医療費医療公費負担事業補助金、またそれに伴います事務費補助金をそれぞれ計上い

たしております。これも事業経費に関する2分の1の補助金額を計上させていただきます。その次に、下の方にあるわけですが、ひとり親家庭等医療費公費負担事業補助金、またこれの事務費の補助金をそれぞれ計上させていただきます。これも医療費等に関する2分の1の補助金額を予算計上させていただきます。そして目3の衛生費県補助金の方でございますが、節1の方の保健衛生費補助金の方でございます。説明欄でございます母子保健事業費補助金106万6,000円でございますが、母子栄養管理事業、健全母子育成事業、育児支援強化事業等々の事業でございます。これの3分の2の補助金額を計上させていただきます。また、次のページの上の段に27ページの上の段にあります。先ほど言いましたように育児家庭支援訪問事業費の補助金を県の方、4分の1の22万円の予算計上をさせていただきます。とここでございます。

また、次のページの上の段に27ページの上の段にあります。先ほど言いましたように育児家庭支援訪問事業費の補助金を県の方、4分の1の22万円の予算計上をさせていただきます。とここでございます。

続きまして、ずっととんでいただくわけですが、36ページの方をお願いしたいと思います。36ページの方の諸収入の方、項雑入、目雑入でございます。節の方の雑入でございます。保健医療課関係の雑入の予算計上、1,752万4,000円の予算計上でございます。これの主なものは総合検診に伴います自己負担金の徴収額887万円。そしてまた、甲田の保健センターの委託を行なうわけでございますが、これの光熱水費322万円を雑入として予算計上させていただきます。以上で、保健医療課関係の歳入の説明を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、歳出の方をお願いするわけでございますが、ページ数にして50ページの方からお願いしたいと思います。それでは、3款の民生費の方でございます。民生費、目1の社会福祉総務費の方でございますが、国民健康保険特別会計繰出金といたしまして、これに国民保険税の軽減分、保険税の軽減分、出産育児一時金の繰り出し分といたしまして、1億5,107万円の予算計上をいたしております。

続きまして52ページの方をお願いしたいと思います。52ページの項1の社会福祉費の関係でございます。老人福祉費の方でございます。これの老人保健医療給付費1,267万4,000円の予算計上でございますが、主なものといたしましては、12節の役務費の方に230万円の医療費通知、高額医療、またレセプトデータ等の購入手数料の計上をいたしております。また、13の委託料には1,027万2,000円の予算での計上でございますが、これは老人保健電算共同処理事業及びレセプト点検員の委託料を計上いたしております。また、老人保健特別会計繰出金といたしまして、4億3,154万3,000円の予算計上をいたしております。

次ページ、53ページの方をお願いしたいと思います。6目の社会福祉医療費公費負担事業費の方でございます。説明欄でございます老人医療費公費負担事業2,233万5,000円の予算計上でございますが、これは、住民税非課税世帯等に属する68歳から70歳までの対象者の方、293万円の方の医療費を節20の扶助費の方へ2,157万8,000円を予算計上したものが主なものでございます。続いて重度心身障害者医療費公費負担事業は

1億7,431万2,000円の予算でございますが、これは対象者へ1,104名の対象者の方のレセプト点検等、審査手数料、12節の方の役務費に3,643万円、また医療費及び療養援護費として節20の扶助費の方へ1億7,060万8,000円を予算計上しておるものでございます。

続きまして、57ページの方をお願いしたいと思います。3款民生費の方でございます。5目の児童福祉医療費公費負担事業費でございますが、これはひとり親家庭の医療費でございますが、1,226万2,000円の予算計上でございますが、これは368名の方の対象としたものでございまして、レセプト点検の12節の役務費で49万4,000円、また医療費といたしましては20節の方の扶助費の方へ1,175万3,000円の予算を計上いたしております。また、次の乳幼児の乳幼児医療費医療公費負担事業で2,987万1,000円でございますが、これは対象者1,377名の対象者でございます。これに関するレセプト点検料を12節の役務費に224万2000円、また医療費の方は20の扶助費の方で2,757万8,000円の予算計上させていただいております。

続いて59ページの方をお願いいたします。59ページの4款の衛生費の関係でございます。目1の保健衛生総務費でございますが、この中で人件費と保健衛生総務管理費ということで予算計上させていただいております。保健衛生総務管理費の方の予算計上でございますが、主なものといたしましては、賃金といたしまして職員の産休代替賃金を予算計上をさせていただいております。また13の委託料960万1,000円につきましては、旧美土里町、旧高宮町の僻地患者の輸送運搬業務の委託料をお願いしております。また、在宅当番医救急医療情報提供事業、これは339万8,000円でございます。この中には17年度より歯科医師といいますが、歯科医院の年末年始の在宅当番の5日間程度、開業していただいておりますが、17年度からこの5日間分の在宅当番医の予算も計上させていただいたところでございます。また、ここにおきましては地域保健福祉活動計画策定調査費といたしまして、500万を予算計上いたしております。これは先ほどの雑入の中でちょっと申し遅れたんですが、これは全額負担が参ってきております。13の負担金及び補助交付金でございますが、これは病院群輪番制の病院運営事業費244万4,000円、また休日夜間救急センターの運営事業費1,700万、また吉田総合病院の財政助成事業3,000万の予算計上をさせていただいております。2目の精神保健の事業費でございますが、保健医療課関係の事業費は44万4,000円のものでございまして、健康教育等、精神保健相談事業にかかる経費、報償費、また旅費にそれぞれ予算計上させていただきました。3目の母子保健費でございますが、妊産婦、乳幼児に対して家庭訪問、審査相談事業、健康教室等、事業実施に関するものでございまして、主なものといたしましては8節の方の報償費、また各種教室における講師謝礼、また乳幼児検診相談事業にかかる従事者に関する謝礼金を計上させていただきました。また、13節の委託料の関係でございますが、これは乳幼児検診等の委託料

を計上させていただいております。また、母子栄養食品支給委託料もこの中に計上させていただいております。また、この中には先ほど新規で出ました育児支援家庭訪問事業の委託料を88万2,000円の予算計上もさせていただいております。

続きましては、次ページ、60ページの方をお願いいたします。4目の老人保健費の方でございます。この予算計上でございますが、健康の保持増進と疾病予防のために総合検診、また1日人間ドック等の健康診断、健康教室、健康相談等を実施していくものでございます。また、予算の主なものといたしましては、各種教室等の報償費として健康教育講師の謝礼、また検診、健康教育等の従事者等の謝礼を報償費として組みさせていただいております。また、11節の需用費の方でございますが、検診、保健教育等の消耗品、また医薬材料費を計上させていただいております。また、13節の方には総合検診、また1日人間ドック、また中高年歯科検診の委託料を計上させていただいております。続きまして、5目の予防費の方でございますが、予防接種法、結核予防法に基づき、感染症のまん延を防ぐため、定期検診、定期予防接種、また結核検診感染症予防の普及啓発を行なって参るものでございます。主なものといたしましては、8節の報償費に予防接種等の従事者等に対する謝金を計上いたしております。また、11節の需用費の方には、医薬材料費等も計上させていただいております。また、12の役務費の方では国保連合会に支払う審査支払手数料を計上させていただいております。また、13節の委託料でございますが、これはインフルエンザ等各種予防接種の委託料を予算計上させていただいております。続きまして、6目の保健センター費でございます。これは、保健センター八千代、高宮、甲田、向原とあるわけでございますが、それぞれのものを計上させていただいております。また、特に甲田の保健センターが突出しとるわけでございますが、これは社協への管理委託ということで、920万あまりのものが主なものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、次ページ、61ページの方でございますが、8目の診療所費でございます。これは先ほど言いましたように、5つの診療所、横田、北生、美土里の歯科診療所、川根、佐々部の診療所、それぞれの委託料を予算計上いたしております。また、ここで委託料と言ひますのは、先ほど歳入の方でもお話ししたかと思うんですが、診療報酬をそのまま委託料というかたちでお支払いいたしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。また、需用費の方が突出しておりますのは、これは川根の診療所の方におきましては、医薬材料費等をですね、市の方で持つようになっておりますので、それを需用費で予算計上いたしております。また、工事請負費の250万につきましては、佐々部の診療所、陸屋根ということで、かなり痛みが激しくなっておりますので、屋根の修復工事を予算計上させていただきました。また、備品購入費100万円でございますが、これは北生の診療所におきまして、レントゲンが老朽化いたしておりますので、100万円程度のレン

トゲンを購入させていただきたいということでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○今村委員長 この際、6時40分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後6時30分 休憩

午後6時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○今村委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

秋田委員 委員長。

○今村委員長 2番、秋田雅朝君。

秋田委員 予算書の51ページでございます。身体障害者福祉費という目、本年度と前年度を比較しますと、3,863万8,000円の減額ということでございます。厳しい財政状況の中での減額は致し方ないかと思いますが、節の中の説明ですと見てみますと、大体に減額なんですけど、3番目の身体障害者保護措置費でございますが、昨年度は107万2,000円の予算計上でしたが、今年度は2,000円ということと、その中の障害児居宅生活支援事業費ですか、これが昨年度は665万4,000円の予算計上でしたが、今年度は160万2,000円ということでございますので、このとこの減額の理由を1点お伺いしたいと思えます。

○今村委員長 重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 身体障害者福祉費の減額でございます。身体障害者保護措置費、これは昨年度は予算を組んでおりましたが、該当はありませんので、今回存目の1,000円、1,000円の2,000円ということでございます。それから障害児居宅生活支援事業費、これの減額は、これも扶助費が主なものでありまして、ここらもいろいろ合併当初の暫定から16の予算をみまして、これも減額補正で対応ということで17年度も少なく、経費の削減ということでなしに、扶助費とかいうものの減額で実績なり、1年やりましたもので検討しましてということの減額でございます。

○今村委員長 他に質疑はありませんか。

山本委員 15番。

今村委員長 15番、山本三郎君。

山本委員 はい。58ページですね、生活保護扶助費、これが非常に本年度は前年度と比べて約3,600万あまりの増と思うんですが、先ほど説明の中では、この生活保護費の扶助費の内訳で生活扶助、住宅扶助、医療扶助等々言われましたが、ここらの増額の原因と、その生活扶助、住宅扶助とかいう扶助費の金額をお知らせ願いたいと思えますが。

信川主幹 委員長。

今村委員長 信川主幹。

信川主幹 生活保護についてお答えします。前年度と比べて増加ということでございますが、主な要因としましては、医療扶助費の増でございます。



近年、生活保護制度におきましても、国の方でいろんな改定等が行なわれましておりますけども、各扶助別にですね、生活扶助あるいは先ほど申しました各扶助について、基準額っていうのは、それぞれ個々の積み上げの中で、限度額を求めているものでありまして、生活扶助がいくらとかいうのがですね、推定はちょっとできない状況であります。また、医療費、医療扶助については、これはすべて生活保護10割で支給しておりまして、例えば1人1ヵ月入院すれば、医療費相当額やっぱり37、8万円かってくるわけで、保護世帯人員の方についても、かなり高齢化も進んでおりますし、医療扶助の給付割合も70%近い値となっております。これは高齢になってくるといろんなあらゆる疾病がございますので、その対策として医療機関にかかれば当然医療費も増大するわけで、この点が大きな要因でございます。以上です。

山本委員 委員長。

今村委員長 山本三郎君。

山本委員 はい、それではついでにちょっとお聞きするんですが、去年は、約280所帯ぐらいで、約360名ぐらいの対象者というように聞くんですが、大体この17年度をどの程度になっとりますか、お聞きしたいと思います。

信川主幹 委員長。

今村委員長 信川主幹。

信川主幹 はい。保護の動向でございますが、これは毎月若干の変動はございますが、現在の時点で、17年1月末時点で保護世帯数が207世帯、保護人員が350人でございます。大きな大体200人あるいは207程度の推移で、ほぼ横ばい状態で推移をしておる状況であります。

○今村委員長 他に質疑はありませんか。

亀岡委員 委員長。

○今村委員長 20番、亀岡君。

亀岡委員 本来、予算審議というものは、計上されておる数字が何を裏付けているんかということになるのは、わかり切って申し上げるんですけども、あまりにも変革の状況下でありますので、その意味に立って、その意味に立ってですね、少し詳しくお尋ねしたいと思います。

心豊かで創造性に富んだまちづくりの中で、子育てサポート事業というのが新規事業としてですね、積極的な取り組みを展開されるということになっておりますが、関連する重要性のことについては避けるとしまして、今回の改革、保育所の関係等ですね、あります中で、先日も増元助役の方でコメントしておられましたが、1つの現場において保育関係の仕事をするのにですね、いわゆる業者からの派遣されたと言いますか、業者委託、民間委託になったところの事業者から来られる職員さんですと、公的立場での職員さんと一緒に仕事をされると。そこらの調整についてはいい具合にやらないやあいいんという、発言のあっているんですけども、そこらのことが、ちょっと心配があるわけですね。現場でいろいろあると、たちまちこたえるのは子どもたちだというような意味

合いからですね、できることなら、これは思いを申し上げてみるんですが、いくら参考になればと思うわけですね、運営上。できれば業者関係の1つの現場はまとまっておられると。業者関係から派遣されたですね。公的な立場は公的な現場でまとまっておられるというような運営がいいんじゃないかと。これは心配して申し上げるんで、何言うこともない。わしらがええがにやっとするよということになるかもわかりませんが、それについてですね、国の方では次世代育成支援法いうのをつくってですね、全国自治体に向けてですね、そうしたひとつ計画なり方針を打ち立ててみいと、こういうのを国は先年来示しているんですね。そういうのが、安芸高田の合併推進の中でもですね、どう取り組むかということでアンケート等の問題が取り組みがあるようにも伺ったんですが、先月同僚議員の一般質問でもありましたんで、詳しいことについては避けませんが、そこらの視点、観点からしましてもですね、さっき申し上げましたような現場対応等も、やっぱり真剣に考えてみるべきじゃないかというような点をお尋ねをするわけですが、いかがでございましょうか。

○今村委員長 助役の方から。

増元助役

保育所の運営に関わりまして、ご質疑をいただきましたので、今現在考えております部分をお話しをしたいと思います。先ほどでは正規職員は正規職員、業務の委託は業務の委託でまとめた方がいいんじゃないかというふうなご提案かとも聞こえたわけでございますが、今考えておりますのは、現状、保育所を今運営いたしております正規職員と、そして臨時的な任用の職員さんにもお願いをしなきゃいけないというかたちで今までやってきたわけでありまして、臨時的な任用につきましては、これはもう、年をまたがったの雇用というのはあり得ないというのが大原則でありましたが、それを拡大解釈をしてやってきたというのが、これまでのやり方でありました。ただ、これをガラッと変えてですね、それじゃあもう、業務そのものを全面委託するかと、そういう議論にはしておらないわけございまして、現状の市の直営の保育所をなんとか維持をしていきたいと。陣容についても、今来ていただいておる、それこそ子どもさんとも馴染みの深い保育士さんにですね、引き続きお願いもしたいと。現状をなるべく変えずにですね、継続していきたいということでの、今回の見直しでございました。かと言いましても、当然業者も入ってくるわけでございますが、これまでの人事権でありますとか、保育士さんを何名必要なのかといったようなこと、あるいは保育の質についてもですね、これは最終責任は、市にあるわけございまして、当然、保護者の皆さんなり、子どもさんにですね、迷惑がかかるようなことがあってはいかんわけでございますから、基本的にはこれまでのやり方を継承しながらも、雇用形態についてはこれまでのやり方よりも合理的なですね、働く方から言っても継続をして安心をして働いていただけると、そういう環境を整えたいということでの取り組みでございます。そういったことで、これまでも正規職員と臨時職員の混在の中でやって来てい

ただいとるということですから、そのやり方は継承していきたいし、なおかつですね、それを強化していきたい。業者は業者で民間のノウハウ、人材育成とか、人事管理のノウハウを持っております。それもプラスミックスしてですね、これまでのやり方プラス新しいやり方も含めてやればですね、保育サービスの向上につながるというふうに思っております。その監視は我々も含めて現場、正規職員、そして今回お願いする業者との連携の中で、保育が低下する、質が低下するというののないように監修していきたいというふうに思っております。ちょっと長くなりましたが、すいません。

亀岡委員 委員長。

○今村委員長 20番、亀岡君。

亀岡委員 ついでにですね、申し上げてお尋ねしたいんですが、それでうまくいけば一番理想的だと思うんですね。ただ、業者の方ではですね、いろいろやっぱり業者側の職員に対して厳しさを求めてくるいうちゃあなんですけども、いわゆる商業性を帯びた経営ですから、そうした場合にはですね、現場での、混在する現場においてですね、行政の視点で見たときに、問題が、問題視されることがあった場合に、その業者の側といいますか、業者の方へ向いてですね、どこまで行政として行政の思いを主張し、通していけるんかと。そこらの点は問題はないんですね。県内の業者じゃありませんし、支店、支社はあるとしてもですね、大新東さんは東京が本社ですから、そこらの点で問題はないということで、問題があったら市の方がしっかりですね、市の言い分を通して、きしゃっとした現場の運営を確保していくということができるといことですね。

○今村委員長 助役の方から。

増元助役 現在、業者といろんなかたちでの協議もしながら、最終的には契約関係の中で、きちっとそこらの責任関係というものは、はっきりしなきゃいけないというふうに思いますが、先ほども申しましたとおり、保育所の経営の責任は市にあるわけですから、人事権も含め、どういう保育内容を実施するのかということについてはですね、業者と最終的には契約関係の中でうたっていきたいというふうに思います。

民間の私立の保育所もあるわけございまして、全部が全部、いわゆる商業主義に走ってですね、儲け主義に走るとい民間の見方というのは、私はどうかなと。民間も社会的責任を果たしながらですね、その中で利益を追求するという、あるいはよりサービスを提供すると。質の高いサービスを提供することによって、消費者から指示を得るといふうなかたちがあるわけございまして、公共もですね、ぬるま湯に浸かった公共であれば、それはやっぱり市民の皆さんから見たら、非常に非効率であるということがありますから、公共は公共で責任を果たしながら、やはり質の向上、意識の改革をやると。民間は民間でその持っているノウハウを發揮していただいて、その保育サービスの質の向上に努めると。1つの理想論でございますけれども、そういうかたちでの両

者が持つておる機能をですね、うまくミックスさせてやっていきたいと、そういうことで、人間関係もつくりながら、今業者と協議をしておるところでございます。

途中経過につきましては、期中に入ってですね、行政としての監視というのはきちっとやっていかなきゃいけないと思ってます。

亀岡委員 委員長。

○今村委員長 20番、亀岡君。

亀岡委員 なかなか立派な答弁ですので、より詳しくお尋ねしておかにはいけないと思うんですが、要するに現場の職員、当事者にとってみればですね、いろいろありましても管理者の方にですね、なかなかその意見はよう言うたらんわけですよ。これまでも。ですから今度はですね、またよって立つところが現場の職員混在状態の中で、違うわけですよ。そこらを今おっしゃるように、厳としてですね、現場のどういいますか、安定した状態をですね、また、安心して働ける状態を確保されるということでしたんでですね、ひとつ本当にそのようにですね、行政の視点で確たる運営をされるようにですね、いうことを求めておきます。

熊高委員 委員長、関連。

○今村委員長 10番、熊高昌三君。

熊高委員 この件に関しては先ほど委員長の方がですね、別件で取り扱うという話だったんで、私の方も多くは言いませんけども、ひとつ確認の意味で資料提出も青原委員の方から求めて、そういうことになるということなんですが、確認の意味で、前にも明木委員の方も言ったように、4社から選択したということですが、そういう経緯の詳細がまだ出ておりませんし、契約の中でしっかりやっていくということですが、その契約の内容は我々には示されていないんですね。業者のと間の。その経緯の内容を我々にも示していただいて、我々が判断できる材料でないと、判断しなさいと言われても判断できないのでね。それを出していただくということが必要だと思うんですよ。大新東という会社、いろいろホームページとか、かなり調べましたけども、かなりの実績があるということも確かに分かりますし、執行部の皆さんが改革の中でやっていくという、そういう意図は充分分かりましたんで、今後やっぱりその会社が適切な会社かどうかというのは我々が判断すべきじゃないかなという点です。資料の提出を求めたいと思います。例えばサンフレッチェの寮の管理を大新東がやっておったけども、この4月からは内容が悪いんで替るとかいう話もあるんですね。そういった会社が本当にこれから我々が望むようなことをしてくれるんかという、その判断をしっかりと、その辺のことをしっかりと出していただきたいというふうに思います。

○今村委員長 そちら辺を含めて今後、後日ですね、改めてこの件についてやりたいと思います。よろしく願いをいたします。委員会中にやります。

他に質疑はありませんか。

渡辺委員 委員長。

○今村委員長 19番、渡辺委員。

渡辺委員 57ページ、3款民生費の中の6目の児童福祉費について、説明の中に児童館運営費があがっておるわけですが、このことは説明でもこれまでの説明でもいろいろそのことは認識しておりますし、このことがどうこういうわけでもありません。要はですね、私はできることなら我が子の教育というのは、その家庭でみるのが一番ベターであろうというふうに思うのが本音であります。ただ、今頃若者定住ということで、やはり両親は勤めに出るといようなことで、こういった制度を取り組んで、各町で進めてきて、これまでの経緯を踏まえて予算化されておるといふふうに思いますが、この中でですね、みると、高宮町が実際にこれまでもなかったわけでございます。この間、資料提供していただいた合併時の各町のいろんな案件の中の調整事項の中で、社会福祉課の中で、子育て支援センターという項がですね、新市で調整ということ。加えて後の方では一部実施するということで、じゃあ、ここらあたり、あるとこ、ないところ、合併した間際ですから、各施設にはまた条件も違うんかもしれませんが、その辺の全体を含めて今後どのように取り組まれるか、お尋ねをしてみたいと思います。

もう1点、61ページ、4款衛生費の中で先ほど一部は説明いただきましたが、例の保健センターの運営費が出ておるわけですが、非常に甲田町の件については、社協委託ということで説明いただいたんで理解はできますが、各旧町単位、大変格差があるように思いますので、再度説明をいただきたいというふうに思います。以上2点。

○今村委員長 重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 児童館、児童クラブいいですか。子育ての支援施設、一番は地域で昔ながらのそれぞれを、子育てをしてもらう。家庭はもちろんでございますが、そういうことも必要でございますが、高宮町には児童館、児童クラブというのがございません。これもいろいろなとこの中で、高宮にも放課後児童クラブとかをつくってほしいという声も少しは聞いております。これで、合併協福祉保健部会においても今後検討課題ということでございます。それで、一般質問で松村議員さんからありましたように、次世代子育て関係、少子化関係におきまして、今現在、次世代育成対策によります行動計画を策定中でございます。これは3月末までにほとんどたたき台はできまして、今精査しとる段階でございます。これもできましたら、これをもとにいろいろな子育て支援とか、いろいろな児童クラブのこととか、いろいろ働きながらの育児支援、家庭における育児支援、いろんな面のところをやっております。それでそういうところの、働きながらということになりますと、子どもを預けんにゃいけん、そういうところの施設も、高宮の方にも設置を、これは委託という方向に向かっておりますので、例えば地域振興会の方あたりで受けていただけるような、行政が進んでつくるということになしに、地域自らが私たちが運営をいたしますといような恰好の中でつくっていただけるような、

委託を受けてでもやろうというふうなところを期待もしながらおるわけでございます。

それからもう1点、子育て支援センターにつきましては、これは第2庁舎の関係もありますし、そこらの中でのいろんな計画もございます。いろいろな相談業務を、今、子育ての関係でいろいろな児童家庭、いろいろな虐待もありますし、家庭内暴力、DV関係、いろいろな面を含みまして、相談業務も充実しながら、子育ての支援センターというもののの中に、どういふふうに相談室なり、相談員なりというものを位置付けていくか、いふふうなところも現在、担当課の方としましても、それなりの検討をいたしながら、またいろいろな施設の関係もございますし、そこらのところを議員さんとの、また第2庁舎も絡めましたところについてのご議論をいただきたいと思っております。

○今村委員長

川井保健医療課長。

川井保健医療課長

それでは、お尋ねの保健センターの件でございますが、八千代、高宮、甲田、向原、4施設あるわけでございます。旧町からですね、こうした施設の管理というのがいろいろな見方があったんだろうと思っております。八千代町の11万6,000円というのは、委託料ということで、自動ドアの点検料、また消防設備の点検料ということで予算計上でございます。他の光熱水費については、他の費目の方での対応がなされてるように思っております。そして、高宮町さんにつきましては、バス代の需用費が2万3,000円の計上でございます。これも他の複合施設と重複した施設の中に入ってるように思っております。甲田につきましては1,031万円の予算計上がありますが、これは光熱水費30万9,000円、電話料9万6,000円、また消防、社協への委託料で、903万9,000円というものでございます。これは管理委託料の方が主なものでございます。また、使用料といたしましては、土地の借上げ、事務機の借上げ、下水の使用料ということで59万6,000円という数字をみております。また、向原町につきましては、光熱水費ということで71万7,000円、電話代8万9,000円、また、ここの消防、また空調等の委託管理費が13万8,000円、またここも土地の借上げ、下水の使用料というものが55万2,000円ほど予算計上がなされております。過去の実績といいますか、その資料について、考えてみますと、この程度のものは、向原町さんの分につきましては要っております。施設そのものが公民館の裏にある独立した建物でありまして、他との併用という使い方がなされておられませんようなので、これはこうした数字が出るんじゃないかなという気がいたしております。高宮にしても八千代さんにしても、他の施設といいますか、他のものと共用の施設だということが言えると思っております。以上です。

渡辺委員

委員長、19番。

○今村委員長

19番、渡辺委員。

渡辺委員

はい。まず、最初ですね、児童館なり子育て支援施設について、ちょうど第2庁舎の施設にも吉田町についてはそういった施設も関連施

設として考慮しながらというようなことも上がるとというふうに思っておりますが、これは外部委託的という、あるいは地元でということもお考えもあるようでございますが、今後地域とですね、よく連携を取りながら、これまでの施設の運営、それから今後の施設の運営、そこらを踏まえて検討を加えていただきたいというふうに思います。これまでの継承そのままですと、バラバラになるような状況であろうというふうに思いますので、今後の運営について検討をお願いをしておきます。

それから、次の保健センターの問題についても、同じように新市に新庁舎については、そういった施設も検討を加える要素があるというふうに思います。各旧町において、やはり高齢化社会ではありますので、そこらあたりの運営についても再検討をお願いをして終わります。

○今村委員長

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長

最初のちょっと言い忘れとったんですが、児童館、児童クラブのこの度も委託関係ということで、今までは直営でございましたが、これも委託の検討ということの中で、今回、企業なり安芸高田市地域振興事業団なりという話しもあったんですが、社会福祉課担当といたしましては、児童館、児童クラブは子どもの視点に立った運営ということで、今までの経験と実績があられます館長さんなり、指導員さんということで、地域の子育て支援に熱意のある、現在やっていただいとる方に委託しようということで、今現在進めております。4月1日からそういうようなかたちでやっていきたいと思っております。現在、美土里町のめだか児童クラブというのが個人さんに委託してやってもらっております。それと郷野学童児童クラブというのも、これにつきましても入江のお寺さんの方の入江保育所もやっていただいとるんですが、そこの方へ委託料を払ってやっていただいております。そういう方向で、企業なりということなしに、地域に根ざした子育て関係ということで考えておりますので、それも含めまして、今後いろいろな高宮町におきましても、今後空き教室も利用できるかとか、集会所なりも利用できるかということで、施設を新たに作るということなしに、何か場所をいただいて、また地域で運営するとか、個人的にもその方で委託してでもということの中での先ほどのちょっと答弁不足でありましたので、改めてまたご説明ということにさせていただきます。

後の、保健福祉センター関係につきましましては、ちょっと私の方では、委員長。

明木委員

○今村委員長

1番、明木君。

明木委員

保健センターの方なんですけど、先ほどの同僚議員の中でもですね、吉田の分については今後第2庁舎関係で出てくるわけなんですけど、美土里町がないわけですね。それについてはどのような方針をお持ちか、1点。

それともう1つの観点の方で、児童クラブの方なんですけど、今臨時

職員の方、全部転籍されてます。シルバーを使ってる場所もあるんですけど、その分についてはどうなるのか、それだけ、お伺いします。

○今村委員長

重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長

2点目の方の児童クラブのシルバー人材センターは今、甲田の方が委託ということでやって、長期休暇とか、あるいは補助員ということでやっていただいとるんですが、4月1日から合併でございますが、昨日、甲田町のシルバー人材センターへ行きまして、今のちょっと手数料、単価も高いわけでございます。それでは運営ができませんので、時給850円という恰好で、すべて統一ということで、児童館、児童クラブについては、補助員関係はということでございますので、それで委託ができれば、シルバーさんが今までの1,000円以上の時給がというふうな単価でございましたが、そこらの話しをさせていただきまして、もし、その850円で時給で受けたとしても、シルバーさんの方は手数料関係もでございますので、750円ぐらいで会員さんというか、そこらの方で果たして来ていただけるかどうか、そこらのところをシルバーさんの方で検討されるということでございます。今までのように、全てはいじゃあ1,000円かけの何時間というのは、契約にはなりませんよというふうなことで、ご説明させていただきました。

○今村委員長

川井保健医療課長。

川井保健医療課長

はい。ただ今のご質問でございますが、吉田、美土里の保健センターということで、名がつくものがないということでございます。これは確かに吉田、美土里にはございません。今現在ですね、美土里町につきましては、美土里の役場の前に山村開発センターですか、正式名称は定かではございませんが、たぶん山村開発センターという施設があると思えます。ここを拠点にですね、保健活動を展開しとることでございます。たちまちはこの施設を利用してですね、健康教育等の活動をいたしたいと。また、吉田についてもありませんし、今あります運動公園の一角の体育館、また、人権センター、ここらあたりの施設をお借りいたしまして、保健師の活動をやっておるとことでございます。ですからこれをできるまでは、これのものを中心にですね、保健の活動を実施していきたいと、このように思っております。以上です。

○今村委員長

他に質疑はございませんか。

小野委員

委員長。

○今村委員長

5番、小野剛世君。

小野委員

関連ですけれど、これ、要望も含めてお話しを聞きたいんでありますけども、今、児童福祉の観点から児童クラブであるとか、児童館であるとか、また保育園もそうでありますけども、そういう予算の入口が違うという、縦割りでやっておるような状況であります。だけど、考えてみれば、やっぱり子どもというのが、そこにおる子どもってというのが主賓でなければいけないと。やっぱり教育っていう部分からもですね、みていかなきゃいけないんじゃないかと、私は思うんであります。学校教



育と社会教育と家庭教育というのは、これはまさに一体となって進めていかないといけない、そういう中であって、福祉の観点から、子育ての支援であるとか、そういったようなことで入ってくる場所が違う、それはよく分かるんですけど、今後ですね、今の高宮の方のことにしましても、地域に預けてやっていただくというのも1つの方法かも分かりませんが、教育委員会との関わりも十分に持って欲しいと思うんです。学校の空き教室ができるならば、そこに行ってくださいね、子どもがわざわざ違うところへ行って、またそこで放課後を過ごすとかですね、そんなものはしなくたって可能ならできるわけでありまして。ですから、そういう意味におきまして、教育委員会も所管が違うから知らないよというんじゃないなくて、やっぱり子どもっていう立場からみれば、教育ということが全面に出なきゃおかしいと私は思います。ですから、この福祉の方だけでですね、一生懸命考えてあっちやこっちへ奔走していくと同時にですね、教育委員会もかなりの力を出して、いろんなところで妥協をしながら、子育てということやっていくというのが福祉だけじゃないと思うんですが、そこら辺の方で何か答弁があればいただきますし、なければ要望をいたしておきます。

重本社会福祉課長  
○今村委員長  
重本社会福祉課長

委員長。

重本社会福祉課長。

小野委員さんおっしゃるとおり、今児童館、児童クラブは小学校、児童クラブについては小学校1年生から3年生、家庭に保護者が居ないということからというような中でのクラブになっております、それから児童館におきましては小学校1年生から6年生までというふうなところの中で、小学生の子どもたちが対象でございます。もちろん、そういうことの中で、教育委員会、他の市町村におきましても教育委員会が所管をしるところが、それで空き教室を利用しるところがかなりあります。いうことで、1回は教育委員会の方と教育長を含めまして話しをさせていただきました。すぐということにはなりませんので、今後、福祉保健部と教育委員会でいろいろな協議を重ねて、できれば空き教室が、これは学校の管理者であります校長さんがいろいろな思いもあられることもございますので、そこらとも教育委員会の方で協議していただきまして、小学生、子どもたちのいろいろな、先ほどありました、教育のこと、それも含めての放課後関係につきましての今後の検討課題ということにさせていただきますと思います。

松村委員  
○今村委員長  
松村委員

委員長。

9番、松村君。

はい、関連になるうかと思いますが、先ほど来、子育て支援ということになりますと、大変多岐にわたって児童館のことから保育所、また乳幼児のこと、いろいろ多岐にわたるわけですが、今年度は新たな事業といたしまして、子育てサポート事業というのを起こしとっていただくわけですが、293万4,000円ですか。その事業の中身についてご説明を

いただきたいと思います。

重本社会福祉課長  
○今村委員長  
重本社会福祉課長

委員長。  
重本社会福祉課長。

ファミリーサポート事業でございますが、現在考えておりますのが、これは県内では三次市、庄原市、呉市ともう1つあったと思うんですが、そこらでやっておりますいうところの中で、今年度、市町村の県の方の説明会でもこれをファミリーサポート事業をやって下さい。この事業につきましては、日曜日とか、一時的に子どもさんを預けたいという人と、預かってもいいという人の家庭がそれぞれ登録会員になっていただきまして、それによりましてお互いが契約をしてうちの家で預かりますよというところ。それにはどうしてもいろいろ預かる人と、預ける人のいろいろな預かり料もいりますか、そこらのところも必要であります。三次市、庄原市の例が1時間あたり、平日で600円、預かる人は1時間600円いただいて、預ける人は300円、半額の300円を市の方が助成しとるというような制度でございます。そこらで、今から4月に入りまして、いろいろ内部検討をいたしまして、この前も新聞に出ておりましたが、広島市も10月ぐらいから設置するというふうなところが新聞に出ておりました。いうようなところで安芸高田市におきましても、夏ぐらいまでは方向性を出しまして、どういう運営をするんか、会員募集いうところもどうするんかということも含めて、検討いたしていきたいと思います、これにはまた、文教厚生常任委員会の方にも途中経過なりの報告もさせていただきたいと思います。

熊高委員  
○今村委員長  
熊高委員

委員長。  
10番、熊高昌三君。

一応、関連になるかと思えますけども、子育てとか、ファミリーサポートとかいう関連になるかと思うんですが、予算書の22ページの3目、14款の3目の育児支援家庭訪問事業費補助金というのが新しく出たというふうに言われたと思うんですが、県の支出金もありましたし、これはそこらとの関連があるのか、あるいは先ほどの先般あった、家庭児童相談員、そこらとの関係があるのか、いろいろ家庭に行って、いろいろと関わるんだということですが、誰がどういうふうなかたちでこの活動をするのか、その中身について少し詳しく説明願いたいと思います。

川井保健医療課長  
○今村委員長  
川井保健医療課長

委員長。  
川井保健医療課長。

はい。ただ今のご質問でございますが、子育てサポート事業との関連ということでございますが、この目的としとりますのは、実施要領に書いております目的がですね、最近はですね、核家族、また都市化の進展等で幼児等を取り巻く環境が大きく変わってきたと。家庭や地域における養育機能が低下してきているよということを言われております。この事業でですね、本来の児童の養育について、支援が必要でありながら、核家族等が進むことによってですね、助けて下さいということが言えん

ような状態があるんじゃないかならうかと、そういうことで、そのことによって、保護者の方は日々悩むことがあると思います。そうしたところに負担がかかる前にですね、我々の方が訪問し、そしてどういうんですか、その家庭を支援していこうじゃないかと。また、その子どもが養育が容易になることを目的としてやろうという事業でございます。

今うちで考えておりますのは、社会福祉協議会の方へ委託をいたしまして、子育ての方のOBといいですか、お母さん、子育てから離れた方、また保健師、また保育士等々のですね、ご協力を得ましてですね、家庭訪問をするという事業が主体になってこようと思います。以上でございます。

熊高委員 委員長。

○今村委員長 10番、熊高昌三君。

熊高委員 はい。社協あたりへ委託をしていくというかたちだというふうに受け止めさせていただいていいんですね。ファミリーサポート事業あたりとも深く関わってくると思うんですね。ですから、事業、事業でそれぞれの縦割りでなく、連携をしっかりとるようなですね、新しく出た事業でもありますし、そこらへんをしっかりと広く横断的に取り組みをしていたくような、そういったせっかくの事業ですから、やっていただくことを要望しておきます。以上です。

明木委員 委員長。

○今村委員長 1番、明木一悦君。

明木委員 はい。61ページの診療所の関係なんですけど、実は昨日ですね、行政情報処理の方からこの資料をいただいたんですけど、今、消防についてもですね、救急対応というのがやっぱり辺地と言われているところにある診療所のあたりですよ、この辺りについては非常に遠くて時間がかかるから、分駐所を設けるという話が出ておりまして、確かに医療について、それをサポートできるのは診療所かなというふうに考えられるわけですね。それでそういう医療に対して早急なる対応をとるにあたってですね、こういう情報ネットがこの中には引かれてないわけですね。今、もしこの広域ネットワークがその診療所等に引かれてればですね、例えば急患が出て、医師がすぐ対応するのにあたってですね、もしサポートを受けれる医師が吉田病院なりに居ればですね、その映像を見ながらですね、対応することも可能なわけですね。そういうような対応を考える必要はあると思うんですけど、ここの予算を見ればそういうのは対応がないんでしょうし、まだ考えられてないのかなと思うわけですけど、その辺りについてどのような考えをお持ちか、お伺いします。

児玉市長 委員長。

○今村委員長 児玉市長。

児玉市長 この問題はですね、高田郡内の町村会がですね、この事業をやりかけたんです。実際にそのお医者さんがテレビで映像を見ながら患者の診断をするとか、吉田病院へ連絡するとか、システムを作ったんですよ。

つくったんじゃが、実際には利用がなかったということで、辞めたという経過があるわけでございます。そういうことで、今なかなか開業医のお医者さんにしてもですね、お忙しいんで、そういう高度なものをですね、使いこなすというところまでいっておられないというのが、実態でございます。美土里の診療所をモデルにしてそれを据えてやりかけたんですがね、実際には効果がなかったという経過があるわけございまして、今、おっしゃった問題については、今後の課題ということで受け止めさせていただきたいと思っております。

- 明木委員 委員長。
- 今村委員長 1番、明木一悦君。
- 明木委員 関連じゃないんですけど、よろしいでしょうか。
- 杉原委員 委員長、関連。
- 今村委員長 関連なら、杉原君。
- 杉原委員 角度の変わった関連です。診療所運営費についてであります、ここへ挙げてありますようにですね、北生診療所というのがあるんですが、そうした中でですね、非常に北生地域の方はここを健康管理はもとより、大事な生命の診療所を頼ってですね、健康管理に努めておられるわけですが、診療所の先生がですね、決まった時間までおってんないということもあるんですね。そりゃあまあ、言うて悪いかもわからんですが事実です。それで非常に患者さんがね、行ってもおってんない。何時までということじゃけえ行ったが、おってんないということがあつとるわけですね。それで、横田診療所があります。そして、佐々部に診療所があります。それで吉田病院が中核病院としてですね、あるわけですよ。それぞれある中で、わりとここの今の現状はですね、頼って頼られんことですね、あるわけでございます。そこらあたりの指導はどういうようにされとるんか、していかれるか、あるいはですね、安芸高田市、吉田病院との連携が強いわけですよ。そうした中で今後の対応ですね、これができるものなら吉田病院との連携を進めていただいて、吉田病院から先生を派遣をしていただくとか、いうふうな方法をこれから取れりゃあ、取っていただきたいという、住民の願いもあります。そういったことがありますんでね、今後ひとつ、検討していただきたいと思っております。関連はそれで終わりです。

- 川井保健医療課長 委員長。
- 今村委員長 川井保健医療課長。
- 川井保健医療課長 はい、ただ今、委員の方からご指摘いただきました北生の診療所の問題点をご提起いただきましたが、我々の方に入ってきたのが初めてでございます。これをですね、もとに置かずに調査してですね、今後の対応を考えて参りたいと。また吉田病院から医師の派遣ということも要望事項としてありましたが、今、吉田病院からは川根の診療所の方へ行っていただいております。ここらの関連もありますんで、それらを含めてですね、今後の検討課題ということで、いただきたいと思っております。よろ

しく願います。

○今村委員長 以上で、診療所の方はいいですか。  
明木委員 委員長。

○今村委員長 1番、明木一悦君。

明木委員 2点、お伺いします。59ページに先ほどの説明で、母子保健費の中で乳幼児検診等もあったと思います。また、こちらにあります55ページの児童福祉総務費のこの中で、母子生活支援というのが説明の中であると思うんですけど、これはなんで母子なんですか。父子の方は、これは対応されないんでしょうか。それがまず1点と、なぜかという、他の所にはですね、ひとり親というのも出てるわけですね。その辺り、文言のことなんですけど、それをちょっと確認したいと。

もう1点がですね、安心コール事業を廃止されたというのがありましたけど、これ、安心コール事業はなぜ廃止されたのか、その経緯についてお伺いします。

川井保健医療課長 委員長。

○今村委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 はい。ただ今59ページに母子保健事業という、父子はないんかというご質問だと思います。これは、いつか1年ぐらい前ですかね、同じような質問を他の議員さんからいただいたと思います。これは事業で母子保健、母子保健という補助金のものに対応しておりますので、父子はないんかと言われましても父子も母子もですね、同じ恰好でやっていくだけのもので、命名がですね、補助事業の母子保健事業というものを取っているというだけのものでございます。また、ひとり親という言葉がありますが、このひとり親の云々という事業もあります。ですから、このひとり親の医療費につきましては、お母さんであろうが、お父さんであろうが、これは特定はできないだろうと思います。母子保健事業というのがですね、いいのか悪いのかという問題は私にもわかりませんが、事業の中ではお父さんであろうがお母さんであろうが、これは子どもにとっての話でありますし、また母子という名前が付いておりますものはやはり子育てといえますか、子どもがお腹の中における時からのサポートといえますか、気をつけてやらんといけませんよということでの母子という名前が付いとるんじゃないかなというような気がいたしております。以上です。

重本社会福祉課長 委員長。

○今村委員長 重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長 児童福祉関係の母子の関係でございますが、先ほど申しましたのは、母子自立支援費につきましては、母子及び寡婦福祉法によりまして、母子相談いいますか、自立支援とかいうところの、これは福祉事務所の設置になりまして、県の方から芸北地域事務所の方に1名おられた人を身分移管によりまして、現在、非常勤特別職として来ていただいております。これは母子寡婦福祉法に基づいたものでございます。それから母子

生活支援施設いうのを申し上げました。これにつきましては、児童福祉法によりまして、今、DV、配偶者の暴力。配偶者の暴力と言いますと、妻から夫へということもあるかも知れませんが、今現在につきましては、妻が子供と一緒に虐待を受けるといいますか、暴力を受けるようなところで、以前、母子寮と言っていましたような施設、母子生活支援施設というところがございまして、それに安芸高田市内へ住所を置いておられる方が、そういうことが原因となりまして、今その施設の方に行っていただいとるような施設がございまして。その父子とかいうのが、まだ、今現在出ておりませんのでございます。

沖野高齢者福祉課長 委員長。

○今村委員長 沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 安心コール事業の廃止の経過について、ご説明を申し上げます。この事業は、旧向原町1町におきまして実施しておりました事業で、定期的に電話を使いまして安否確認をしている事業でございます。こうした安否確認につきましては、老人クラブの友愛訪問の活動とか、あるいは地域振興会のこうした地域としてのふれあい、あるいは見守り機能を今後充実させていただきたいということで、事業の方もかなりこの部分を重なる部分があるということで、廃止ということで協議をいたしております。以上でございます。

明木委員 委員長。

○今村委員長 1番、明木一悦君。

明木委員 はい。安心コール事業の廃止なんですけど、例えばですね、今のは電話による定期的な確認ということがありましたけど、それ以外に例えばですね、湯沸器のポットであるとかですね、最近あるんですけど、それを1日使ったら、それで生命の確認ができるとかですね、そういうシステムもあると思うんですけど、それに対してそのような導入をすると。なぜかという、今、高齢率も上がってて、一人暮らしの家庭が増えてます。特に老人クラブ、地域振興会と言われてもですね、場所によっては家が非常に離れた場所にもあるわけですよ。そういう一人暮らしの高齢者の方に対するですね、支援というのは、これからやはり必要じゃないかと思われまして。

例えばそういうものに対するですね、補助金等を出して、そういうものを購入していただくとかですね、そういう対策もこれから必要じゃないかなと思われまして、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

沖野高齢者福祉課長 委員長。

○今村委員長 沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 はい。安心コールのこうした事業でございますが、ご提案いただきました湯沸器を使ったら、電波を使いまして、使われとるという情報が家族のもとに入るという、そうした機能があることは知っております。現在はですね、こうした一人暮らしの方の安否の確認を、安否と言いますか、緊急時に対応する事業といたしまして、消防署と緊急を結ぶ電話

の対応事業をもっております。今回ご提案いただきました湯沸器につきましても、国、県等の補助事業等を調査しながら、今後導入できるかどうか、充分検討させていただきたいと、こういうふうに考えております。

○今村委員長 他に質疑はございませんか。  
熊高委員 委員長。

○今村委員長 10番、熊高昌三君。

熊高委員 何点かちょっと確認の意味もあるんで、数点一度に言ってもいいですか。

まず、予算書の24ページの2目の民生費県負担金の中の生活保護費負担金という説明の中で、住所不定者というふうな説明をされたと思うんですが、この内容についてもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう1点、36ページの4目雑入の中の高齢者福祉課関係雑入で、高美園云々の説明の中で、県町村会からというふうな説明、私の聞き間違いかもわからないのですが、その内容についての説明をひとつお願いしたいと思います。

それからもう1点は、54ページの10目の社会福祉施設費の中で、社会福祉施設建設費、向原のかがやきの関係ですね、この説明がありましたけども、私も社協の理事の関係もありますんで、社協との関係あるいはちとせ会ですかね、そこらの関係がいろいろ行き来してるというようなことも聞いてるんですが、そこらの整理の状況ですよ、を報告を願いたいと思います。

そして最後に前後するんですが、25ページに民生費県補助金、2目中ほどに介護予防生活支援対策事業費補助金の中でですね、介護予防というかたち、これは国も介護保険の関係で進めていくという方針になっておると思いますが、その内容をもう少し詳しくですね、知らせていただくということとともに、国保、老健、介護保険、併せて10億円くらい、昨年対比増えておるんですね、当初予算から言うと。そこらのことも含めて国全体と同様の内容になってますけど、やはり介護予防という事業ですね、に力を入れるべきじゃないかなという気がしますんで、そういった観点で、介護要望の事業をどんなふうにされとるんか、お聞きしたいと思います。

信川主幹 委員長。

○今村委員長 信川主幹。

信川主幹 はい。生活保護費県負担金のことについてお答えします。生活保護を適用するというのは、原則居宅保護が原則であります。居宅でもって生活保護を適用する、その住所を管轄する福祉事務所あるいは実施機関と言いますが、そこが保護を適用していくということは原則であります。しかしながら、現在例えば吉田病院とかですね、主に精神病棟を持っている病院でありますとか、あるいは吉田の竹原にあります清風会、身体障害者等の施設入所者等につきまして、自宅があればこれは居宅で保護をするわけですが、長期入院になりまして借家でありますと、借家

の家賃を払うことができませんので、帰る家がなくなるといった場合に、そういった方たちについて、その病院を管轄する福祉事務所がすべて保護費を出して4分の1ずつ負担するというのは、そういった施設なり病院が設置した市に対して、あるいは県に対して負担が増大するというかたちで、居住地のない入院患者、あるいは施設入所者の方について、実質的には管轄する福祉がやりますけども、基本的には4分の1部分について県の方から負担金を受けまして、国庫の4分の3と県費4分の1で実際的に市の負担はゼロであるという取り扱いがございます。したがって、入院したとき既に居住地がよその市から入院されて居住地がなくなっても、それは当初そこの入院するまで保護を受けていたところが、生活保護を適用していくという制度になっておりますので、ご理解いただきます。

小野参事 委員長。

○今村委員長 小野参事。

小野参事 それでは、市社協とちとせ会の関係につきまして、特養の絡みでございまして、ご承知いただきますように特養を現在建築させていただくところで、現在向原町の総合福祉センター、ここの運営につきまして管理者を同一したい、同じ人をお願いしたいという考え方で、旧向原時代からの折衝を今までさせていただいております。その中で社協さんとの協議でございまして、昨年、理事さんが大幅に改選されましたということで、今月1日、助役さん、私、福祉保健部長、担当者と社協さんの理事会、理事さん、監事さんの全員協議会の中で、現在までのいきさつ、あるいはちとせ会への移行についてをお願いをさせていただきます。その結果、正式な理事会ではないんですが、一応、全員協の中ではやむを得んだろうと。当然、今までそういう話しで向原でされてきたんですから、仕方がない。仕方がないということはないんですが、了解はあらましにしましたということは伺っております。その後、谷森事務局長さん、それと、ちとせ会の施設長さんの平本さん、この方と市と一緒に協議いたしまして、一応現在のところでは8月1日をもって、社協さんからちとせ会に、現在のかがやきの事業、ここの管理も含めまして移行させていただきたいということで、ほぼ事務局長さん同士では一応話しをつけさせていただいております。これを今月中にちとせ会、あるいは社協さん、理事会がそれぞれありますので、その中で諮っていただきたいというかたちで、現在進んでおるところでございます。以上でございます。

沖野高齢者福祉課長 委員長。

○今村委員長 沖野高齢者福祉課長。

沖野高齢者福祉課長 はい。それでは、歳入につきまして、ご説明申し上げます。まず36ページ、高美園の措置費の受入金でございますが、こちらの県の町村会からの受け入れというふうにご説明申し上げました。

実は、安芸高田市の場合、養護老人ホーム、安芸高田市全体で77名の措置入所を各施設にお願いしております。その内の30名が高美園でございます。本来、その施設へ委託料を支払うわけでございますが、各施設



へバラバラに各町から払っておったんでは、非常に町の事務がかかるといことで、旧町時代のことですが、県の町村会がその支払代行事務を受託してくれました。市になりましても経過的に市の支払代行事務を受けておいてあります。ですから、各市町村は、県の町村会へ人数分の措置費を払いまして、県の町村会が各施設へその措置人数分だけ支払をしておる状態でございます。養護老人ホーム高美園の場合、市の方が一たんその収入を受けまして、市の措置として高美園に支出をしておりますので、町村会からの30人分の措置費が市に入り、そしてその同額を高美園に措置委託料として支払っておると、こういう状況でございます。

それと、ページ25ページの介護予防生活支援事業の補助金でございますが、詳しい中身といたしましては、老人福祉費の委託料の方へ組んでおる事業が中心ですが、介護予防事業と申しまして、高齢者の方へいろいろな転倒予防とか、いろいろな教室をしております。そちらへの補助金、そして、介護保険外の方で、訪問ヘルプサービスの支援が必要な方に生活指導員の派遣事業と申しまして、介護保険外の訪問ヘルプサービスをしております。その補助金あるいは家族介護者教室、家族の介護の参考になればということで、介護方法等の教室を開催したり、介護用品の支給をしたり、家族介護者の交流事業、あるいは徘徊高齢者家族支援サービスと申しまして、GPS衛星を使いました、徘徊高齢者の位置探査システムのそれに対する補助金や、成年後見制の利用に対する県の補助金等がその中身でございます。

もう1点、今後の介護予防事業の観点でございます。ご指摘いただきますように、今後介護保険の改正も、今から予防事業を重視してくると、こういうふうな考え方が国の方から示されております。予防事業の展開につきましては、平成17年の予算でお願いをしております、老人保健福祉計画、あるいは介護保険事業計画の中で、どういった介護予防事業を展開していくか、ご協議をいただきながら、平成18年からの方向性を示したいというふうに考えておりますが、その中で介護予防事業を重点を置き、実施していくと、こういうふうな考え方で現在はあります。以上でございます。

- 熊高委員 委員長。  
○今村委員長 10番、熊高昌三君。  
熊高委員 はい。全てよくわかりましたが、最後の介護予防についてですね、先ほども話しがありませんでしたが、吉田の温水プール等ができましたんで、そこらが筋力トレーニングとか、そういったような拠点になるような話しもしておられるんじゃないかなと思いますんで、教育委員会に任せずにですね、しっかりその辺の取り組みをですね、やっぱりそういった観点からやっていただきたいということを要望して終わります。
- 今村委員長 他に質疑はありませんか。  
入本委員 委員長。  
○今村委員長 14番、入本和男君。

入本委員 せっかくいい資料をいただいとるんで、事務関係にかかる未調整事項の確認ということで、3月7日現在の資料をいただいとるわけですが、予算の中にも保育料として反映しとると思いますが、これが早急に一元化を推進すべき意見が急増中と書いてございますけど、これは非常に市民にとっては安い方に合わせていただくのが一番ありがたいんですが、今後この度の保育料の歳入につきましては、どれを適応されて今後の対応を聞くのとですね、それから、現在学校では耐震化という保育所の整備でございますけど、ここには向原こぼと園の整備と。かなり地元の人では老朽化しとるというかたちですけど、そうは言うても全体の施設をみますと、立派なものもあったり、今現在小学校で耐震化調査をされて実施されとるところもあるわけですが、保育所もその整備の面では例外ではないと思うわけですけど、この計画を今後どのようにされるのか、施設の整備並びにそれから改修、それから保育料の現在と整合性に向けての質問をいたします。

重本社会福祉課長 委員長。

○今村委員長 重本社会福祉課長。

重本社会福祉課長

まず、保育料の関係でございますが、合併協の福祉保健部会なりところで、当時郡内で向原町と高宮町が少し安かったというところがあります。そこらを一気に上げてもいけないので、上げる方に統一ということでなしに、今まで向原町さんには幼稚園がございました。そこらのバランスがあったというふうにも聞いております。そのようなところもございまして、3年をかけて段階的に3年後に同じようにしようということで、今回17年が最終年度でございます。17年で該当のところを先日調べましたところ、高所得者関係、公務員が2人とかいうふうなところの該当者が何名かおりました。ここらでそこらにつきましてのいろいろなところ、今回該当者、最終的には少ないんですが、もう1年かけて高い方に合わせるということではないんですが、同じ保育、安芸高田市内、同じ保育でございますので、そこらで統一をしていきたいというようなことを思っております。

それから、もう1点、いろいろ施設整備でございますが、こぼと園につきましては上がっておりますが、これも担当課といたしましては今、こぼと園、保育所に一元化になったわけでございますが、年長組と年少組といますか、そこらの中で小学校のグラウンドを挟んで上の段と下の段に現在ございます。そこら、今後の園児数にもよりますが、そこらも1つの検討課題というようなことを思っております。他の施設、それぞれ耐震関係の調査までは私もちょっと聞いておりませんが、いろいろ施設を建設とか整備につきましては、数年間はちょっと無理じゃないかというような部分もございまして、今後将来的なところの中での含めて、いろいろそういう施設関係、今現在すぐということではございませんで、長期的なところで検討してというふうなところを思っております。

入本委員 委員長。

- 今村委員長 14番、入本和男君。  
 入本委員 保育料につきましてはですね、子育て支援と、それから若者定住につきましてはですね、充分保育料には配慮をしてですね、できれば安い方に合わせていただきたいのが、これはお願いでございます。
- また、保育所の整備につきましても、統合というものも大前提に置かなければならない部分もあろうかと思えますし、そして現在、自治振興部の方でですね、バスの方も生活路線バス等でありますので、統合いうのも考えながら、やはり環境のいい耐震的な設備を要望して質問を終わります。
- 今村委員長 他に質疑はありませんか。  
 杉原委員 委員長。
- 今村委員長 13番、杉原洋君。  
 杉原委員 はい、13番。56ページの児童手当費、これ説明を私が聞かざったんかもわかりませんが、これが昨年度より6,000万円ばかり増額になっとるんですね。この理由を説明いただきたいと思えます。
- 同時にですね、60ページの老人保健費6,790万円ばかりのこの事業の内容をお尋ねします。
- 重本社会福祉課長 委員長。
- 今村委員長 重本社会福祉課長。  
 重本社会福祉課長 1点目の児童手当費につきまして、ご説明申し上げます。児童手当費が前年度に比べまして6,074万1,000円の増額ということでございます。これは、16年度当初時点では就学前までの支給でございました。これが16年の途中で法改正がございまして、ちょっと一時期ほかのなかなか議決にならんかったわけですが、当初、今回が途中で小学校3学年まで、1年生、2年生、3年生ということで、約900名でしたか、くらいおります。その中でその大幅な人数の増によりましての増額でございます。これは国庫補助なりの補助金対応部分がありますので、ご理解いただきたいと思えます。
- 川井保健医療課長 委員長。
- 今村委員長 川井保健医療課長。  
 川井保健医療課長 それでは、60ページの老人保健費の6,796万2,000円の事業内容ということでございますが、これの主なもの、国保の方でもちょっと話しをしたと思うんですよ。総合検診と1日人間ドックの委託料等々がですね、主なものでございます。また、1日人間ドックについては年内の受診完了ということで、お願いしております。また、総合検診につきましては、今まではずっと3ヵ月から4ヵ月くらい市内の検診がかかっただと思えますが、これも事業の見直しということで、6月7日から7月の7日くらいまでの1ヵ月間で、全市を全部済めたいと思っております。そういう事業でございます。よろしく願いいたします。
- 今村委員長 質疑はありますか。  
 [質疑なし]

それでは質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。再開は8時15分からにいたします。

~~~~~○~~~~~

午後8時02分 休憩

午後8時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○今村委員長 それでは、休憩を閉じて再開といたします。

続いて、議案第42号、平成17年度安芸高田市老人保健特別会計予算についての件を議題といたします。

福祉保健部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 はい、委員長。失礼いたします。平成17年度安芸高田市老人保健特別会計予算でございますが、これは老人保健の関係の医療費でございます。それで、ページ数は131ページでございます。すいません。歳入歳出総額をそれぞれ58億5,768万8,000円でございますして、前年対比2.9%の増額の予算となっております。また地方自治法の規程によります一時借入の最高限度額は5億円としております。

詳細につきましては、担当課長の方から説明をいたしますので、よろしくをお願いします。

川井保健医療課長 委員長。

○今村委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 それでは、老人保健特別会計の予算の要点の説明をさせていただきます。ページ数で136ページをお開きいただきたいと思います。事業別明細書、歳入の方でございます。

1款の支払基金交付金でございますが、目1で医療費交付金が32億6,500万あまりの予算計上をいたしております。これは医療費総額に対する約56%の予算計上額になってございます。目2の審査支払手数料交付金でございますが、2,400万余りの予算計上でございまして、これは補助10分の10、全額の補助金でございまして、20万7,000件ぐらいのですね、レセプト点検の数になろうかと思っております。

そして次の2款の国庫支出金の方でございますが、目1の医療費負担金の方、17億800万あまりの予算計上でございまして、これは医療費総額の29%の予算計上額になっております。

続きまして3款の県支出金、1目の医療費負担金の方でございまして4億2,855万2,000円の予算計上額でございますが、これは総医療費の7.35%の予算計上額になろうかと思っております。

続きまして137ページ、4款の繰入金の方でございまして、目1の一般会計繰入金4億3,154万あまりのものでございまして、これは総医療費の7.35%と対象外経費の29万9,000円の金額を予算計上させていただきました。

次の5款繰越金、6款の雑入、これにつきましては存目ということで予

算計上させていただいております。

続きまして138ページをお願いしたいと思います。これも6款の雑入、目預金利子、またはその次の第3者納付金、これらも存目ということで、予算計上1,000円の予算計上をさせていただきとるところでございます。

以上が、歳入の説明でございまして、続きまして139ページの歳出の方に移らせていただきたいと思います。歳出の方、款1の医療諸費の方でございますが、目1医療給付費、これは7,621名の老人保険、受給者の医療費として57億8,400万あまりの医療費を計上させていただいております。また、目2の医療支給費の方でございますが、これは対象者に対しますコルセット、また治療装具代の経費を4,591万8,000円という金額を計上させていただきました。3目の審査支払手数料でございますが、これは先ほど言いました20万7,000件ぐらいのレセプト点検の支払手数料ということで2,406万円の予算計上をさせていただいております。

その次の2款の公債費でございますが、利子、1目利子でございますが、210万円、これは一時借入金に対する利子を予算計上させていただいております。

それ以降の3款の諸支出金、また、次ページの140ページにあります還付金、またその次の諸支出金の一般会計繰出金、これらは存目ということで1,000円の予算計上をさせていただいております。

4款の予備費の方でございますが、90万の予備費を予算計上させていただいております。以上でございます。よろしくお願いたします。

○今村委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○今村委員長 続いて、議案第43号、平成17年度安芸高田市介護保険特別会計予算についての件を議題といたします。

福祉保健部長から要点の説明を求めます。福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長 はい。141ページをお開きいただきたいと思います。平成17年度安芸高田市介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ増額31億9,120万5,000円の予算計上でございます。それと、一時借入金の総額、最高限度額につきましては1億円と定めておるものでございます。

この介護保険につきましては、介護給付費等がですね、対前年時期に比べますと9%の伸びとなっている現状でございまして、それらの給付サービス料の増額によりまして、予算計上させていただいております。

詳細につきましては、担当の主幹の方から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○今村委員長 続いて、花尾高齢者福祉課主幹。

花尾高齢者福祉課主幹 委員長。それでは、歳入の説明からさせていただきます。146ページをお開き下さい。まず款1保険料でございますけども、目1第1号被保険者保険料4億830万円でございます。これは65歳以上の方、特別徴収約

9,700人、普通徴収約1,000人の保険料でございます。

それから2款につきましては存目でございます。

3款国庫支出金でございます。1目介護給付費負担金6億3,095万1,000円でございます。これは国の給付費の負担金で20%に相当するものでございます。

次に147ページでございます。同じく3款国庫支出金の目1の調整交付金でございます。2億7,004万7,000円でございます。これは給付費の約8.56%を見込んでおります。

次に4款支払基金交付金の1目介護給付費交付金でございますけども、10億952万1,000円でございます。これは社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、給付費の32%に相当いたします。

次に5款県支出金、1目介護給付費負担金3億9,434万5,000円でございます。これは介護給付費の12.5%に相当する県の負担金でございます。

続きまして、148ページでございます。5款につきましては、存目でございます。

6款財産収入の1目利子及び配当金につきましては、基金の利子6万円でございます。

次の7款につきましては存目でございます。

149ページ、8款繰入金、1目の介護給付費準備基金の繰入金でございますけども、本年度4,774万1,000円、介護給付費準備基金から繰り入れを行ないます。同じく8款の一般会計からの繰入金でございますけども、1目介護給付費繰入金3億9,554万5,000円、これは給付費の12.5%に相当するものでございます。2目の事務費繰入金3,467万4,000円でございます。内訳は、節の方にあります総務管理費、徴収費、事務認定審査に関する事務費等の繰入金に相当するものでございます。

9款の繰越金につきましては存目でございます。

150ページをお開きいただきまして、10款の諸収入の第1号被保険者延滞金等につきましては存目でございます。次の10款預金利子につきましても存目でございます。10款諸収入の雑入でございますけども、雑入の分で1万円の予算計上をしているところでございます。

次に、歳出の方でございます。151ページでございます。款1総務費、目1の一般管理費でございます。本年度124万7,000円でございます。中の主なものは、需用費の方で71万8,000円、これは介護保険法の改正に伴う市民の方への啓発のチラシ等の印刷する必要がありますので、その計上をしております。次の款1総務費、項2の徴収費でございますけども、1目賦課徴収費、2目滞納処分費、併せて21万4,000円でございます。

続きまして152ページをお開き下さい。同じく款1の総務費でございますけども、1目介護認定審査会費731万7,000円でございます。主なものは節1の報酬で介護認定審査会委員さんに対する報酬費でございます。2目認定調査等費2,591万円でございます。これの主なものは、1報酬といたしまして認定調査員を17年度から調査員を確保いたしますけども、そ

の2名分の報酬、それから13委託料の方で意志の意見書あるいは訪問調査委託をいたしますけども、その委託料でございます。

次に2款保険給付費でございます、1目居宅介護サービス給付費、本年度10億5,720万円でございます。前年度と比較いたしまして1億720万円の増となっております。これは居宅介護サービス費で、介護1～5に認定された方のヘルプサービス、デイサービス等の費用でございます。

次に153ページ、3目施設介護サービス給付費でございます。本年度18億1,000万円、前年度と比較をいたしまして1億9,000万円の増でございます。これは施設介護サービス費ということで、特別養護老人ホーム、老人福祉施設、療養型医療施設等の入所者に対する給付費でございます。それから5目居宅介護福祉用具購入費、これは500万円でございます。前年度と同額でございます。福祉用具の購入にかかる経費でございます。6目居宅介護住宅改修費3,000万円、昨年度と同様でございます。住宅改修に伴う費用の給付費でございます。7目居宅介護サービス計画給付費1億1,000万円でございます。前年度と同額でございます。これは居宅介護支援事業所のケアマネージャーの方で計画を作成いたしますけども、それにかかる費用でございます。

続きまして154ページをお開き下さい。同じく款2の保険給付費でございますけども、要支援と認定された方の給付費でございます。1目居宅支援サービス給付費、本年度8,070万円、前年度比較で570万円の増となっております。これは要支援と認定された方のホームヘルプサービス、デイサービス等の費用でございます。3目居宅支援福祉用具購入費、昨年度と同額の100万円でございます。福祉用具の購入費でございます。4目居宅支援住宅改修費、本年度1,000万円、昨年度と比べて100万円の減額でございます。要支援の方の住宅改修費等の給付費でございます。5目居宅支援サービス計画費でございます。本年度3,200万円。前年度と同額でございます。要介護、要支援と認定されたかたのサービス計画のケアマネージャーに対する給付費でございます。

それから155ページの方でございますけども、同じく保険給付費の款2の保険給付費の1目審査支払手数料でございます。本年度480万円、これは国保連合会に対する審査の費用の手数料でございます。2目は介護給付費請求電算処理システム、これも同じく国保連の方に支払をするものでございます。予算20万円でございます。その次の高額介護サービス費でございますけども、1目高額介護サービス費、要介護1～5に認定された方の上限を超えた部分を高額介護で給付をするもので、1,500万円でございます。同じく2目高額居宅支援サービス費でございますけども、要支援と認定された方的高額費5万円でございます。

156ページをお開き下さい。3款の財政安定化基金拠出金は存目でございます。

款4基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金でございますけども6万円、これは利子相当分の積立でございます。

款5の諸支出金の1目第1号被保険者保険料の還付金50万円でございます。これは過年度等の保険料の還付の費用でございます。

157ページでございますけども、款6予備費、1目予備費、本年度100万円でございます。以上で説明を終わります。

- 今村委員長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 金行委員　委員長。
- 今村委員長　12番、金行君。
- 金行委員　1点、お聞きします。今、介護1～5まで分かれています、その内訳を何人かというのを教えてもらえばと思います。
- 今村委員長　すぐ出ますか。花尾高齢者福祉課主幹。
- 花尾高齢者福祉課主幹　はい。認定者数のことだと思いますので、現在2月末の認定者数ということで、要介護1～5ということでしたけども、要支援者が415名、要介護1が960名、介護2が342、介護3が243、介護4が241、介護5が299、合計2,500名という状況になっております。
- 金行委員　委員長。
- 今村委員長　12番、金行君。
- 金行委員　はい。これは担当課として、傾向としては介護が上がりようか、ということが分かれば、どういうんですかね、1から2とか。いや、そうじゃなしに下がりようとかいうところをお聞きしたいんですが。
- 花尾高齢者福祉課主幹　委員長。
- 今村委員長　花尾高齢者福祉課主幹。
- 花尾高齢者福祉課主幹　はい。個人個人によって差がありますので、なかなか難しいところではございますけども、高齢者の身体的状況ということで、認定を受けられて軽くなられる方は、やはり少ない状況でございます。どちらかというと更新をされるときに、いくらか介護が重たくなっているという現状でございます。ちょっとそれが人数的にというのはちょっと困難でございます。
- 金行委員　分かりました。
- 今村委員長　他に質疑はありませんか。
- 亀岡委員　委員長、20番。
- 今村委員長　20番、亀岡君。
- 亀岡委員　152ページ、介護認定審査会費について、まず、ご承知のように、法改正によってですね、今度、これ新年度からそうなると思うんですが、要支援、要介護1は、事実上介護保険からですね、除外と言ってしまうのかどうか分かりませんが、これまでは介護保険で対応してきたものが、対応されなくなるんですね。そういったことで、この認定審査会の方での取り組みというのは、これまでどおりとどう変化するんか。また国の方では介護保険の財政問題という視点から、そういったような施策展開になっておるように思うんですけども、介護保険を実際に運営している末端の立場においてはですね、これからやはり、この予算にも見られるようにですね、予算を増額して対応していかにかいけんというよう



な実情、実態にあると思うんですが、そういった面ですね、どう言いますか、状況をどのように見ておられるのか、そういった点についてお尋ねをいたします。

花尾高齢者福祉課主幹  
今村委員長  
花尾高齢者福祉課主幹

委員長。

花尾高齢者福祉課主幹。

はい。まず、ご質問の中で、要支援、要介護1につきまして、介護保険給付から除外されるというようなご質問だったと思いますけども、除外されるということではなくて、今度の18年4月1日からの法改正でございまして、法改正で今国が考えていますのは、今要支援、要介護1につきましては、いずれも介護給付というような恰好で現行なわかれると。実体的に要支援とか要介護1の軽い方については、介護という観点からではなくて、予防給付という観点から介護保険制度を見直すということでございまして、介護給付という名前にはなりませんけども、予防給付、新予防給付という恰好で、介護保険制度の中でサービスを提供していきます。ただ、サービスの提供が介護という観点ではなくて、予防していくということですから、例えば筋力の向上とかですね、というような観点から取り入れながら、サービスを提供していくという方向に変わりますので、ご理解いただければと思います。それに伴いまして、認定審査会でどう取り組みかということですが、今国の方で法改正で考えておりますのは、要支援1、要介護1から5までが今の認定審査でございまして、要支援と要介護の1で予防給付が適当な方につきましては、要支援1、要支援2という具合に認定をするように考えております。これに伴いまして、要支援1、要支援2、それから要介護1から要介護5という具合に認定をされます。要支援1から要支援2が新予防給付、要介護1から5が今までの介護給付という状況になります、それに伴いまして認定審査会では訪問調査の項目が若干変わってきます。それから主治医の意見書の内容が変わってきます。それに伴いまして認定審査会の中で、この方は予防給付が適当なのか、要支援、要介護1の軽度の方についてはですね、予防給付が適当なのか、あるいは介護給付が適当なのかということ審査していただくことが、平成18年4月1日から出てくるということになります。それから、後、介護給付が増額になってきております。国の方も平成26年度までを見込んでですね、相当の給付費が伸びるであろうと。それでこれをいかに押さえるかということで、今、介護保険制度の改正の中では、予防ということに力を入れております。先ほど一般会計の中で、介護予防給付事業というのが本年度一般会計で載っておりますけども、平成18年4月1日からはこの部分を介護給付費の介護保険の中で取り込んで、介護保険での予防をやりながら、要支援、要介護状態にならないようにしようと。要支援1、2をつくって、なるべく介護にならないように予防していこうという方向で、考えております。ですから、介護保険給付で17年度で予算しております介護予防事業も、18年度から介護保険に取り組みますので、年度当初については給付費が

増える、一時期増えるということになりますけども、将来的には予防給付を充実させていくことによって、介護度が重くならないようにしていこうということで、今、介護保険制度は考えられておる現状でございます。以上でございます。

今村委員長 他に質疑はありませんか。

熊高委員 委員長。

今村委員長 10番、熊高委員。

熊高委員 はい。亀岡委員さんの関連にもなると思うんですけど、ちょっと勉強不足で確認をしたいんですが、予防給付ということと介護給付というふうに言われたんですか、予防給付について、どういった給付になるのか、再度説明をお願いしたいということと、もう1点は、繰入金と基金と一般会計繰入金とありますよね。準備基金がもう既にほとんどないという状態になるんですが、この基金についての今後の取り扱いというか、どんなかたちでしていくのかということをお聞きします。

花尾高齢者福祉課主幹 委員長。

今村委員長 花尾高齢者福祉課主幹。

花尾高齢者福祉課主幹 新予防給付でございますけども、例えば要支援1、2に認定された方について、既存のですね、例えばホームヘルプサービスなり、デイサービスなり、今までどおりのサービスを提供していたんでは、もう要支援の方のできる機能までもが、ヘルパーさんに頼ることによって機能が低下するという考え方から、例えばホームヘルプサービスで家事、生活援助等に入った場合にですね、そのサービスを利用される方も一緒にですね、例えば調理をするとか、できるところをですね、一緒にやっていただくというようなサービス内容に変更いたしまして、動ける機能は維持をしていこうというようなサービス内容に変わってきます。ですからデイサービスもやはり筋力向上とかですね、そこら辺のところを主眼に置いたサービス内容になってきます。併せて、他のそういった内容の予防給付ということでの内容に変更があります。まだ具体的にですね、こういったサービスをしますというのが、まだ国から出ておりませんので、今から具体的に予防給付の内容のサービスが固まってくるものという具合に思っております。

2点目の準備基金でございます。今、準備基金につきましては、約6,760万円ばかりの準備基金がございます。16年度に取り崩しをいたしまして、17年度、先ほどの予算で4,850万の取り崩しをいたしますので残金については準備基金についてはかなり100万円以下の残額になるという具合に思っております。この準備基金につきましては、3年間保険料を同一にいたしまして、1年度は黒字、2年度はトントン、3年度は赤字になるので、それを3年度目に補填をしていくという性格のものでございます。したがって、18年度からにつきましては、また17年度中に介護高齢者保健福祉計画の中で介護保険の事業計画も策定をいたしまして、その中で保険料等の設定をいたします。それも3年間の同一保

険料で設定をいたしますので、次期3期の事業計画では、やはり前年度1年度黒字、2年度はトントン、3年度は赤字となって、準備基金がトントンとなるような保険料に設定をするよう考えております。以上でございます。

今村委員長 他に質疑はありませんか。

岡田委員 委員長、18番。

今村委員長 18番、岡田君。

岡田委員 岡田です。この介護保険というのは、やっぱり上がるばっかしになるとるわけよ。それで、差し向き入っとる人が、今現在入って、老人ホームに入っている人、入ってる人のこの費用が自己負担が増える制度なんよ、この前の法律を改正してから。それは払えんようになったら追い出されるんですか、どうなんですか。

花尾高齢者福祉課主幹 委員長。

今村委員長 花尾高齢者福祉課主幹。

花尾高齢者福祉課主幹 追い出されるかということになりますと、ちょっと答弁は非常に難しいんですけども、今度の法改正で17年の10月1日から施設入所者につきましては、今まで介護保険で施設入所者への給付につきましては、中の施設の償還に関する運営費の関係と、あるいは食費の部分についての個人負担はありますけども、介護給付の方で出していたところがあります。国の方のいろいろ協議がなされまして、在宅にいても同じように食費が要るじゃないかと。家での生活費、光熱水費も要る。一方施設入所の場合には同じように要るけども、介護給付で出しているが、実際に年金の給付の方からみたら施設に入所されてる人と家庭にいる人で、そこら辺の費用の負担の仕方がかなり公平さが欠けてるんじゃないかという観点から、今年の10月1日から施設入所者に対しても食費、それと施設の高熱水費、4床以上の多床のものと、それからユニット型の個室については運営費の部分の負担が違いますけども、そこら辺を負担していただくのと、ただし、全額負担ということになると、先ほど言われましたように、年金収入等の少ない方に対しては、それは非常に不利だということで、今度、保険料が、今の第2段階、市町村民税非課税のところから新第2段階と新第3段階というふうに区分けされます。新第2段階は年金収入、市町村民税非課税の収入80万未満の方が新第2段階に相当しますけども、そういった低い段階の人を設定をして、それからそれに伴って光熱水費等の施設の運営費の費用なり、食費の費用の負担金なりを、上限を設けまして、あまり高額にならないような上限設定にしている内容になっております。ですから、それに伴いまして、負担は増えてきますけども、ぐっと高額な負担にならない制度には、国の方では考えております。以上です。

岡田委員 委員長、18番。

今村委員長 18番、岡田君。

岡田委員 そうでしょうけども、新たに今度入る場合に、お世話になる場合で

も、この今の年金の設計は狂わあ。今の状況で厚生年金にしても国民年金にしても、だんだんだんだん自動的に減らされようる状況が進めば。そうすると、わしゃ入れるで思うたが、また入ったら高うなると。こういう状況がこの介護保険制度じゃないんかと。今の状況を延長すればよ。やっぱり見通しは私が言うのとすることに間違いはないですか。今の制度のもとではよ。

花尾高齢者福祉課主幹  
今村委員長  
花尾高齢者福祉課主幹

委員長。

花尾高齢者福祉課主幹。

先ほど言いましたように、在宅でサービスを利用されてる方と、施設でサービスを利用されてる方の、やはり公平さを保とうということが今回の制度改正でございますので、言われるとおり、今まで全部介護保険の給付の中ででていましたけども、やはりそこら辺は是正しようということで制度改正になるものでございますから、この分については利用者の方のご理解をいただかねばならないというように思っております。

今村委員長

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

今村委員長

以上で、本日の審査日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。

本委員会で審査しております人的業務委託の案件につきましては、説明資料の提出をいただいて、特別委員会最終日の、すなわち3月18日ですが、その教育委員会の調査終了後に行ないたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めますので、さよう決定をいたしました。

併せて資料の提供を、またよろしく申し上げます。

以上で本日の審査日程を終了いたします。

次回は、明日午前10時から開会をいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さんでございました。

~~~~~○~~~~~

午後8時52分 散会